

# 第3次岡山県 子ども・若者育成支援計画

すべての子ども・若者の健やかな成長と  
自立・活躍に向けて

令和4(2022)年3月

岡山県

## すべての子ども・若者の健やかな成長 と自立・活躍に向けて



本格的な人口減少社会を迎え、少子化・高齢化が一層進む中、グローバル化の進展、Society5.0の到来、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、私たちの日常は大きく転換しようとしています。

このような時代の転換期にあって、子ども・若者が自らの夢や目標を持って、未来を切り拓いていけるよう、心身ともに健やかに成長することは県民すべての願いであり、そのための環境を整えることは、私たち大人一人ひとりの責務です。

しかしながら、子ども・若者が抱える問題は、いじめや不登校、ひきこもり、貧困、虐待、SNSに起因する誹謗中傷や犯罪など多岐にわたり、県内でも虐待を受けていた児童が亡くなる痛ましい事件が発生したほか、全国的に子ども・若者の自殺者数も増加するなど、状況は深刻さを増してきており、取り組みを一層強化していく必要があります。

本県の青少年施策については、子ども・若者育成支援推進法の制定を受けて策定した「岡山県子ども・若者育成支援計画」および「第2次岡山県子ども・若者育成支援計画」に基づき、総合的かつ計画的に推進してまいりましたが、社会情勢の変化や深刻化する課題も踏まえて、このたび「第3次岡山県子ども・若者育成支援計画」を策定いたしました。

すべての子ども・若者が健やかに成長し、持てる能力を活かし自立・活躍できる社会の実現に向けて、家庭、学校、地域、企業、ボランティア・NPO、大学、国・市町村など、さまざまな立場の皆さまと課題を共有し、力を合わせながら、次代を担う子ども・若者の支援に全力で取り組んでまいりますので、さらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4(2022)年3月

岡山県知事 伊原木 隆太

# ～ 第3次岡山県子ども・若者育成支援計画 目次 ～

## 第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1
4 計画の対象者	1

## 第2章 現状と課題

1 子ども・若者を取り巻く社会環境と子ども・若者の状況	2
2 さまざまな困難を有する子ども・若者	17
3 子ども・若者を取り巻く家庭・地域環境	32

## 第3章 計画の概要

1 基本理念	41
2 施策の体系	41
基本目標Ⅰ すべての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援	41
基本目標Ⅱ 困難を有する子ども・若者やその家族への支援	43
基本目標Ⅲ 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援	44
基本目標Ⅳ 子ども・若者ととともに育つ地域・社会づくり	45
3 数値目標	46
基本目標Ⅰ すべての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援	46
基本目標Ⅱ 困難を有する子ども・若者やその家族への支援	46
基本目標Ⅲ 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援	47
基本目標Ⅳ 子ども・若者ととともに育つ地域・社会づくり	47

## 第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ すべての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援	48
重点目標1 子ども・若者の自己形成への支援	48
重点目標2 子ども・若者の自立を育む多様な交流	52
重点目標3 若者の職業的自立、就労支援	53
基本目標Ⅱ 困難を有する子ども・若者やその家族への支援	56
重点目標4 困難な状況ごとの取組	56
重点目標5 子ども・若者の被害防止と保護	63
基本目標Ⅲ 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援	66
重点目標6 次代の活力を生み出す人材の育成	66
重点目標7 グローバル社会で活躍する人材の育成	68
基本目標Ⅳ 子ども・若者ととともに育つ地域・社会づくり	70
重点目標8 家庭における教育力の向上	70
重点目標9 地域における教育力の向上	71
重点目標10 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備	73

## 第5章 計画の総合的な推進

1 県における推進体制	77
2 市町村との連携	77
3 関係団体等との連携	77
4 計画の進行管理	77

## 1 計画策定の趣旨

子ども・若者は社会の宝、活力の源、未来の希望であり、すべての県民が明るい笑顔で暮らす「生き生き岡山」の実現のためには、子ども・若者が、将来の夢や目標を持ちながら、未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を着実に身につけていくことが必要不可欠です。

本県では、平成24(2012)年に「岡山県子ども・若者育成支援計画」を、平成29(2017)年に「第2次岡山県子ども・若者育成支援計画」を策定し、子ども・若者の育成支援に向けて、各種施策を推進してきました。

この間、本格的な人口減少社会の到来や、情報化社会に続く未来社会Society5.0への対応、さらには、新型コロナウイルス感染症の影響など、子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、困難を有する子ども・若者が抱える問題は、いじめや不登校、ひきこもり、貧困、虐待、インターネット上の誹謗中傷、SNSに起因する犯罪被害など、多岐にわたり、一人が複数の問題を抱えるなど、複雑で多様な状況となっています。

こうした状況を踏まえ、「第3次岡山県子ども・若者育成支援計画」を策定し、すべての子ども・若者が健やかに成長し、持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現に向けて、子ども・若者一人ひとりの主体性を尊重しながら、各種施策をより一層、総合的かつ計画的に推進します。

## 2 計画の位置付け

この計画は、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第1項に基づく県の子ども・若者計画として位置付けます。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、令和4(2022)年度から令和6(2024)年度までの3年間とします。

## 4 計画の対象者

計画の対象となる「子ども・若者」の範囲は、国の「子供・若者育成支援推進大綱」に基づき、30歳未満の者とし、就労支援等の施策においては40歳未満の者も計画の対象とします。

なお、「子ども・若者」の呼称・年齢区分は、法令によりさまざまであることから、施策によっては、「青少年」、「少年」、「児童生徒」等の用語を使用しています。

# 第2章 | 現状と課題

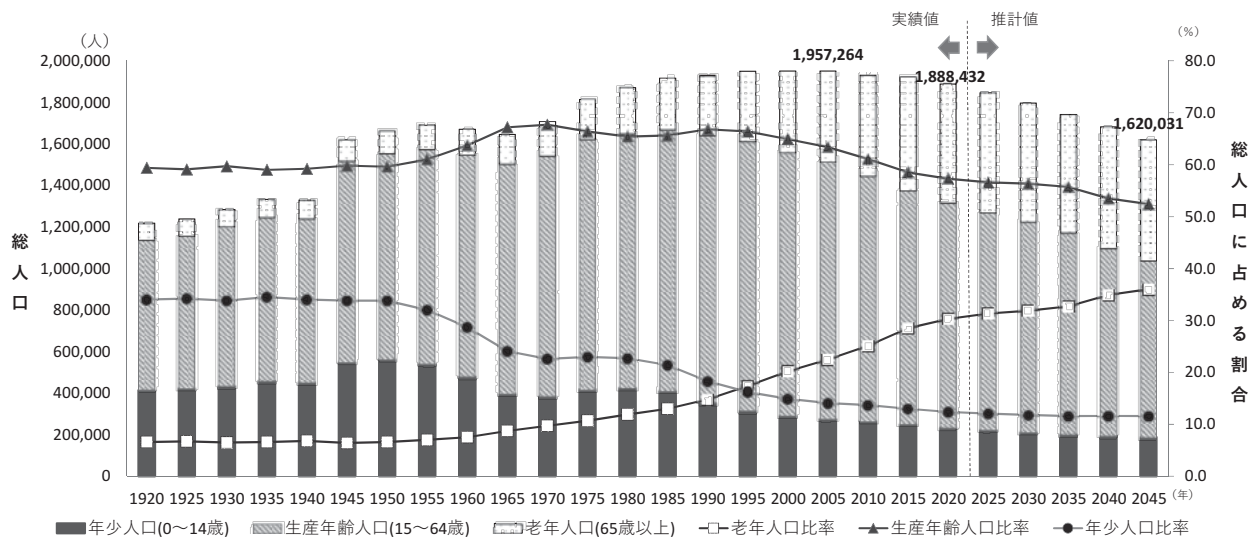


## 1 子ども・若者を取り巻く社会環境と子ども・若者の状況

### ①本格的な人口減少社会の到来と子ども・若者人口の減少

- 我が国の将来人口は、「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計 国立社会保障・人口問題研究所)」等によると、毎年の減少スピードが2020年代前半の年56万人程度から、2030年代後半には年86万人程度に加速し、総人口は令和27(2045)年には1億642万人にまで減少すると推計されています。
- 本県の人口は、平成17(2005)年の約196万人をピークに減少が続いており、将来人口は、年間の減少数が2030年代には1万人を超え、令和27(2045)年には、約162万人まで減少すると推計されています。
- 本県の子ども・若者(0~29歳)の人口は昭和50(1975)年以降減少しており、令和2(2020)年の約50万人から、令和27(2045)年には約40万人まで減少すると推計されています。

図表1 / 総人口及び人口構造の推移と見通し(岡山県)

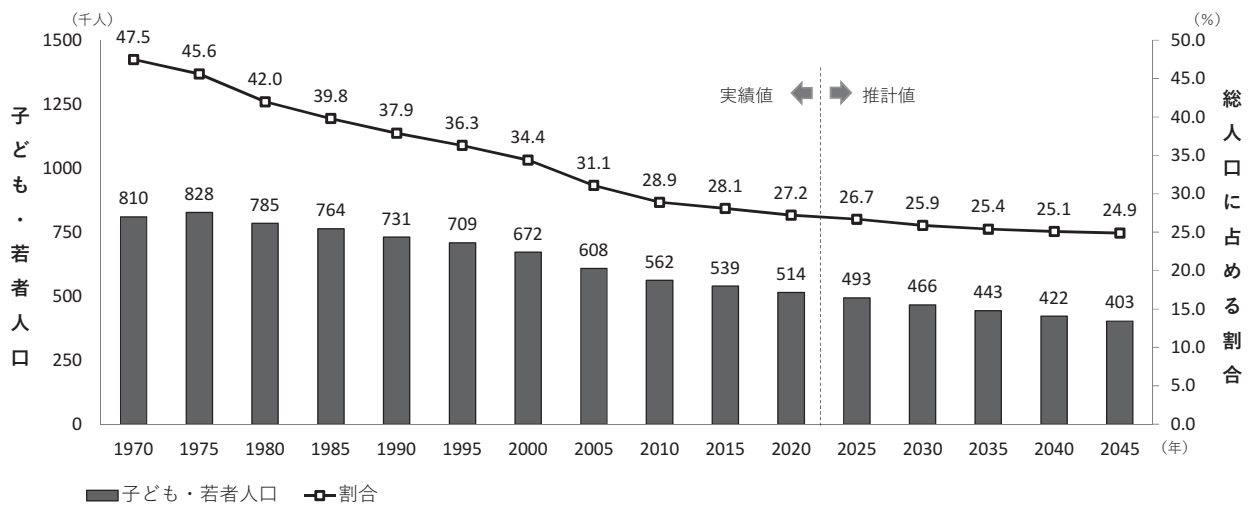


※令和7(2025)年からの推計値は平成27(2015)年国勢調査の結果を基に推計した値

資料：令和2(2020)年までの実績値「国勢調査」(総務省)

令和7(2025)年からの推計値「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

図表2 / 子ども・若者人口及び割合の推移と見通し(岡山県)



※子ども・若者人口：0～29歳の人口（10月1日現在）

※令和7（2025）年からの推計値は平成27（2015）年国勢調査の結果を基に推計した値

資料：令和2（2020）年までの実績値「国勢調査」（総務省）

令和7（2025）年からの推計値「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

## ②少子化の進行

■「人口動態統計」（厚生労働省）によると、我が国の第2次ベビーブーム期（昭和46（1971）年～昭和49（1974）年）以降における出生数は、昭和48（1973）年の約209万人をピークに減少しており、平成28（2016）年の出生数は約98万人と明治32（1899）年の統計開始以来初めて100万人を割りこんだ後、令和2（2020）年は約84万人と過去最小の出生数となっています。

■合計特殊出生率<sup>\*</sup>は、第2次ベビーブーム期を含め、ほぼ2.1台で推移しましたが、昭和50（1975）年に2.0を下回って以降低下傾向となっています。平成17（2005）年には過去最低である1.26まで落ち込み、その後は、微増傾向で推移したものの、平成28（2016）年から再び低下し、令和2（2020）年は1.33となっています。

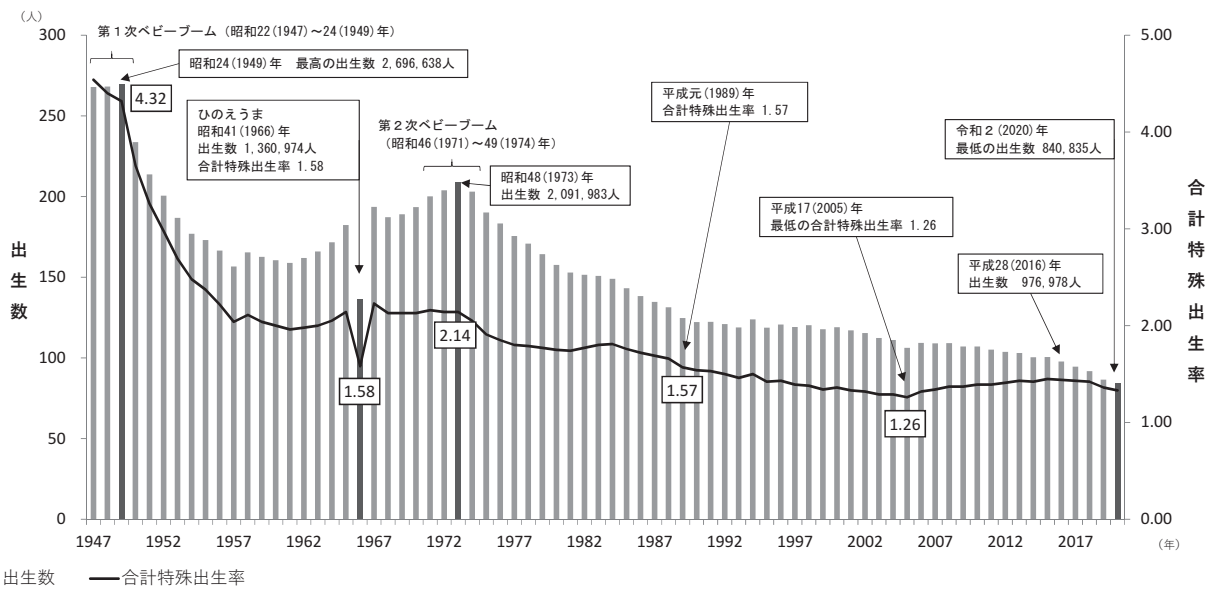
■本県における第2次ベビーブーム期以降の出生数は、昭和48（1973）年の31,996人をピークに減少しており、令和2（2020）年の出生数は13,521人で、ピークと比べると半分以下の水準となっています。

■本県の合計特殊出生率は、昭和50（1975）年には2.05でしたが、平成17（2005）年に過去最低の1.37まで低下し、その後回復傾向にありましたが、ここ数年はほぼ横ばいで推移しています。令和2（2020）年の合計特殊出生率は1.48となり、全国平均より高くなっています。

■新型コロナウイルス感染症による自粛生活の影響により、令和2（2020）年の全国の婚姻件数、妊娠届出数は減少しており、感染拡大による出生数の減少が懸念されます。

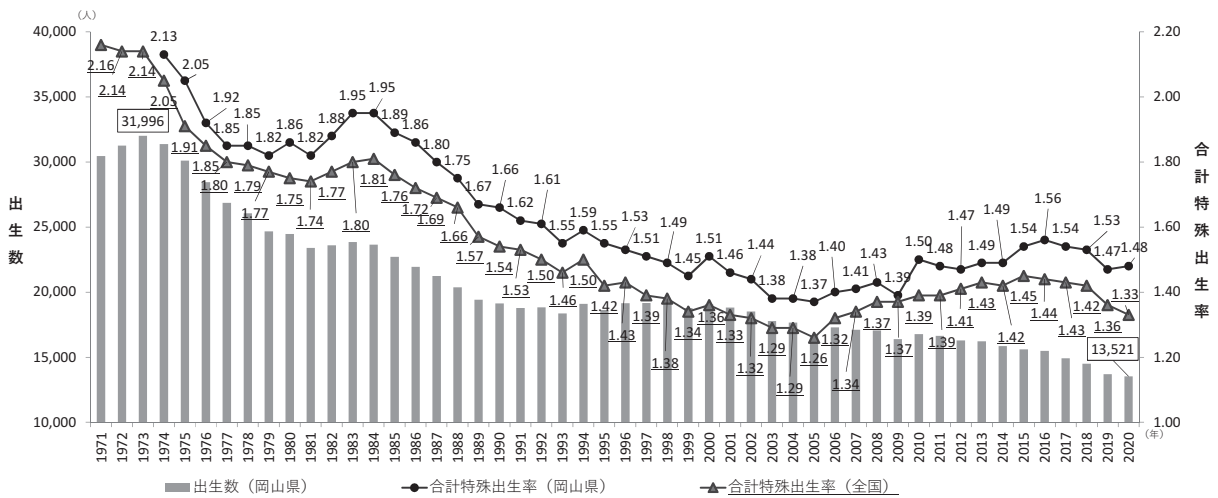
※合計特殊出生率：その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当する。

図表3 / 出生数及び合計特殊出生率の推移 (全国)



資料：「人口動態統計」(厚生労働省)

図表4 / 出生数及び合計特殊出生率の推移 (全国・岡山県)



※令和2(2020)年度は人口動態統計月報年計(概数)の概況

資料：「人口動態統計」(厚生労働省)

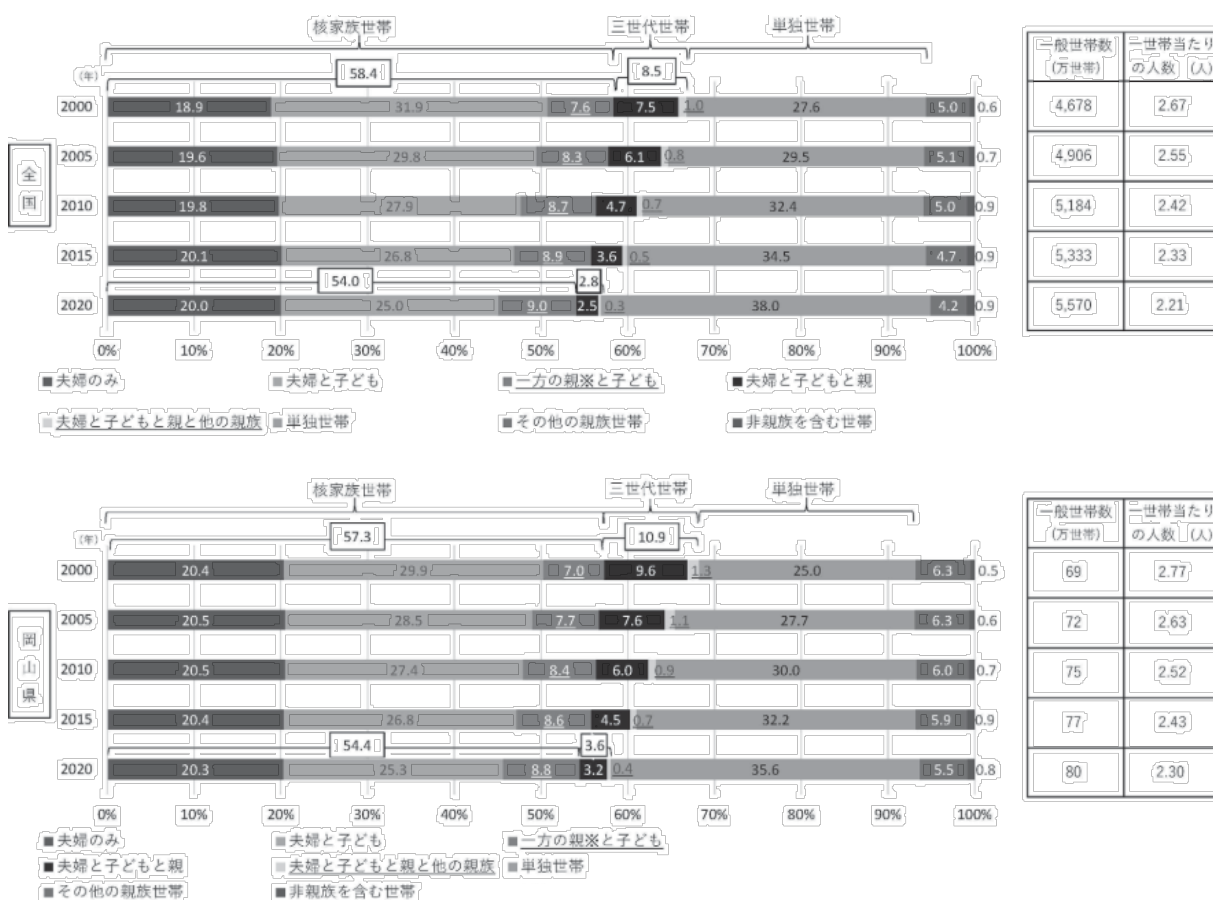
### ③ 世帯構造の変化

■「国勢調査」(総務省)によると、全国では、一般世帯数は増加傾向にあります。一世帯当たりの人数は減少傾向にあります。世帯構成では、平成12(2000)年から令和2(2020)年までの間に、核家族世帯の割合は58.4%から54.0%へ、三世帯世帯の割合は8.5%から2.8%へ、それぞれ減少している一方、単独世帯の割合は27.6%から38.0%へ増加しています。

■本県においても、一般世帯数は増加傾向にあります。一世帯当たりの人数は減少傾向にあります。世帯構成では、平成12(2000)年から令和2(2020)年までの間に、核家族世帯の割合は57.3%から54.4%へ、三世帯世帯の割合は10.9%から3.6%へ、それぞれ減少している一方、単独世帯の割合は25.0%から35.6%へ増加しています。

■「労働力調査」(総務省)によると、全国では、共働き世帯数が増加しており、本県においても、「国勢調査」(総務省)によると、専業主婦世帯数が昭和55(1980)年以降減少しており、共働き世帯数は平成7(1995)年以降、減少傾向にありましたが、平成27(2015)年には増加しており、夫婦のいる一般世帯に占める割合は47.7%と全国(45.5%)に比べて高くなっています。

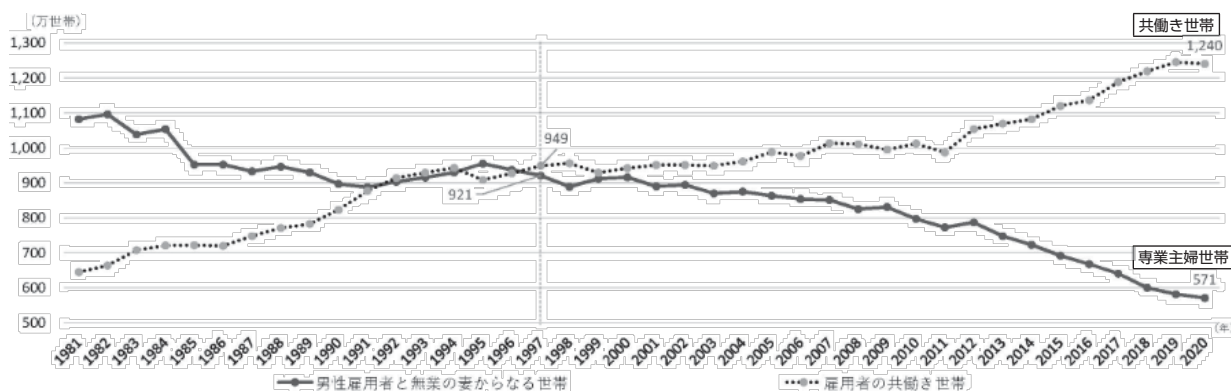
図表5 / 世帯構造の推移 (全国・岡山県)



※ひとり親家庭や、もう一方の親が調査時点において単身赴任等により不在の家庭など  
資料: 「国勢調査」(総務省)

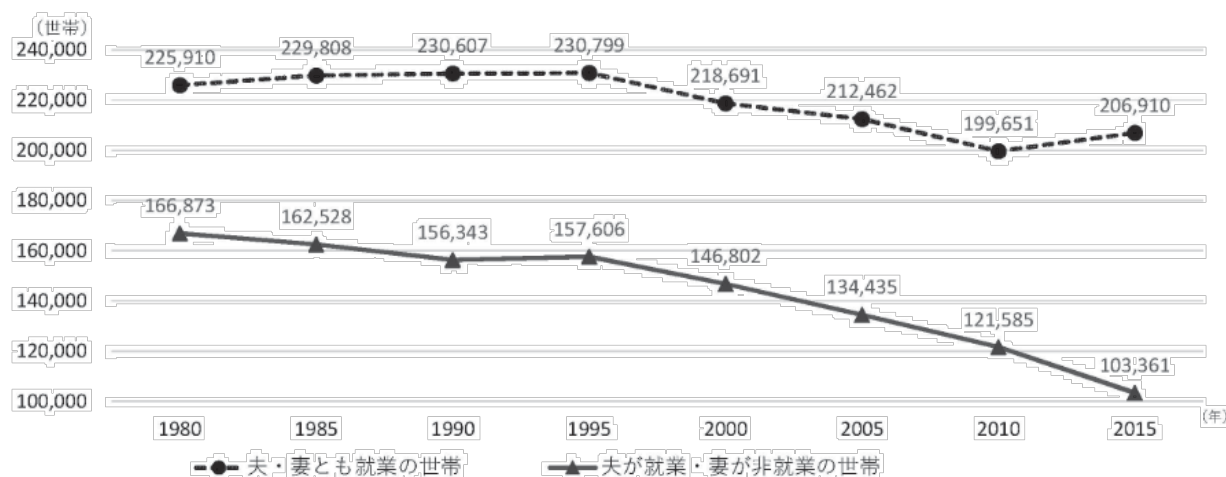


図表6 / 共働き等世帯数の推移(全国)



資料：「労働力調査特別調査」(昭和56(1981)年～平成13(2001)年 総務庁)  
「労働力調査」(平成14(2002)年～ 総務省)

図表7 / 共働き等世帯数の推移(岡山県)



資料：「国勢調査」(総務省)

## ④ 子ども・若者を取り巻く環境の変化

### (1) グローバル化の進展

■ グローバル化の加速により、世界の国々の相互影響と依存の度合いは急速に高まっています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により各国経済は大きく落ちこみましたが、世界経済の回復に伴い、人材の流動化、人材獲得競争など国際競争が激化していくことが予想されます。

■ グローバル化が進んだ社会では、直面する課題を自ら発見し、解決できる能力が求められるとともに、国内外のさまざまな場で、外国語をためらうことなく使用し、言語や文化が異なる人と主体的に協働していくことが求められます。

## (2) Society5.0の到来

■ Society5.0<sup>\*</sup>の到来が予想されており、AI<sup>\*\*</sup>やロボットが代替できる単純労働を中心に、現存する多くの職業が影響を受け、創造性や協調性が必要な業務や非定型的な業務が仕事の中心になるとともに、AI、IoT<sup>\*\*</sup>、ビッグデータ<sup>\*\*</sup>といった情報技術等を基盤とした人材の重要性がより高まることが想定されます。

■ Society5.0の到来に向けて、情報を取捨選択し読み取る力や、進歩し続ける技術を使いこなす力などの情報活用能力を育成するとともに、他者と協働し、AIにはない人間の強みである表現力や創造力を発揮しながら、新たな価値を創造できる人材の育成が求められます。

※ **Society5.0**：国が科学技術基本計画（平成28(2016)年1月22日閣議決定）で提唱した、科学技術の進化による社会変革が、人々に豊かさをもたらす社会を指す。

※ **AI**：Artificial Intelligence（人工知能）の略称で、人間の脳が行っている知的な作業をコンピュータで模倣したソフトウェアやシステム

※ **IoT**：Internet of Things（物のインターネット）の略称で、コンピュータだけでなく、さまざまな物体をインターネットに接続したり相互に通信したりすることにより、自動制御や遠隔計測などを行うこと。

※ **ビッグデータ**：情報通信技術の進展により、生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多様なデータのこと。

## (3) 新型コロナウイルス感染症による影響

■ 令和元(2019)年12月に中国湖北省武漢市で発生が報告された新型コロナウイルス感染症は、世界規模で拡大し、日本においても、国民の生命や生活のみならず、経済、社会、人の行動、意識、価値観など、その影響は多方面に及んでいます。

■ 新型コロナウイルス感染症は、子ども・若者を取り巻く環境にも変化をもたらしており、家庭生活や学校生活をはじめ、ひとり親家庭など社会的・経済的に恵まれない家庭や、若者の雇用環境等、幅広く影響を与えています。

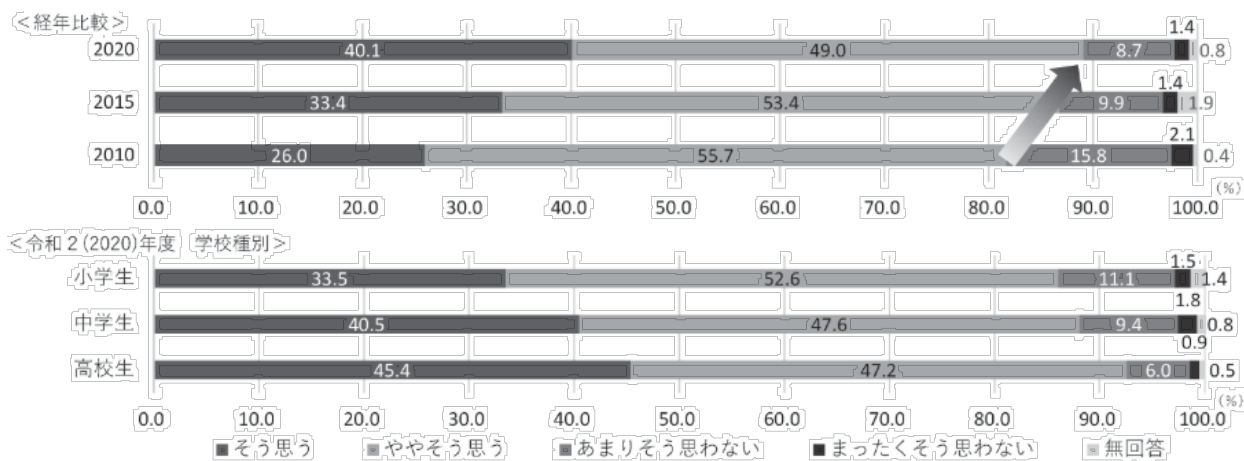
## ⑤ 子ども・若者自身の状況

### (1) 子どもたちの意識

■ 「青少年の意識等に関する調査」（令和2(2020)年度 岡山県）によると、「きまりやルールをきちんと守るほうだ」と回答した割合が増加しています。

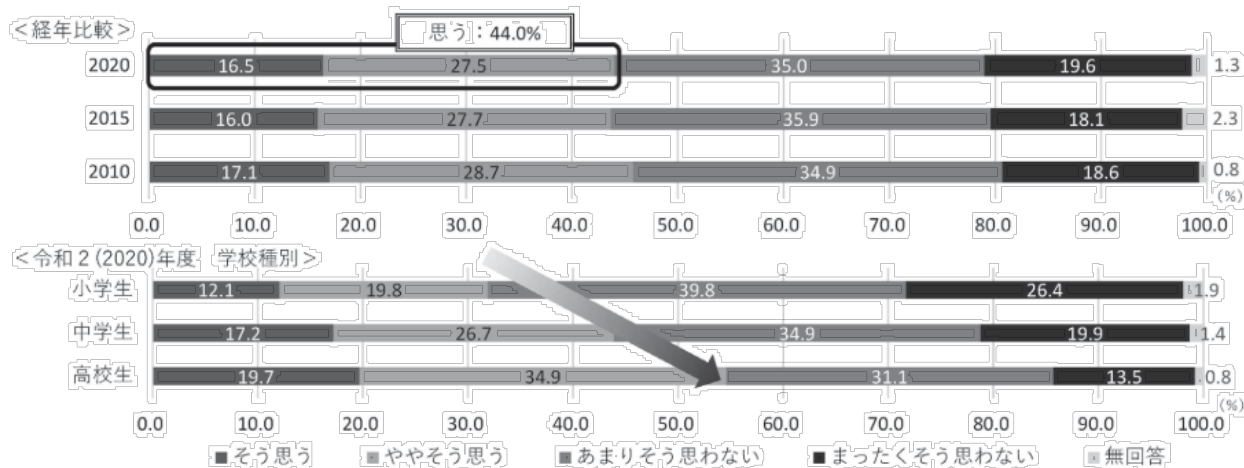
■ 一方で、「つまらないことですぐに落ち込む」、「自信を持ってやれることがない」と回答した割合が4割程度となっており、小・中・高校生と学校種が上がるにつれて、その割合が高くなっています。

図表8 / 自分自身の性格について(岡山県)：きまりやルールをきちんと守るほうだ



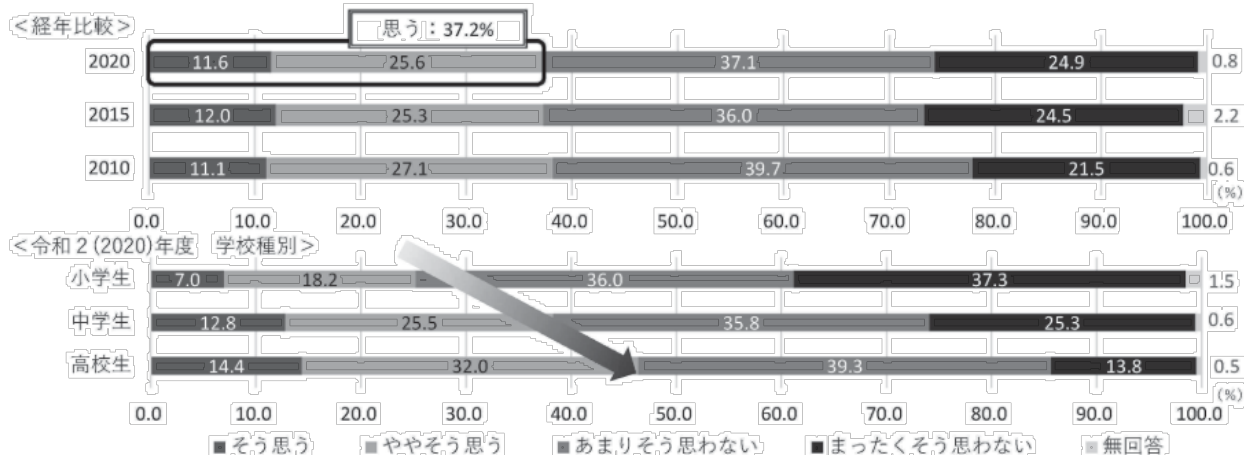
資料：「青少年の意識等に関する調査」(令和2(2020)年度 岡山県)

図表9 / 自分自身の性格について(岡山県)：つまらないことですぐに落ち込む



資料：「青少年の意識等に関する調査」(令和2(2020)年度 岡山県)

図表10 / 自分自身の性格について(岡山県)：自信を持ってやれることがない



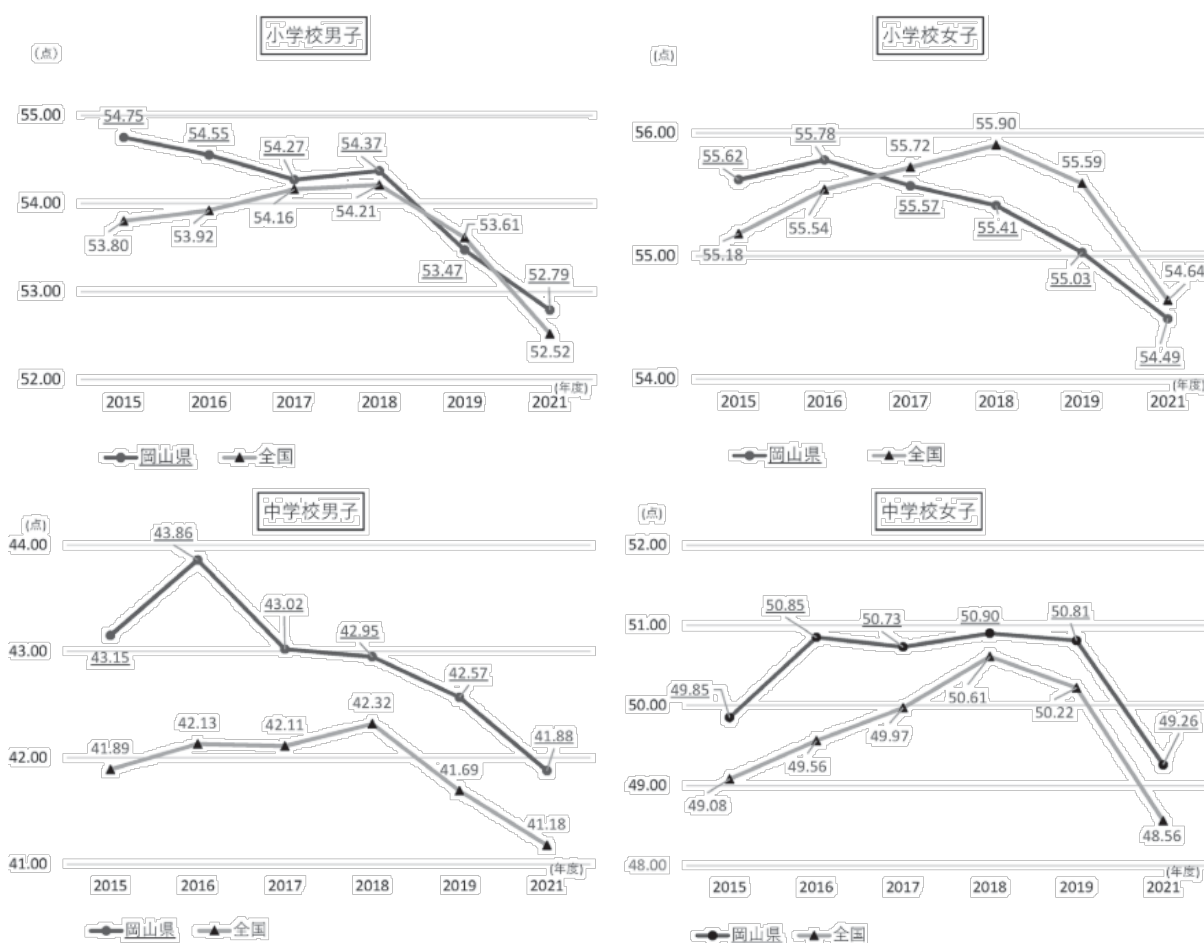
資料：「青少年の意識等に関する調査」(令和2(2020)年度 岡山県)

## (2)子どもたちの体力・運動能力

■「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(令和3(2021)年度 スポーツ庁)によると、本県の子どもの体力・運動能力は新型コロナウイルス感染症の影響も受け、低下傾向にあり、小学生男子及び中学生は全国平均より高くなっていますが、小学生女子は全国平均より低くなっています。

■「体育・保健体育の授業が楽しい」と感じている割合は、小学生は全国平均より低く、中学生は全国平均より高くなっています。また、「1週間の総運動時間数が60分未満」と回答した割合は、中学生女子を除き増加しており、小・中学生ともに全国平均とほぼ同等となっています。

図表11 / 体力合計点の年次推移 (全国・岡山県)

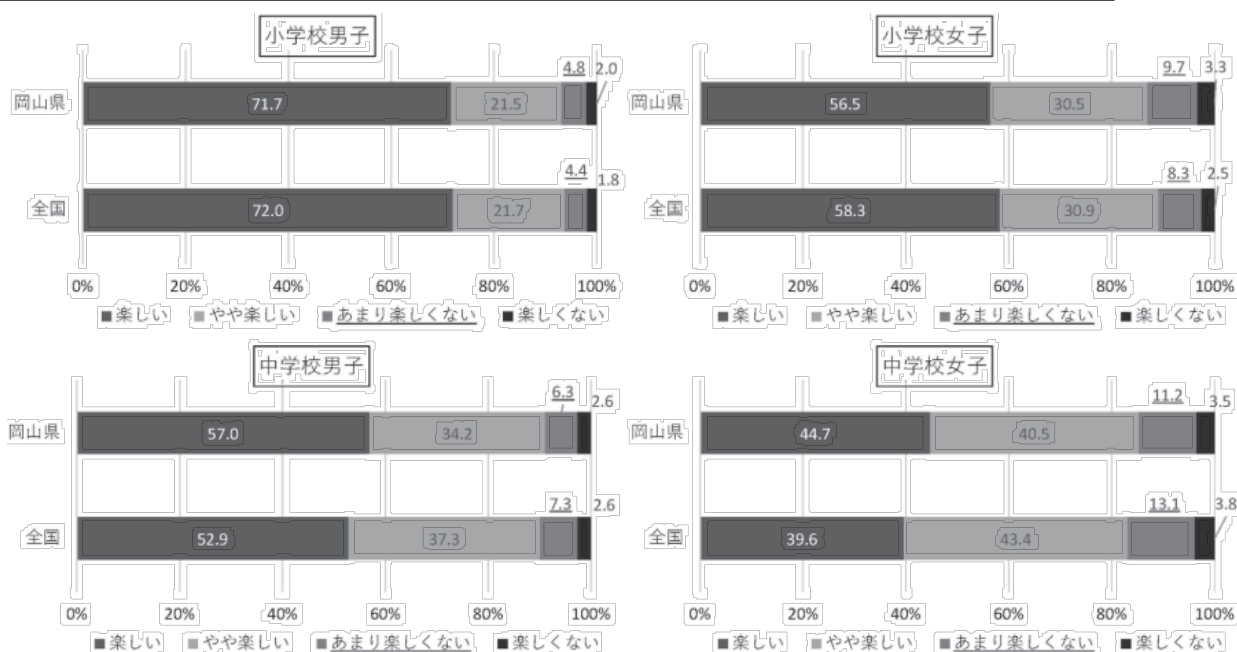


※体力合計点とは、8種目(握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ボール投げ)の成績を1点から10点に得点化して総和した合計点

※新型コロナウイルス感染症の影響により令和2(2020)年度調査は中止されたため当該年度結果はありません。

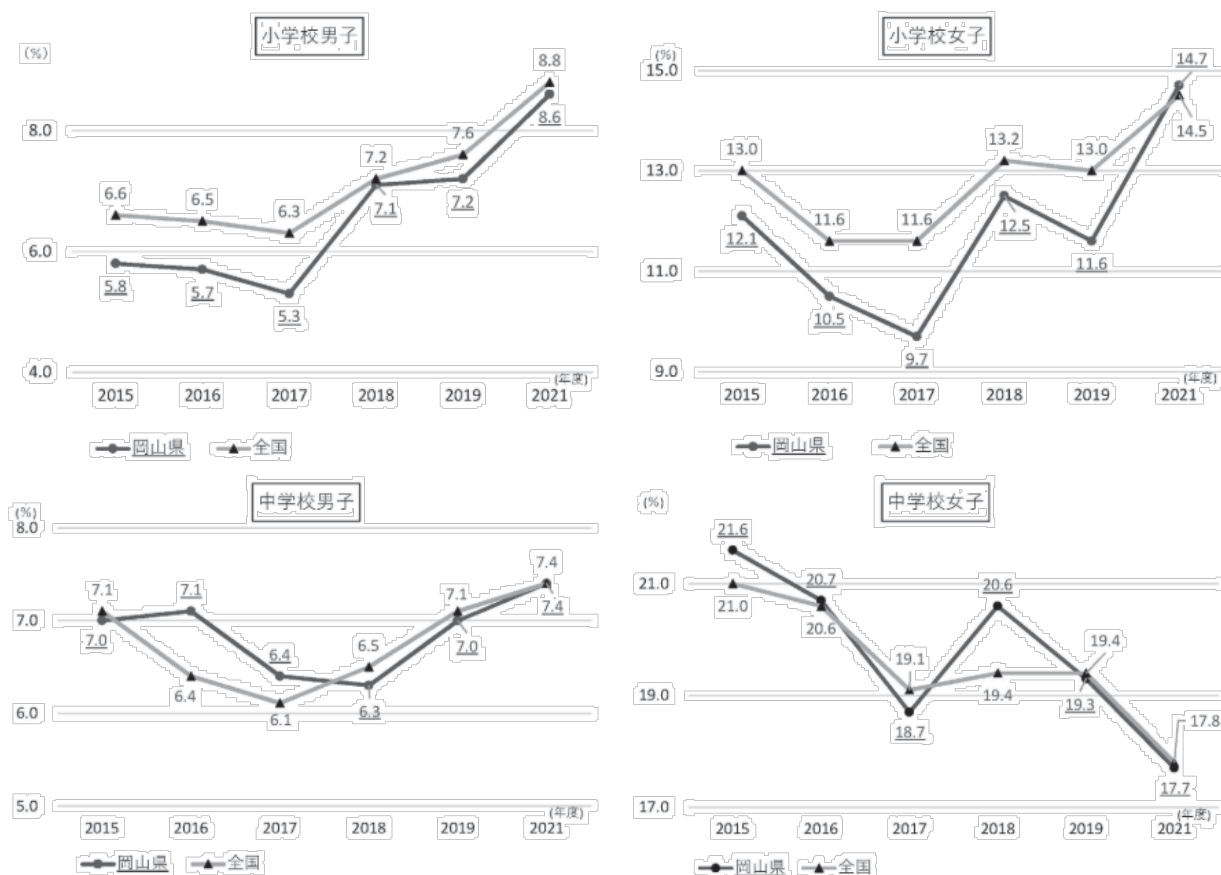
資料:「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(スポーツ庁)

図表12 / 「体育・保健体育の授業は楽しいですか」の問いに対する回答割合 (全国・岡山県)



資料：「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（令和3(2021)年度 スポーツ庁）

図表13 / 1週間の総運動時間数 60分未満の児童生徒の割合の推移 (全国・岡山県)



※新型コロナウイルス感染症の影響により令和2(2020)年度調査は中止されたため当該年度結果はありません。

資料：「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（スポーツ庁）

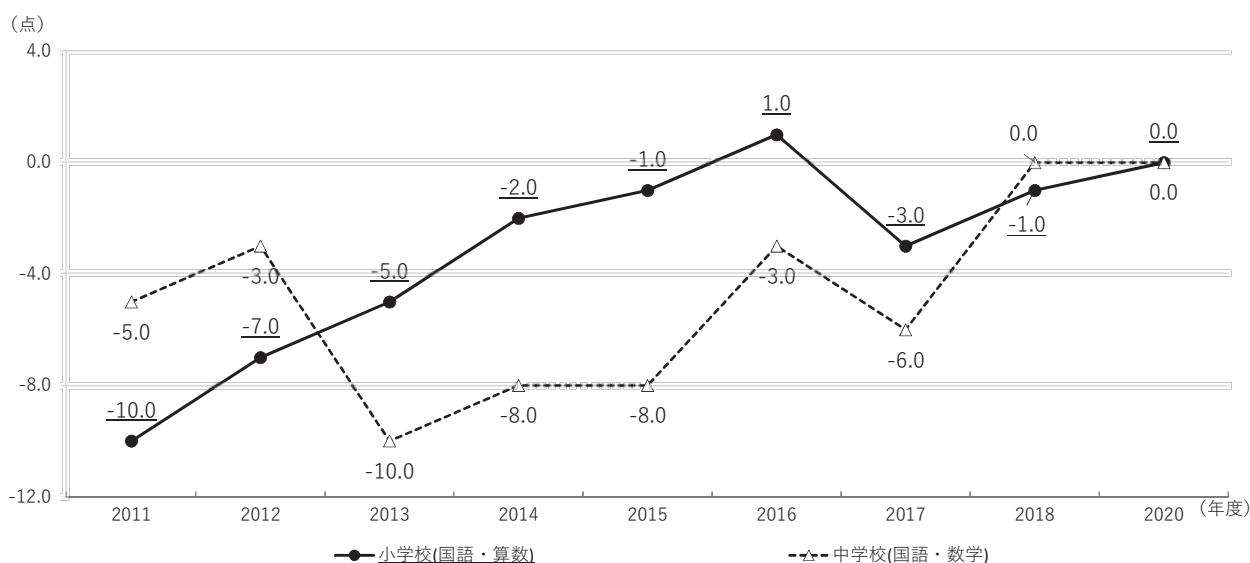
### (3)子どもたちの学力

■本県の子どもの学力については、「令和3年度全国学力・学習状況調査」(文部科学省、岡山県教育委員会)によると、小・中学校ともに平均正答率が全国平均と同等になっています。

■「授業以外で平日1時間以上学習する児童生徒の割合」については、前回の調査結果と比較すると、中学校で増加しており、小学校では減少しましたが、全国平均を上回っています。

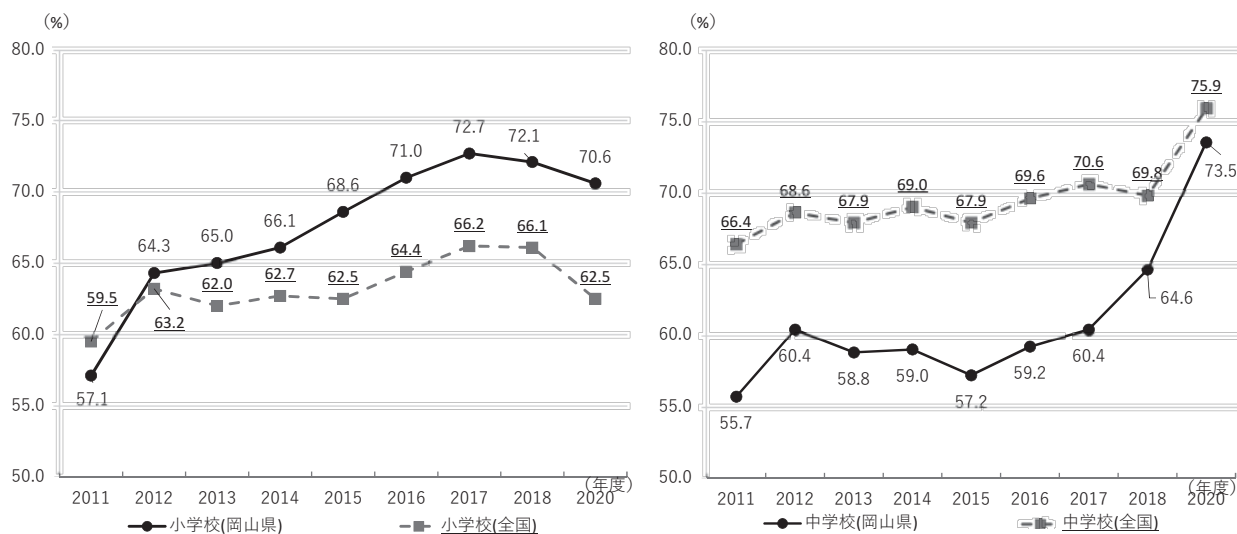
■新型コロナウイルス感染症の感染拡大で多くの学校が休業していた期間中、「勉強に不安を感じた」(当てはまる、どちらかといえば当てはまる)児童生徒の割合が小・中学校ともに過半数に達しており、今後、新型コロナウイルス感染症等により臨時休業を行う場合においても児童生徒の学びを保障することが求められています。

図表14 / 全国学力・学習状況調査における全国平均正答率との差の推移 (岡山県)



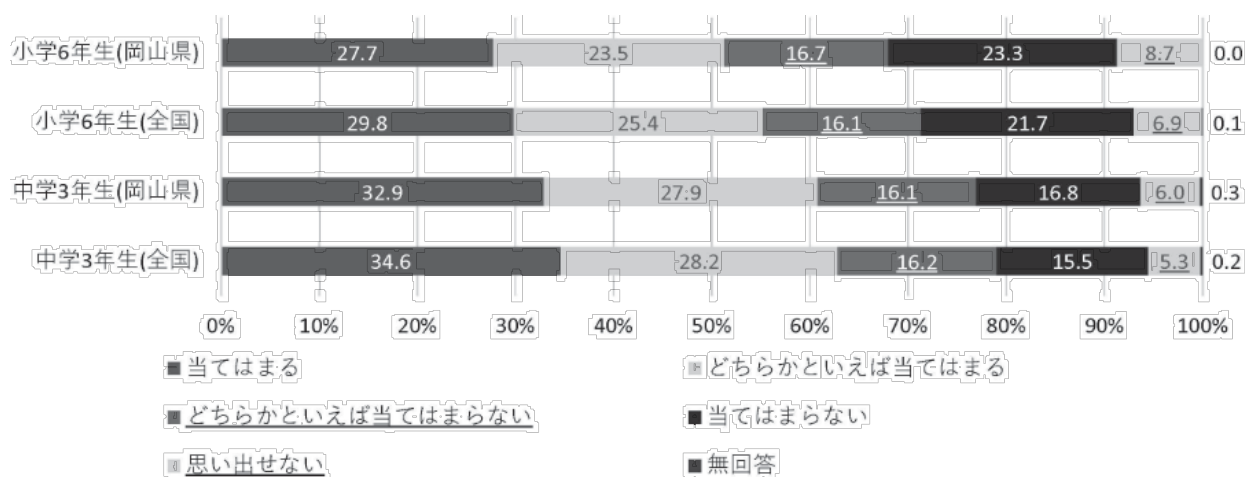
※新型コロナウイルス感染症の影響により令和2(2020)年度調査が中止となったため令和元(2019)年度結果はありません。  
資料：「全国学力・学習状況調査」(文部科学省、岡山県教育委員会)

図表15 / 授業以外で平日1時間以上学習する児童生徒の割合の推移 (全国・岡山県)



※新型コロナウイルス感染症の影響により令和2(2020)年度調査が中止となったため令和元(2019)年度結果はありません。  
資料：「全国学力・学習状況調査」(文部科学省、岡山県教育委員会)

図表16 / 新型コロナウイルス感染症による臨時休業で勉強に不安を感じた児童生徒の割合 (全国・岡山県)



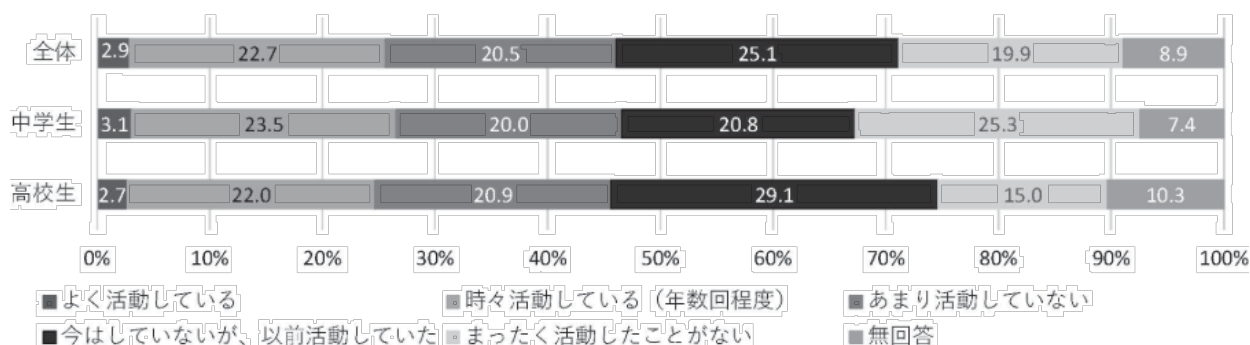
資料：「全国学力・学習状況調査」(令和2(2020)年度 文部科学省、岡山県教育委員会)

#### (4) ボランティア活動・自然体験

■「青少年の意識等に関する調査」(令和2(2020)年度 岡山県)によると、ボランティア活動への参加頻度について、「よく活動している」、「時々活動している」と回答した中学生は26.6%、高校生は24.7%となっています。

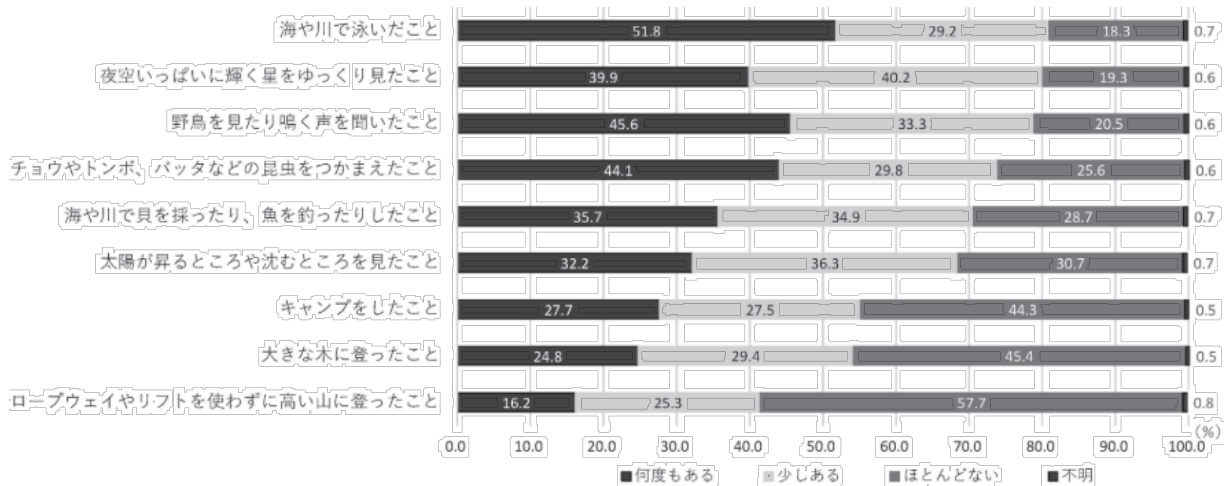
■「青少年の体験活動等に関する意識調査」(令和元(2019)年度 (独)国立青少年教育振興機構)によると、今まで経験したことがある自然体験として、「海や川で泳いだこと」、「夜空いっぱい輝く星をゆっくり見たこと」などが多くなっています。

図表17 / 青少年のボランティア活動への参加状況 (岡山県)



資料：「青少年の意識等に関する調査」(令和2(2020)年度 岡山県)

図表18 / 青少年の自然体験活動等の内容 (全国)



資料：「青少年の体験活動等に関する意識調査」(令和元(2019)年度 (独)国立青少年教育振興機構)

### (5) 将来の夢や目標

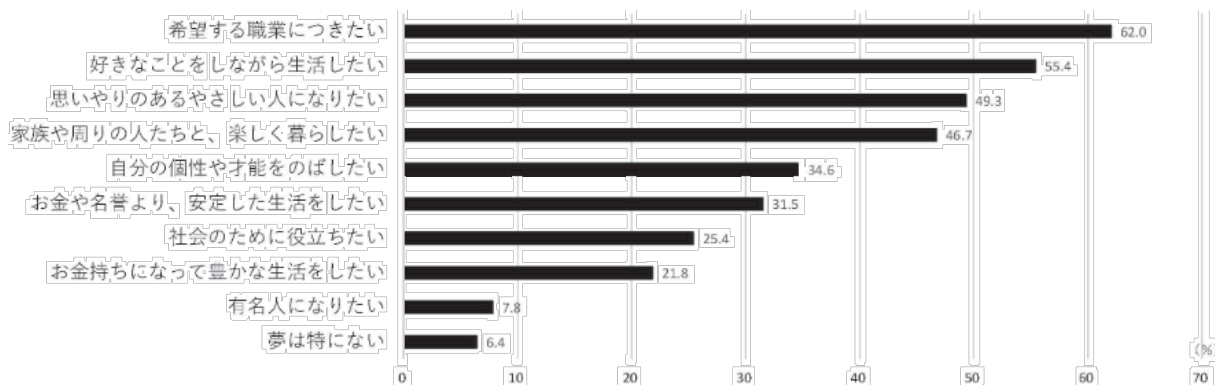
- ユニセフによる国際調査(令和2(2020)年)によると、我が国の子どもは、「身体的な健康」では38か国中1位であるのに対して、「精神的な幸福度」では37位に位置付けられるなど、身体的・精神的・社会的に良好な状態を意味する“Well-being<sup>\*</sup>”が低いとされています。
- 「18歳意識調査(社会や国に対する意識調査)」(令和元(2019)年 日本財団)によると、我が国の若者(17~19歳を対象)の「将来の夢を持っている」割合は、調査対象国<sup>\*</sup>の中で最も低い結果となっています。
- 本県においては、「青少年の意識等に関する調査」(令和2(2020)年度 岡山県)によると、将来の夢について、「希望する職業につきたい」、「好きなことをしながら生活したい」と回答した割合が高くなっており、関心があることについても「将来の仕事のこと」と回答した割合が最も高くなっています。
- 一方で、「全国学力・学習状況調査」(文部科学省、岡山県教育委員会)によると、「将来の夢や目標を持っている児童生徒」の割合は、小学生では6割台、中学生では4割台にとどまっており、新型コロナウイルス感染症の影響も懸念されています。

※Well-being: 身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを意味する概念

※調査対象国: 9か国(インド、インドネシア、韓国、ベトナム、中国、イギリス、アメリカ、ドイツ、日本)

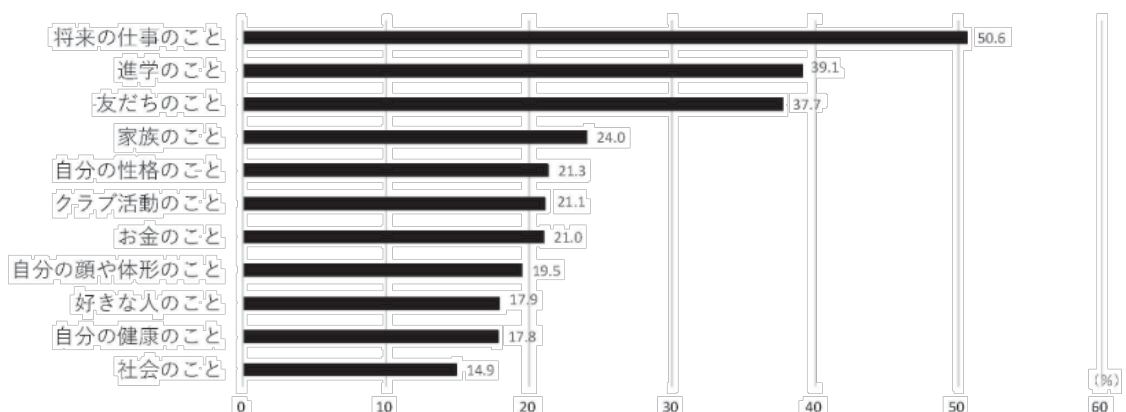


図表19 / 小・中・高校生が持つ将来の夢 (岡山県)



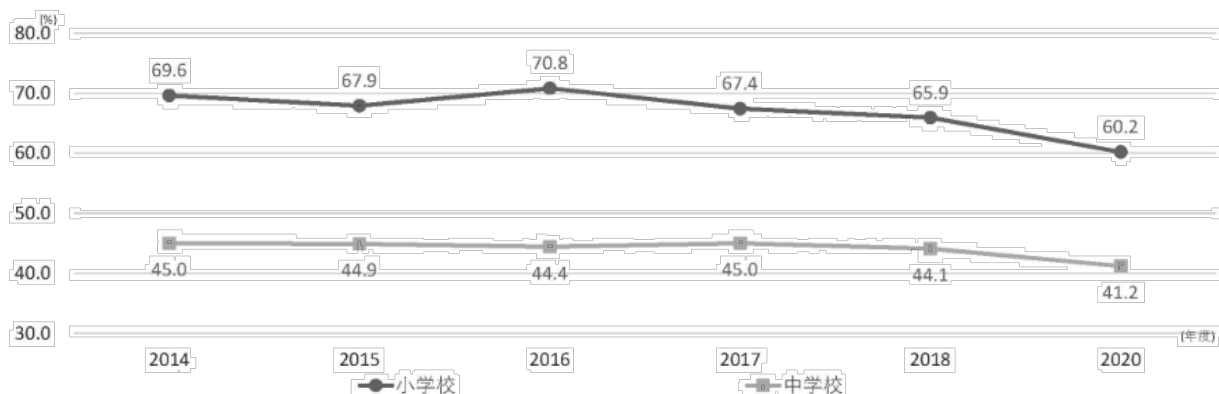
資料：「青少年の意識等に関する調査」(令和2(2020)年度 岡山県)

図表20 / 小・中・高校生が関心のあること (岡山県)



資料：「青少年の意識等に関する調査」(令和2(2020)年度 岡山県)

図表21 / 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合の推移 (岡山県)



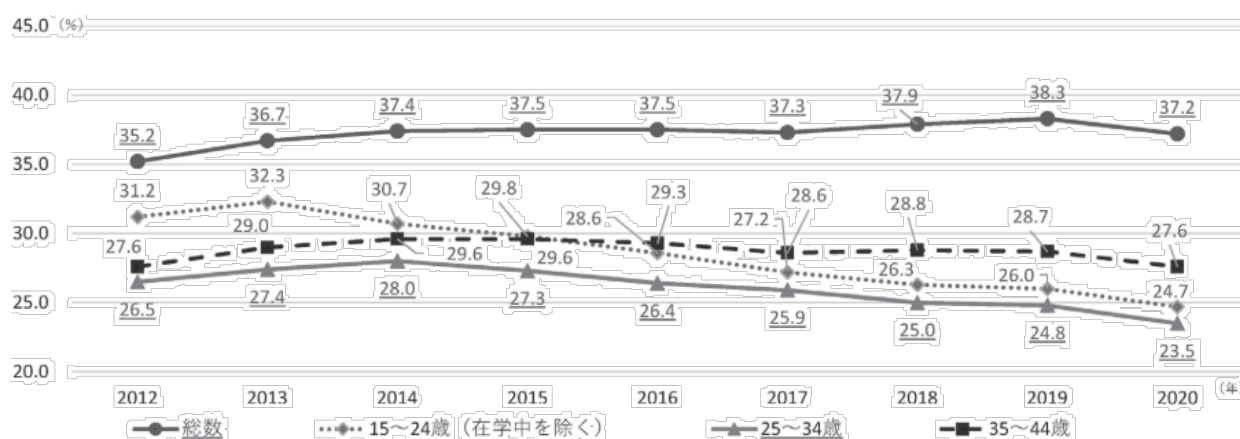
※新型コロナウイルス感染症の影響により令和2(2020)年度調査が中止となったため令和元(2019)年度結果はありません。

資料：「全国学力・学習状況調査」(文部科学省、岡山県教育委員会)

## (6)若者の就労状況

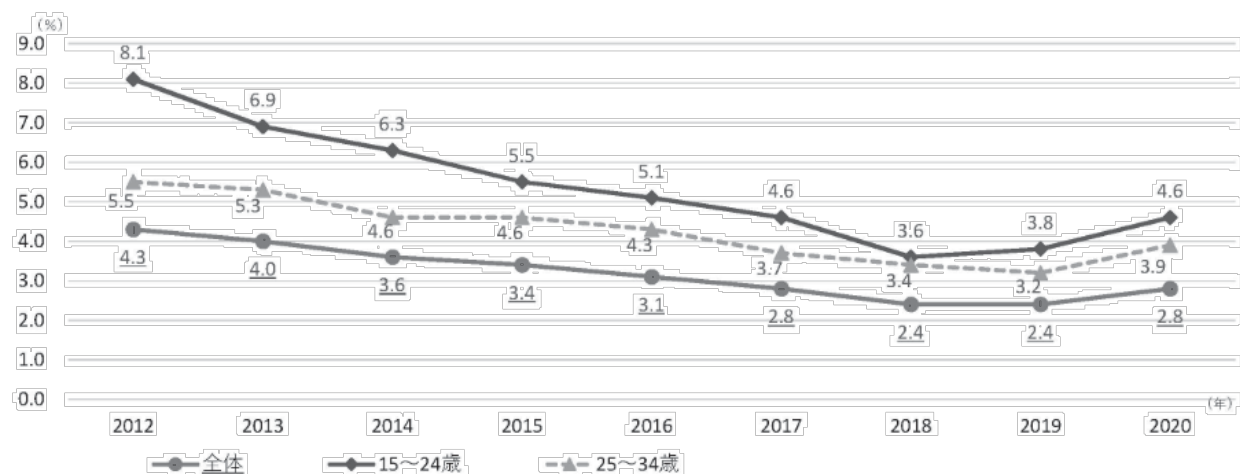
- 「労働力調査」(総務省)によると、全国の若者(15～24歳)の就労状況については、正規の職員・従業員以外の雇用者(在学者を除く)の比率は、低下傾向にあり、令和2(2020)年は24.7%となっています。
- 完全失業率は、低下傾向にありましたが、令和2(2020)年は上昇に転じ、4.6%となっています。また、「新規学卒者の離職状況」(厚生労働省)によると、新規学卒者の3年以内離職率は、高等学校卒業者は約40%、大学卒業者は約30%で横ばいの状況となっています。
- 「雇用労働統計」(岡山労働局)等によると、本県の令和3(2021)年3月31日現在の就職率は、高等学校新卒者では99.2%(99.4%(令和2(2020)年3月31日))、大学新卒者では94.9%(97.2%(令和2(2020)年3月31日))となっています。
- 就職率の低下とあわせて、本県の令和2(2020)年度高等学校新卒者の求人数及び就職希望者数が減少するなど、新型コロナウイルス感染症による雇用への影響が懸念されています。

図表22 / 非正規雇用者比率の推移(全国)



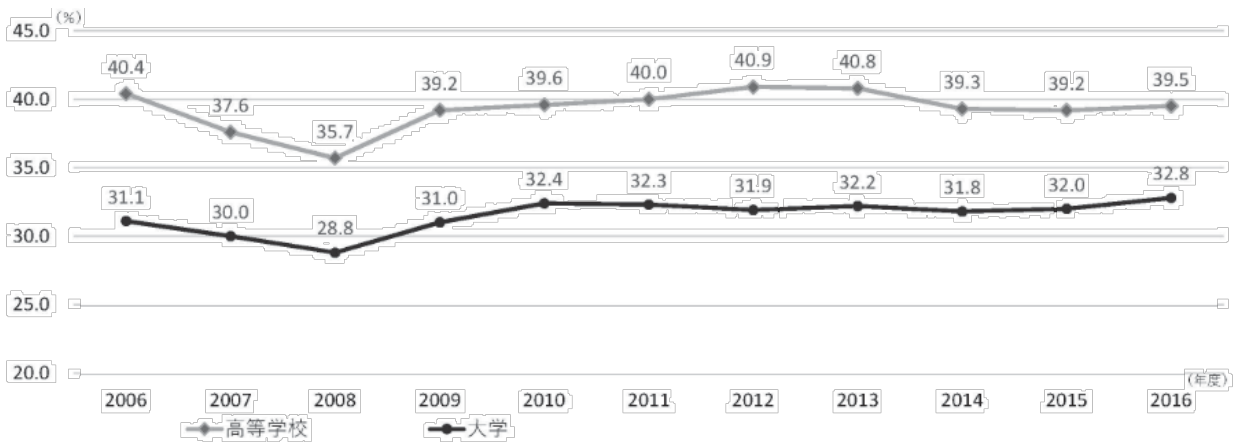
※非正規雇用者比率とは、役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合をいう。  
資料：「労働力調査」(総務省)

図表23 / 若年層(15～34歳)の完全失業率の推移(全国)



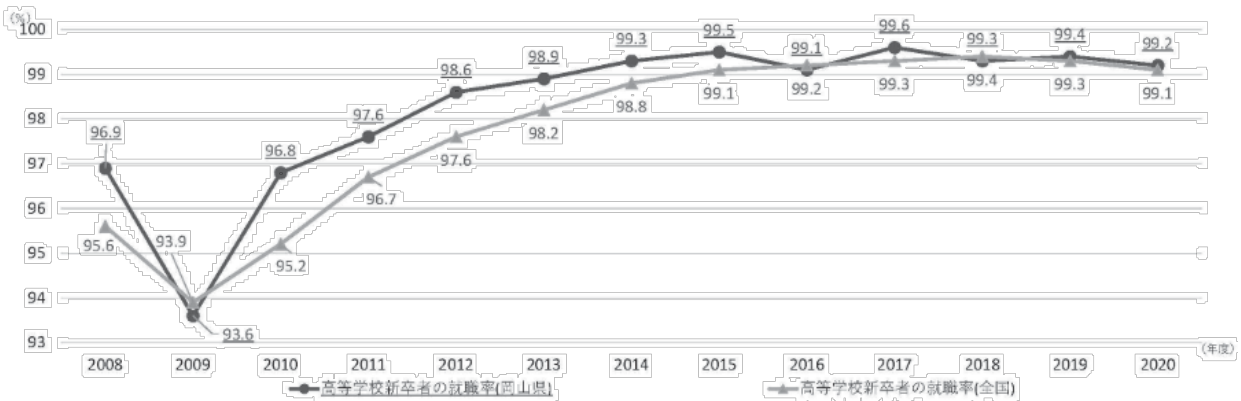
資料：「労働力調査」(総務省)

図表24 / 新規学卒者の3年以内離職率の推移 (全国)



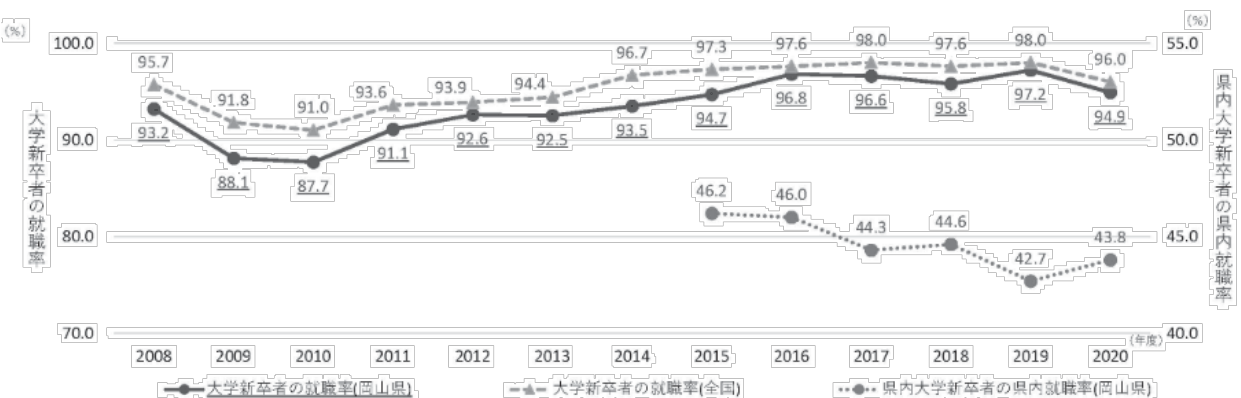
※グラフ横軸の年度は卒業年度を示す。  
資料：「新規学卒者の離職状況」(厚生労働省)

図表25 / 高等学校新卒者の就職率の推移 (全国・岡山県)



資料：「高校・中学新卒者のハローワーク求人に係る求人・求職・就職・就職内定状況」(厚生労働省)、「雇用労働統計」(岡山労働局)

図表26 / 大学新卒者の就職率の推移 (全国・岡山県)



資料：「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職内定状況等調査」(厚生労働省、文部科学省)、「雇用労働統計」(岡山労働局)、岡山県

## 2

## さまざまな困難を有する子ども・若者

### ①ニート・ひきこもりの若者の状況

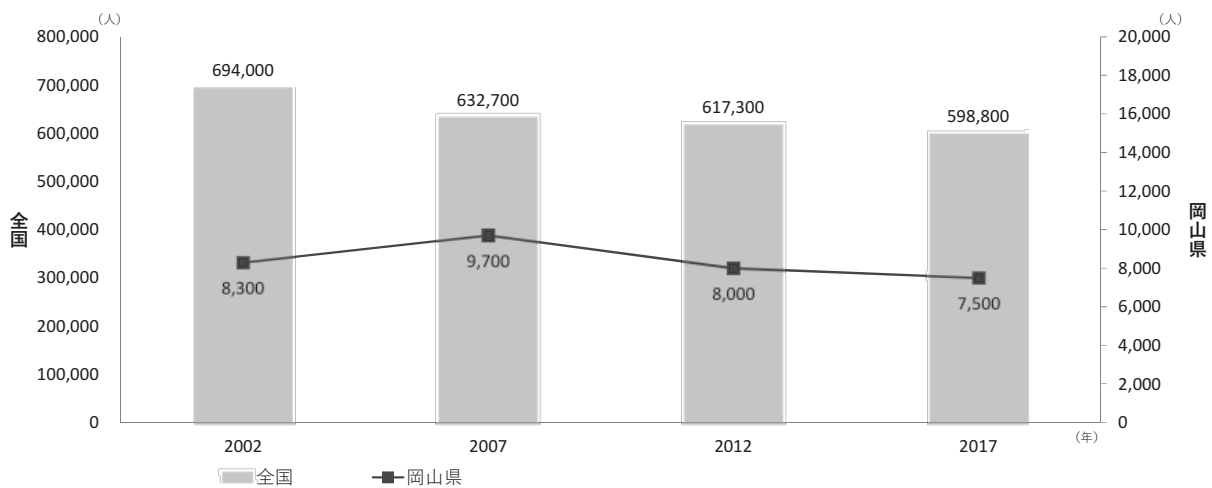
■若年無業者(15～34歳)、いわゆるニート\*は、「就業構造基本調査」(平成29(2017)年度 総務省)によると、全国で約59.9万人、本県には約7,500人存在すると推計されています。

■ひきこもり状態にある若者(15～39歳)の数は、「若者の生活に関する調査」(平成27(2015)年度 内閣府)によると、全国で約54.1万人、本県には約7,500人存在すると推計されています。

■新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的に当事者や保護者の交流、相談機会の減少など、孤立化が懸念されています。

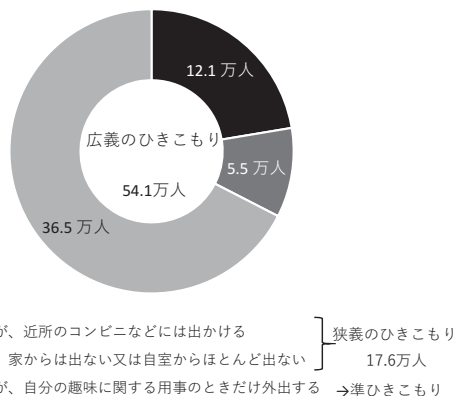
\*ニート: Not in Employment(雇用), Education(教育) or Training(訓練)の頭文字をとった造語で、15歳から34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者

図表27 / 若年無業者(ニート)数の推移(全国・岡山県)



※若年無業者とは、15～34歳の無業者で、家事も通学もしていない者のうち、求職活動をしていない者あるいは就業を希望していない者  
資料: 「就業構造基本調査」(総務省)

図表28 / ひきこもり状態にある若者(15～39歳)の推計数(全国)

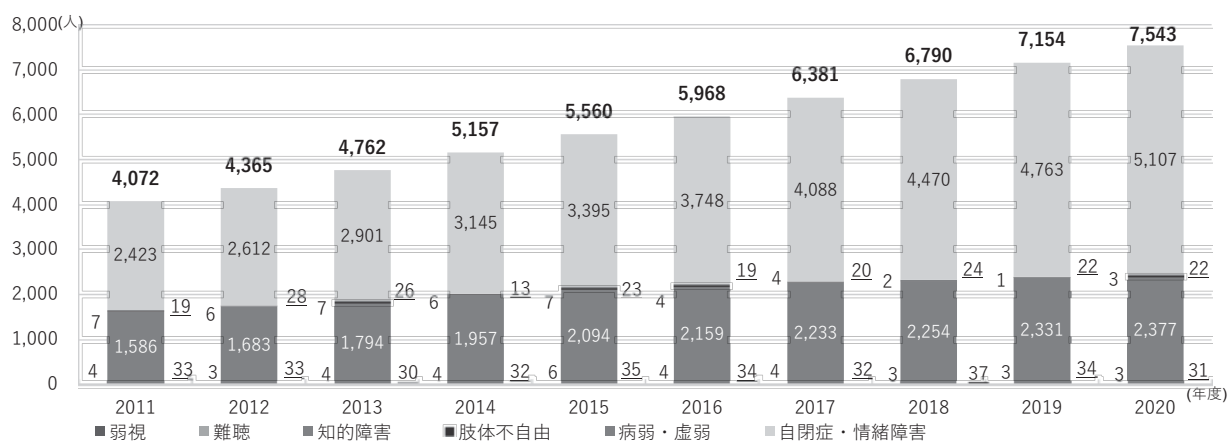


資料: 「若者の生活に関する調査」(平成27(2015)年度 内閣府)

## ②障害のある子ども・若者

- 「データが示す教育行政施策の推進状況」(岡山県教育委員会)によると、本県の特別支援学級に通う児童生徒数は年々増加しており、中でも、自閉症や情緒障害のある児童生徒が増加しています。
- 障害の早期発見や療育の充実を図るとともに、学校現場において、発達障害を含むさまざまな障害種に対応した適切な教育を行うことが求められています。

図表29 / 特別支援学級の児童生徒数の推移(岡山県)



資料：「データが示す教育行政施策の推進状況」(岡山県教育委員会)

### ③少年非行の状況

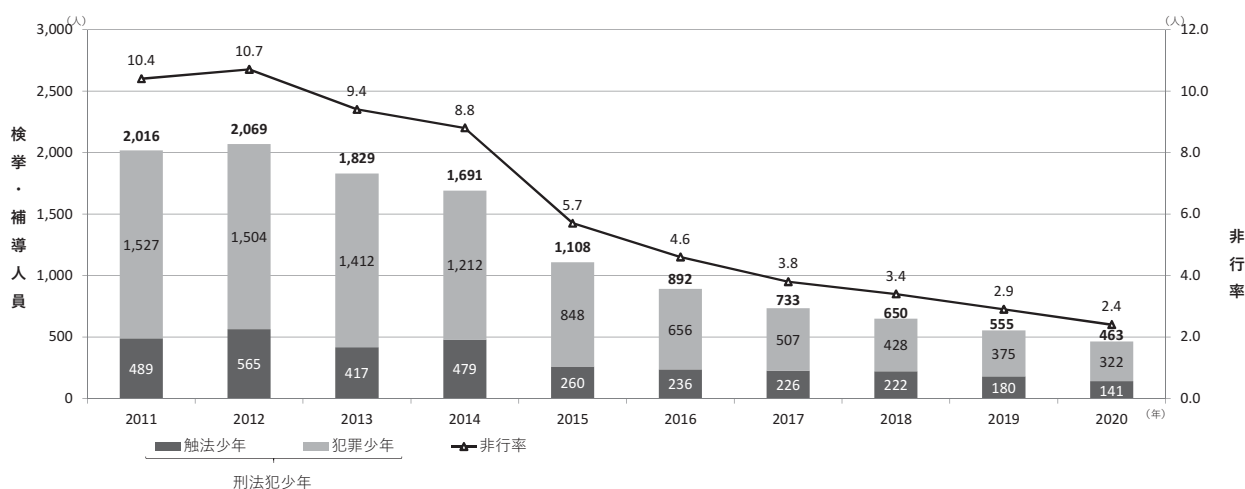
■刑法犯少年\* (20歳未満)の検挙・補導人員は、平成25(2013)年以降減少してきており、令和2(2020)年においては戦後最小の463人となっています。

■非行率\*についても改善傾向にあり、令和2(2020)年には過去最小の2.4となっていますが、全国と比較するとワースト上位となっており、犯罪少年(14歳以上20歳未満)の再犯者率も3割台で推移するなど、本県の少年非行情勢は依然として厳しい状況にあります。

※刑法犯少年：刑法犯により検挙された犯罪少年(14歳以上20歳未満)及び補導された触法少年(14歳未満)

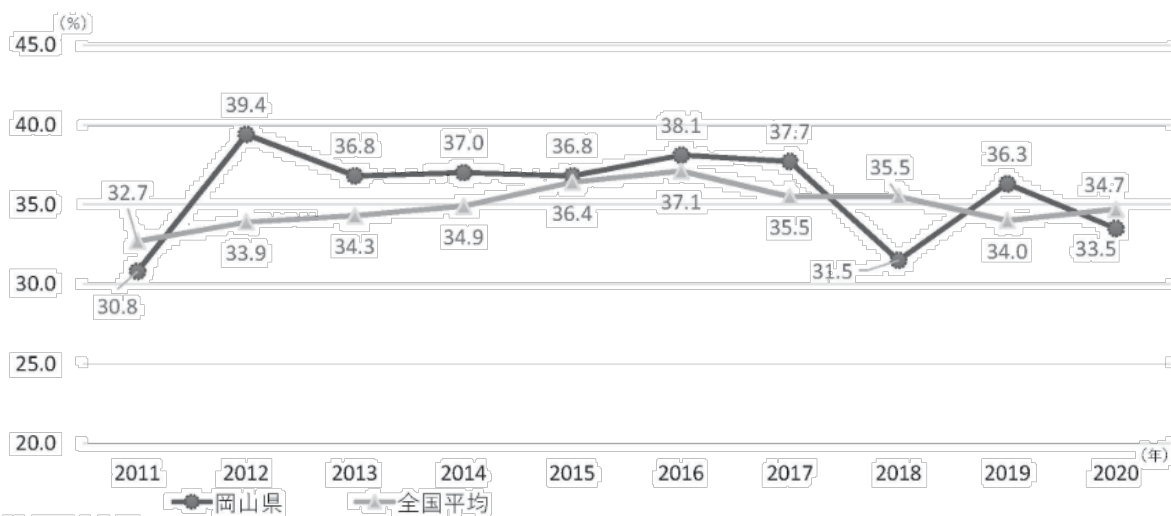
※非行率：少年人口(10歳から19歳までの少年)1,000人あたりに占める刑法犯少年の割合

図表30 / 少年非行の状況 (岡山県)



資料：岡山県警察本部

図表31 / 犯罪少年(14歳以上20歳未満)の再犯者率の推移(全国・岡山県)



資料：岡山県警察本部

#### ④ いじめや暴力行為、不登校等の状況

- 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省、岡山県教育委員会)によると、本県のいじめの認知件数(小・中・高・特別支援学校)については、初期段階での積極的な認知に努めたこともあり、増加傾向にありましたが、教職員のいじめを見逃さないという意識の高まりが、いじめにつながりそうな前段階で対応できていることなどから、令和元(2019)年度から減少に転じ、令和2(2020)年度も3,072件(1千人当たりの認知件数14.8件)と減少しています。
- 暴力行為の発生件数(小・中・高等学校)は、平成22(2010)年度をピークとして減少傾向にありましたが、平成28(2016)年度から増加しており、令和2(2020)年度は1,133件(1千人当たりの発生件数5.5件)と減少したものの、引き続き、1千人当たりの発生件数で全国平均を上回っています。
- 不登校児童生徒数(小・中・高等学校)については、近年増加傾向にあり、令和2(2020)年度は改善も見られたものの、依然として高い水準にあります。
- 高等学校における中途退学者数については、ゆるやかな減少傾向の中、近年横ばいの状況でしたが、令和2(2020)年度は633人(中途退学率1.1%)と減少しています。中途退学の主な理由としては、進路変更や学校生活・学業不適應などがあげられています。
- 新型コロナウイルス感染症が、子どもたちに影響を与えていることが懸念されることから、子どもたちの悩みやサインを見逃さないよう、子どもたちに寄り添いながら、より注意深く見守ることが重要となっています。

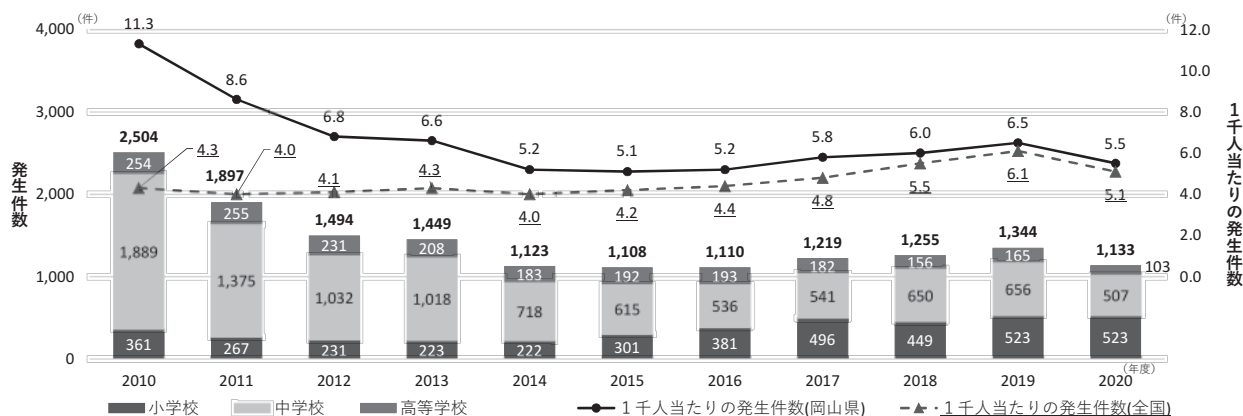
図表32 / いじめの認知件数及び1千人当たりの認知件数の推移(岡山県)



※国立・公立・私立計

資料：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省、岡山県教育委員会)

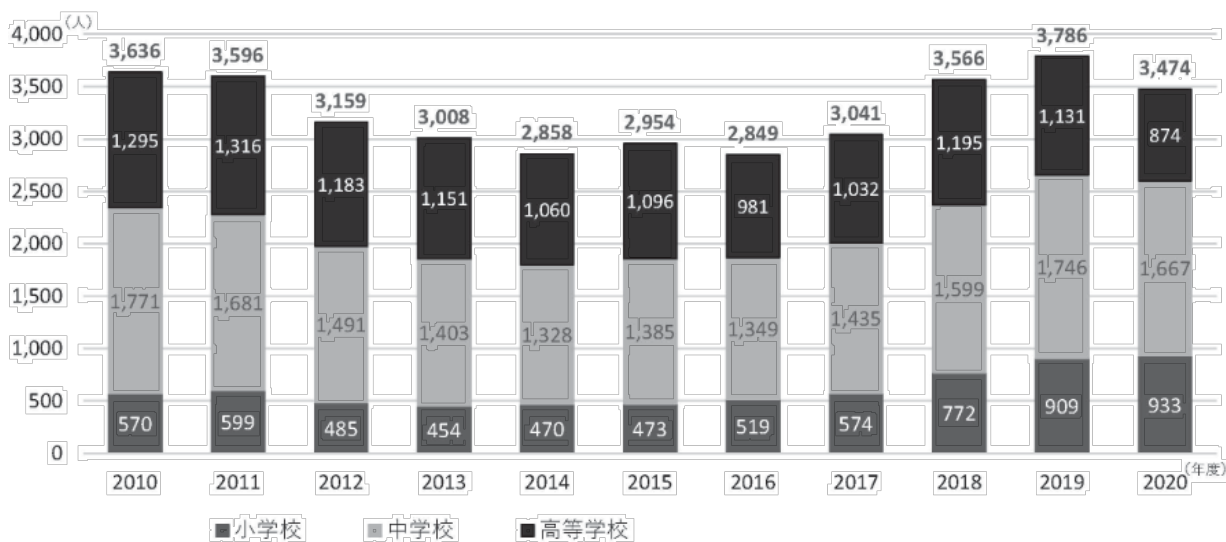
図表33 / 学校内外における暴力行為の発生件数及び1千人当たりの発生件数の推移 (岡山県)



※国立・公立・私立計

資料：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省、岡山県教育委員会)

図表34 / 不登校児童生徒数の推移 (岡山県)

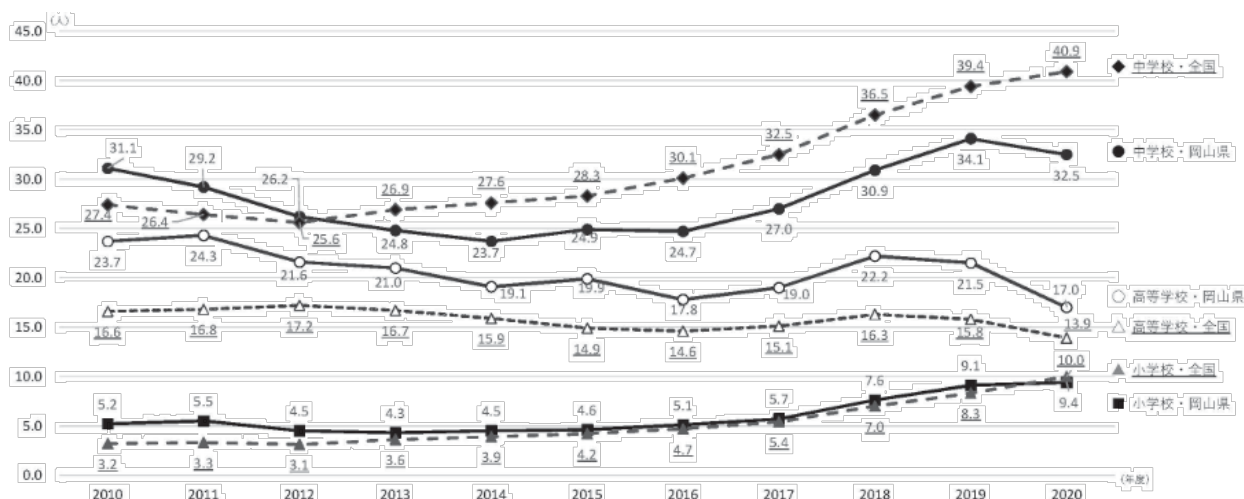


※国立・公立・私立計

資料：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省、岡山県教育委員会)

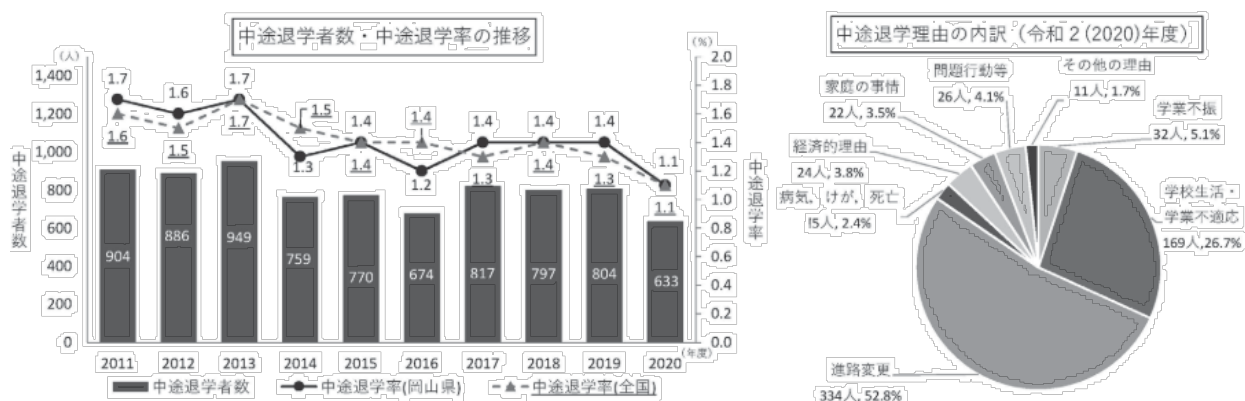


図表35 / 1千人当たりの不登校児童生徒数の推移 (全国・岡山県)



※国立・公立・私立計  
資料：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省、岡山県教育委員会)

図表36 / 高等学校の中途退学者の状況 (岡山県)

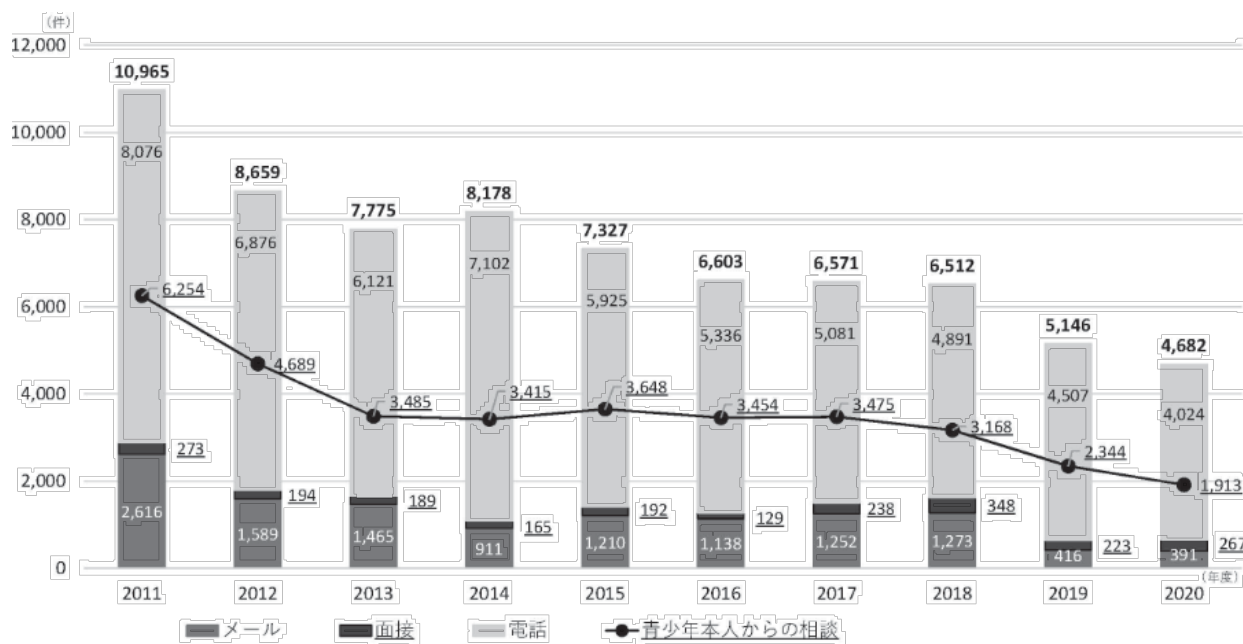


※公立・私立計  
資料：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省、岡山県教育委員会)

### ⑤岡山県青少年総合相談センターにおける相談状況

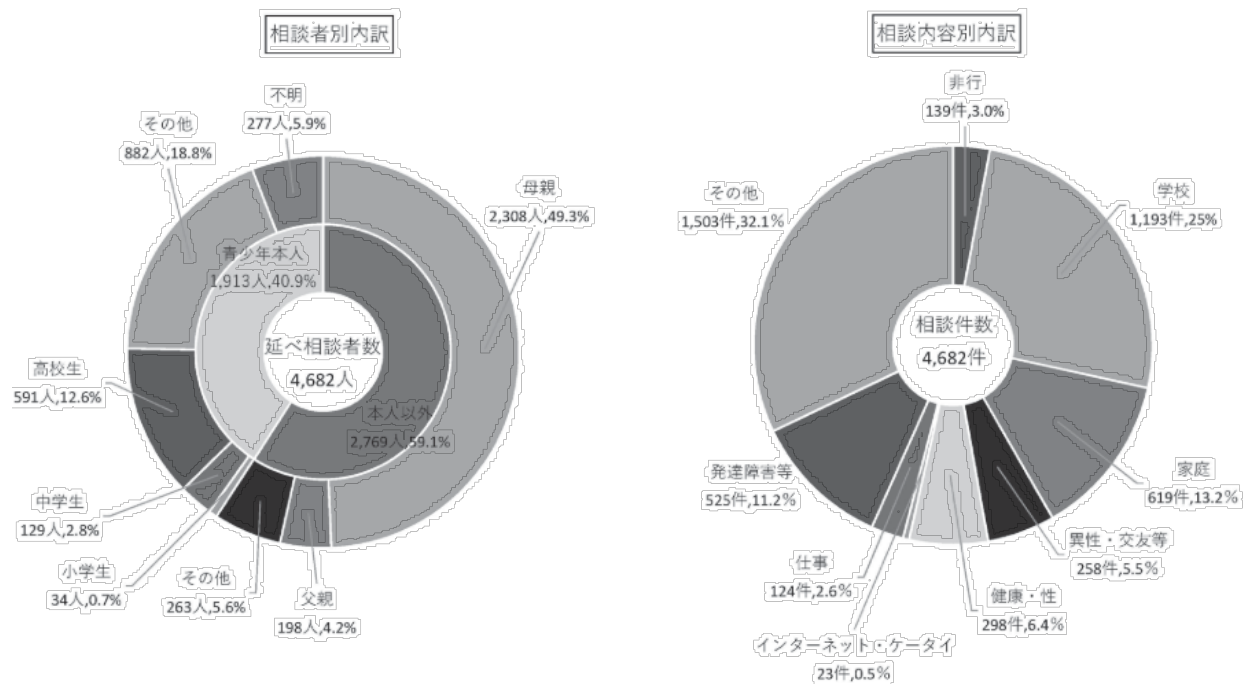
- 岡山県青少年総合相談センターでは、青少年や保護者等からの相談に対する助言や情報提供、適切な支援機関につなぐなどの支援を行っており、令和2(2020)年度においては4,682件の相談に対応しています。
- 青少年本人からの相談件数が減少していることから、SNSを活用した相談など青少年のコミュニケーションツールの変化に対応した相談体制が求められています。

図表37 / 岡山県青少年総合相談センターの相談状況の推移 (岡山県)



資料：岡山県青少年総合相談センター

図表38 / 岡山県青少年総合相談センターの相談状況の内訳 (令和2(2020)年度 岡山県)



資料：岡山県青少年総合相談センター

## ⑥子どもの貧困

■「国民生活基礎調査」(厚生労働省)によると、全国における平成30(2018)年の子どもの相対的貧困率\*は13.5%となっています。また、大人が1人の世帯の貧困率(48.1%)は、大人が2人以上の世帯の貧困率(10.7%)を大きく上回り、ひとり親家庭の平均所得や大学への進学率等も低くなっています。

■本県においては、「就学援助実施状況等調査」(文部科学省)によると、経済的理由により就学援助を受けている小・中学生の就学援助率は平成24(2012)年以降、微減傾向にあります。

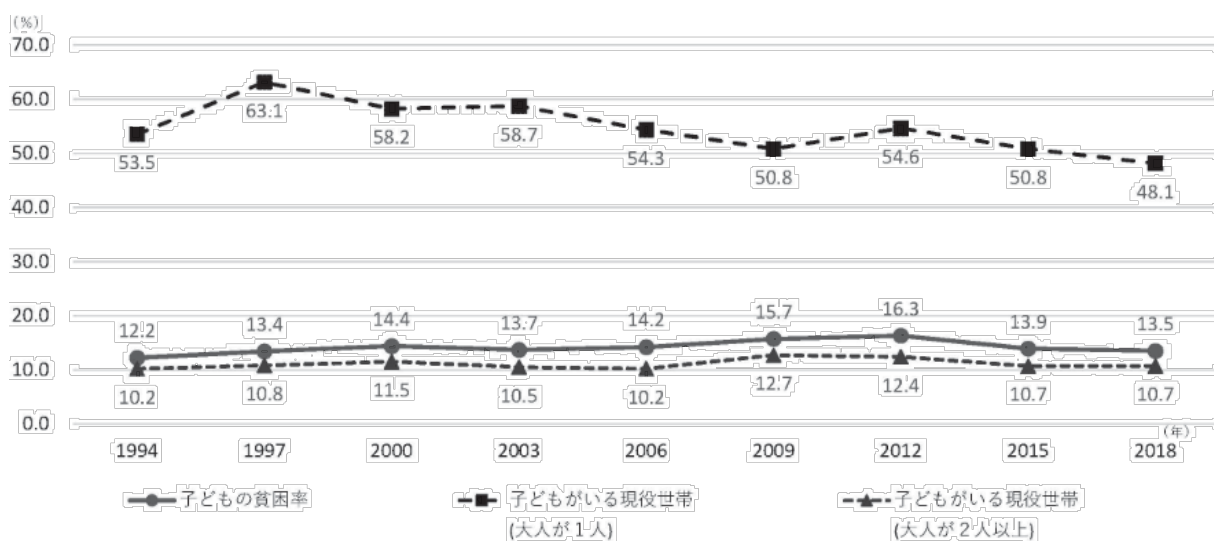
■「国勢調査」(総務省)によると、令和2(2020)年の本県のひとり親家庭の世帯数は10,871世帯であり、一般世帯に占めるひとり親家庭の比率は1.4%となっています。

■「青少年の意識等に関する調査」(令和2(2020)年度 岡山県)によると、「経済的なゆとりがあるか」との問いに対して、小・中・高校生の保護者の約6割が「あまりそう思わない」、「全くそう思わない」と回答しています。

■新型コロナウイルス感染症の影響による保護者の雇用状況の悪化等に伴い、子どもの貧困問題の深刻化が懸念されています。

※子どもの相対的貧困率：17歳以下の子ども全体に占める貧困線（等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額）に満たない17歳以下の子どもの割合

図表39 / 子どもの貧困率の年次推移 (全国)



資料：「国民生活基礎調査」(厚生労働省)

図表40 / 子どものいる世帯の1世帯当たりの平均所得・子どもの進学率 (全国)

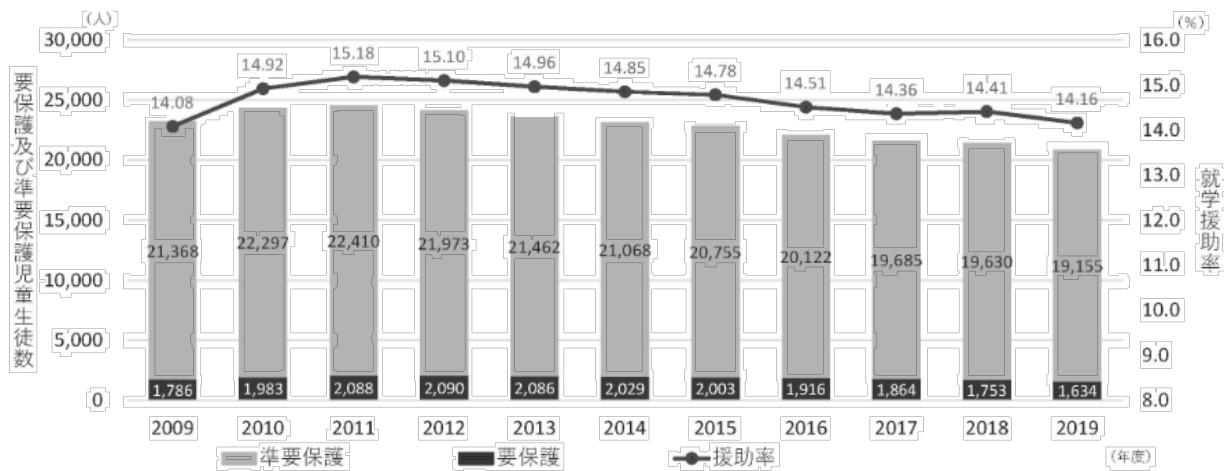
(万円)	
夫婦と未婚の子のみの世帯	753.8
ひとり親と未婚の子のみの世帯	369.4

資料：「国民生活基礎調査」(平成29(2017)年 厚生労働省)

	ひとり親家庭	全世帯
高校等への進学率	95.9%	99.0%
大学等への進学率	58.5%	73.0%

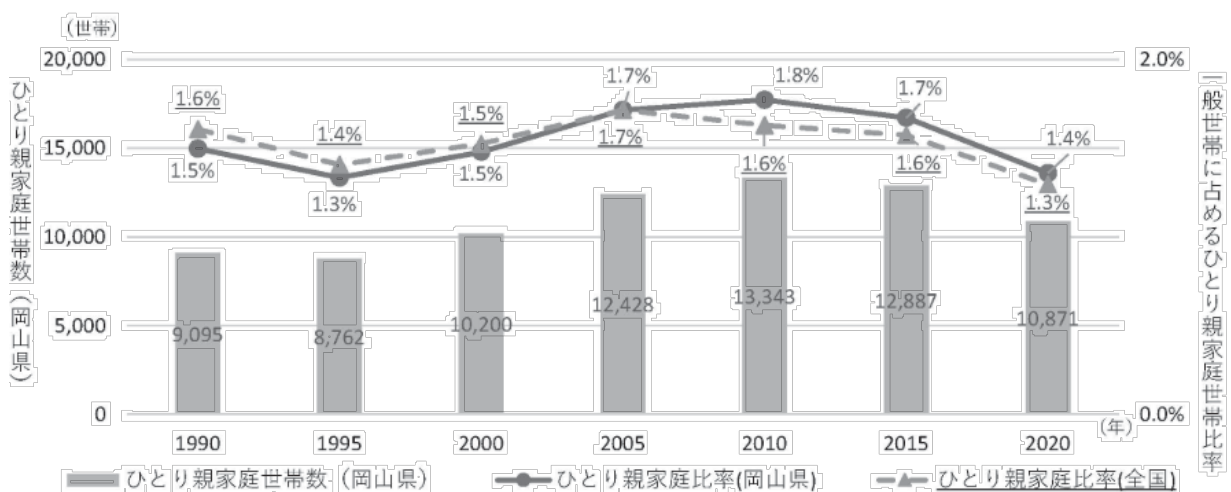
資料：「全国ひとり親家庭世帯等調査」(平成28(2016)年度 厚生労働省)  
「学校基本調査」(平成29(2017)年度 文部科学省)より算出

図表41 / 要保護及び準要保護児童生徒数の推移 (岡山県)



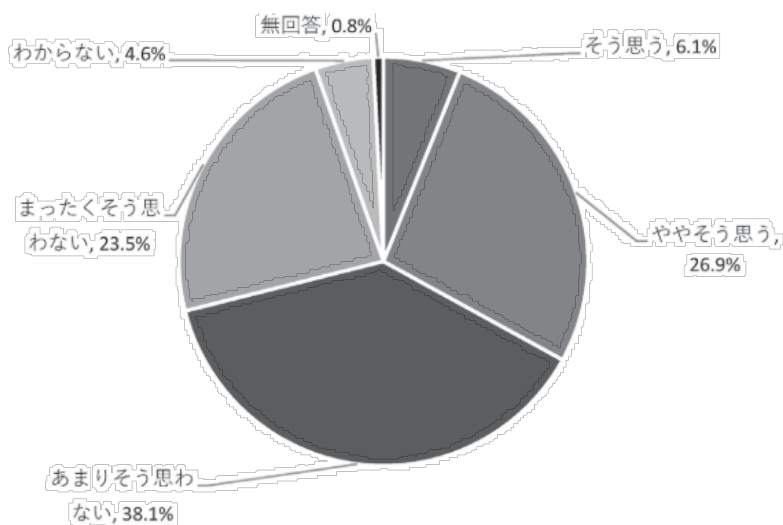
※・要保護児童生徒数とは、生活保護法に規定する要保護者の数をいう。  
 ・準要保護児童生徒数とは、要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数をいう。  
 ・就学援助率とは、公立小・中学校児童生徒数に占める要保護及び準要保護児童生徒数の割合をいう。  
 資料：「就学援助実施状況等調査」(文部科学省)

図表42 / ひとり親家庭の世帯数及び一般世帯に占めるひとり親家庭比率の推移 (全国・岡山県)



※ひとり親家庭とは、未婚、死別又は離別の女親(男親)と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る世帯(他の世帯員がないもの)をいう。  
 資料：「国勢調査」(総務省)

図表43 / 小・中・高校生の保護者への質問「あなたの家庭は、経済的なゆとりがあるか」に対する回答割合（岡山県）

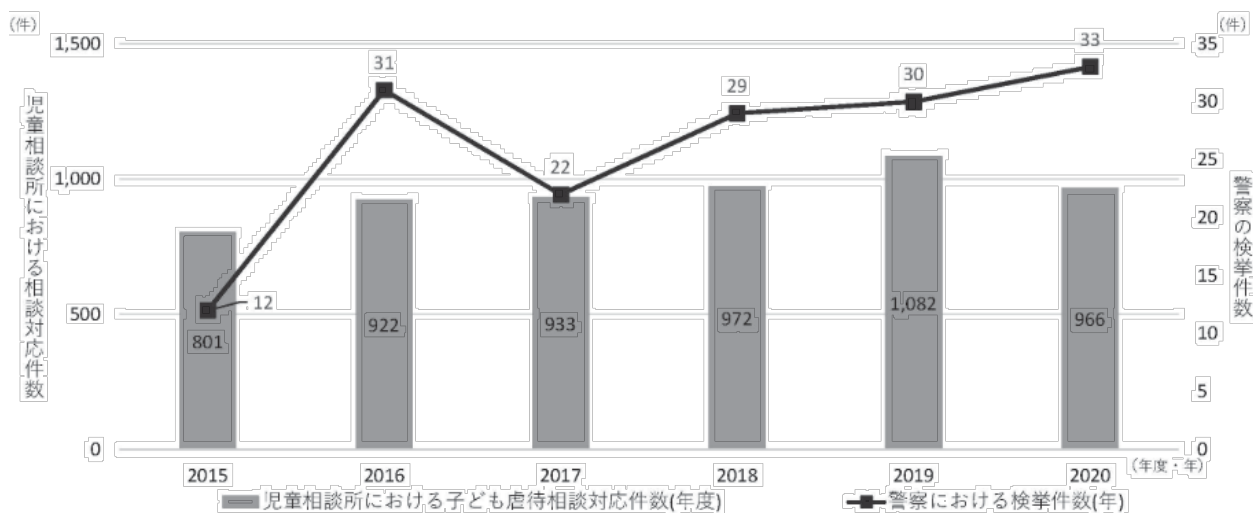


資料：「青少年の意識等に関する調査」（令和2(2020)年度 岡山県）

### ⑦子ども虐待

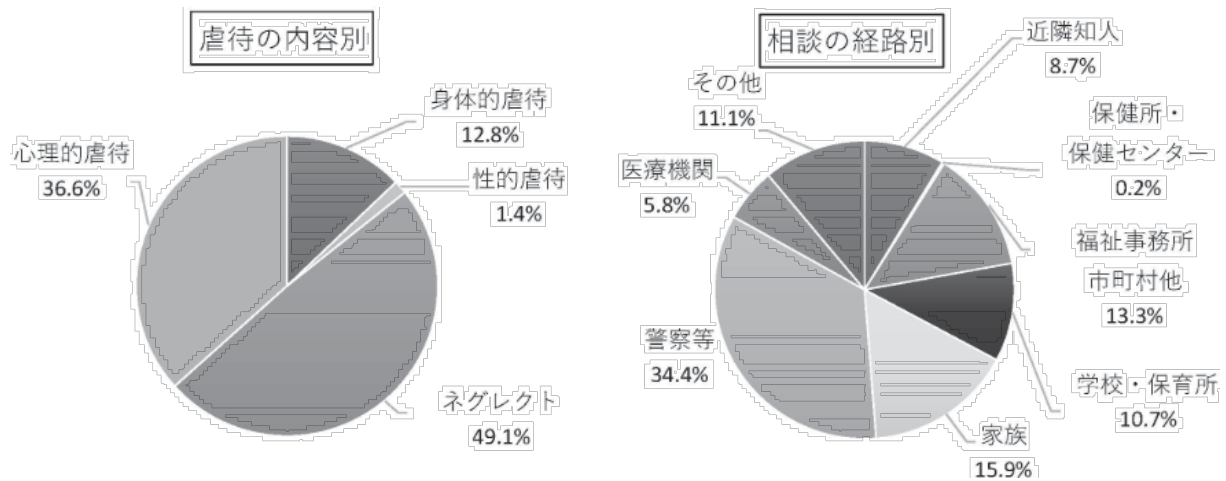
- 児童相談所における子どもの虐待に関する相談対応件数や警察における検挙件数が増加傾向にあり、全国的に重篤な事案が後を絶たない中、県内においても重大な事案が発生しており、深刻な社会問題となっています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、閉塞感や不安感が高まり、虐待の潜在化や深刻化も懸念されています。

図表44 / 児童相談所における子ども虐待相談対応件数、警察における検挙件数の推移（岡山県）



※令和2(2020)年度の児童相談所における相談対応件数は速報値であり、今後変動する可能性がある。  
資料：「福祉行政報告例」（厚生労働省）、岡山県警察本部

図表45 / 児童相談所における子ども虐待相談対応件数の内訳(岡山県)



※令和2(2020)年度の児童相談所における相談対応件数は速報値であり、今後変動する可能性がある。  
資料：「福祉行政報告例」(令和2(2020)年度 厚生労働省)

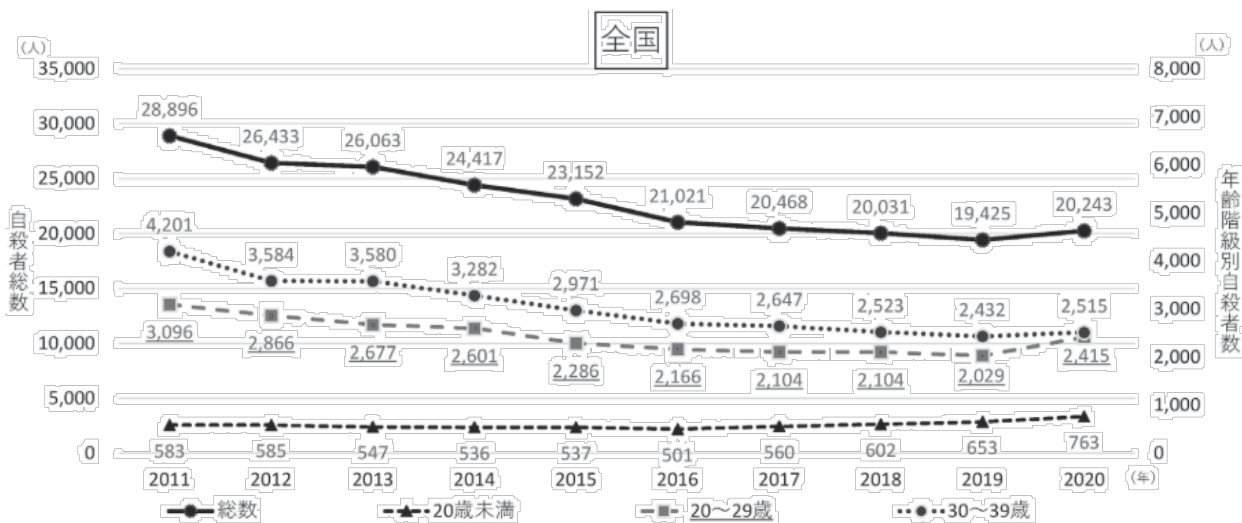
## ⑧ 多様な背景を持つ子ども・若者

### (1) 自殺

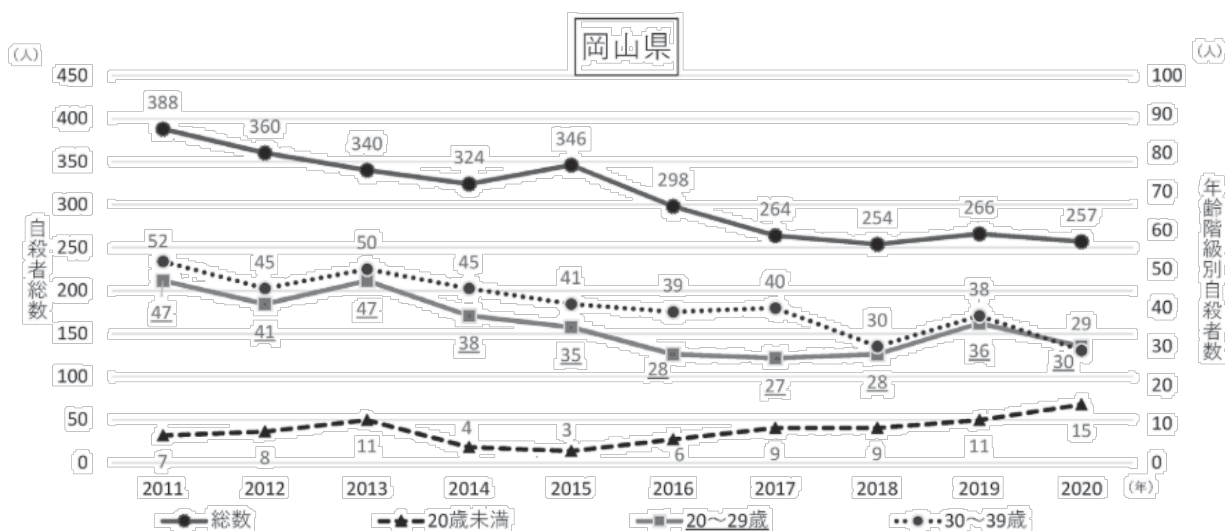
■本県及び全国の自殺者数は減少傾向にありましたが、令和2(2020)年の全国の自殺者数は、10代が763人(対前年比110人増)、20代が2,415人(対前年比386人増)となるなど、増加に転じています。

■本県においても、新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、人とのつながりが希薄になるなど、孤立化が進むことで不安を感じる方も増えていると考えられ、関係機関が連携して自殺対策に取り組む必要があります。

図表46 / 若者の自殺者数の状況 (全国・岡山県)



資料：「人口動態統計」(厚生労働省)



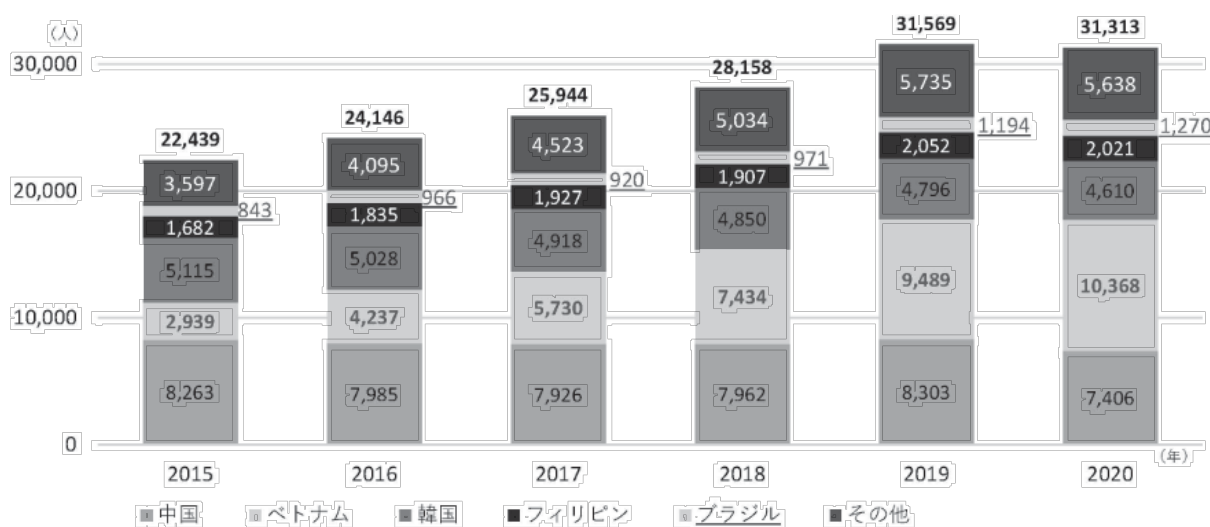
資料：「人口動態統計」(厚生労働省)

## (2)外国人

■「在留外国人統計」(法務省)によると、本県における在留外国人数は、令和2(2020)年12月末現在で31,313人であり、「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」(文部科学省)によると、日本語指導が必要な外国人の児童生徒は、平成30(2018)年度で100人を超えています。

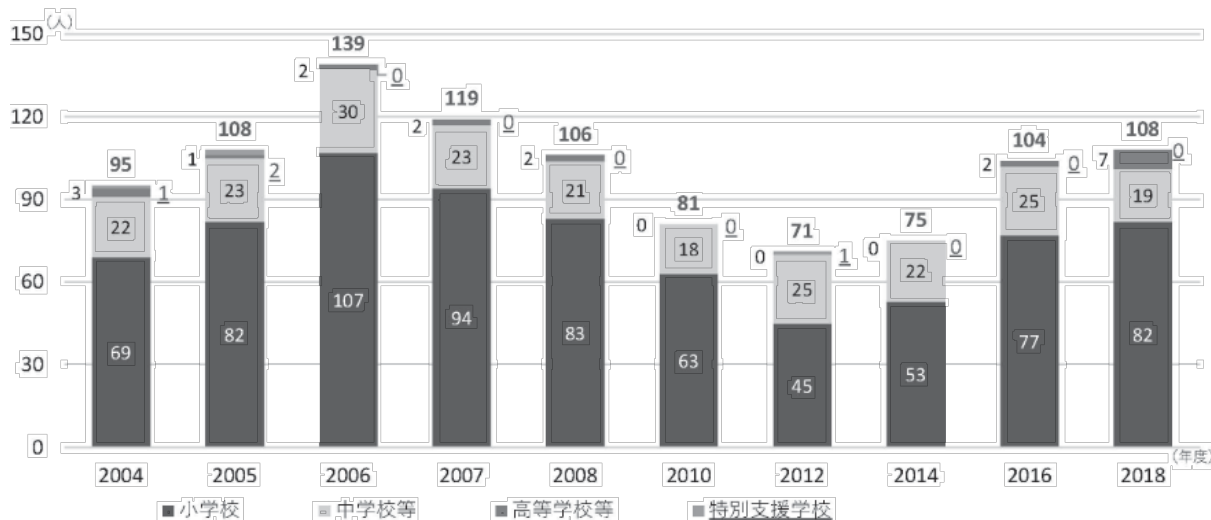
■「人権問題に関する県民意識調査報告書」(令和元(2019)年度 岡山県)によると、在住外国人の人権を守るために必要なこととして、「日本語学習機会の増大や在住外国人の子どもに対する教育の充実」や、「在住外国人に対する理解促進」、「相談体制の充実」などがあげられています。

図表47 / 在留外国人の推移 (岡山県)



資料：「在留外国人統計」(法務省)

図表48 / 日本語指導が必要な外国人の児童生徒数の推移 (岡山県)



資料：「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」(文部科学省)



### (3)多様な性

■民間企業の調査によると、いわゆるLGBT<sup>※</sup>などの性的マイノリティは、全国の20～59歳の人口の8.9%（約11人に1人）存在するとされ、「パートナーシップ制度<sup>※</sup>」等の取組が一部の自治体で始まるなど、性の多様性に対する認識も浸透しつつありますが、いまだ周囲の理解が十分ではないことから、偏見や差別に苦しんだり、日常生活を送る上で暮らしにくい状況に置かれることがあります。

※LGBT：女性同性愛者（Lesbian）、男性同性愛者（Gay）、両性愛者（Bisexual）、体と心の生が一致しないで性別に違和を覚える人々（Transgender）の頭文字をとった言葉で性的マイノリティの例示として用いられることが多い。

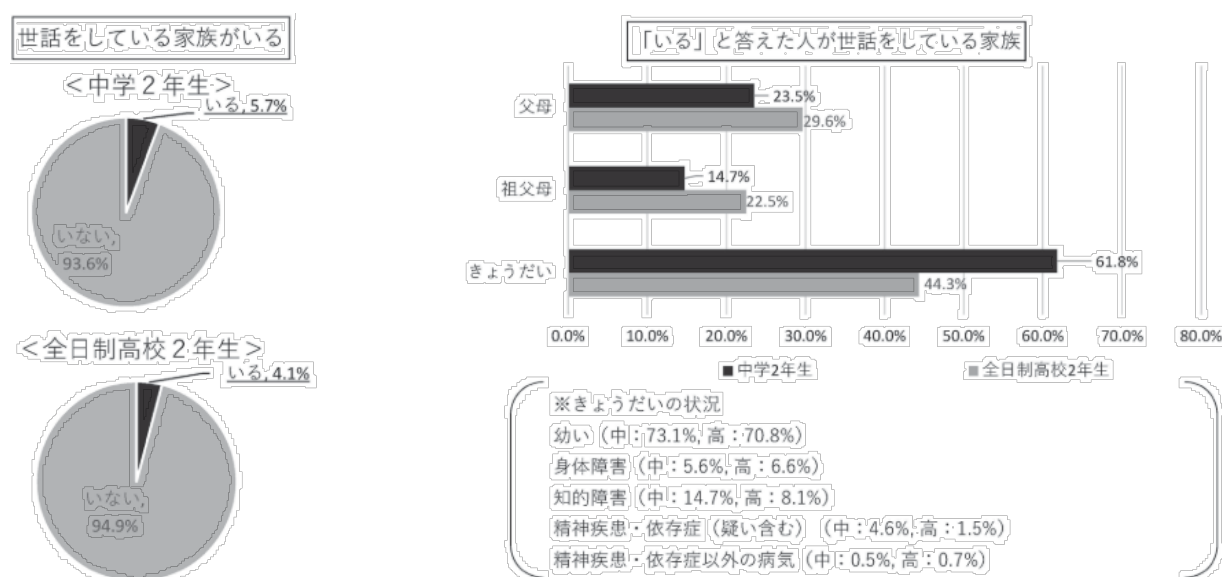
※パートナーシップ制度：同性の二者が婚姻と同等の関係にあることを自治体が証明する制度

### (4)ヤングケアラー<sup>※</sup>

■「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（令和2（2020）年度 厚生労働省、文部科学省）によると、公立中学2年生の5.7%、公立全日制高校2年生の4.1%が世話をしている家族が「いる」と回答しており、子どもの成長や教育に影響がある可能性について指摘されています。

※ヤングケアラー：家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども。なお、18歳以上になってもケアを継続する場合や、18歳を超えてから新たにケアを担う場合もある。

図表49 / 世話をしている家族がいる児童生徒の割合（全国・公立学校）



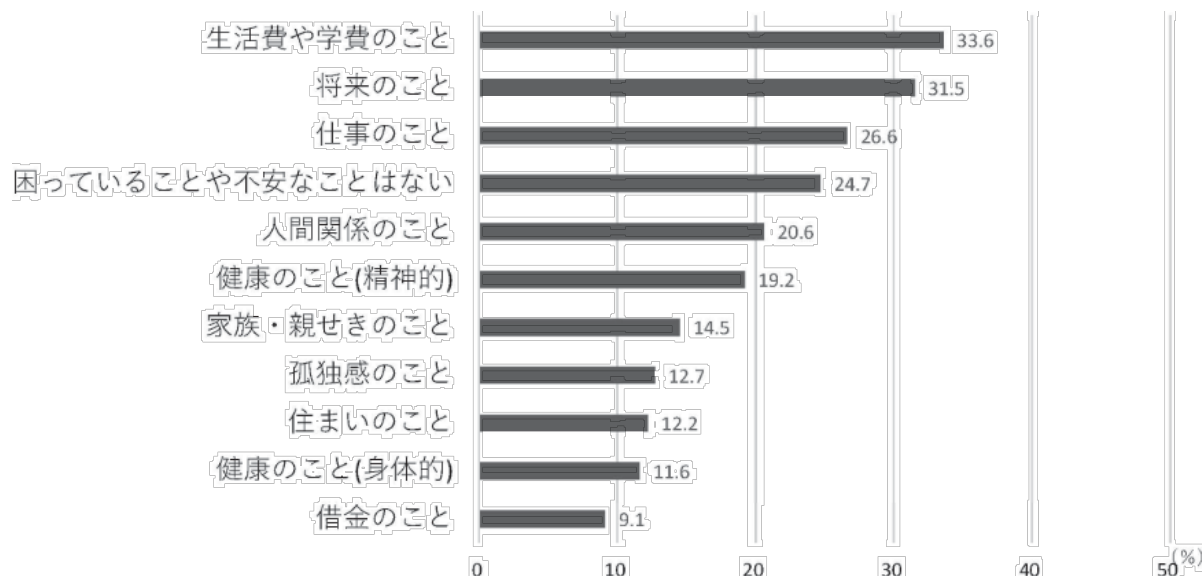
資料：「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（令和2（2020）年度 厚生労働省、文部科学省）

## (5)社会的養護経験者\*

■「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査」(令和2(2020)年度 厚生労働省)によると、社会に出て自立的生活を形成・維持していく際に、家族等からの援助を受けにくいことなどもあり、さまざまな生活・就学・就労上の問題を抱えていることが指摘されています。

※社会的養護経験者：児童養護施設等への入所措置や里親委託等を解除された者

図表50 / 社会的養護経験者が現在の暮らしの中で、困っていることや不安なこと、心配なこと (全国)



資料：「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査」(令和2(2020)年度 厚生労働省)

## (6)生理の貧困問題

■生理用品を購入できない生理の貧困については、経済的な理由や家庭環境、知識の不足など、さまざまな事情がその背景に存在しており、女性の健康や社会生活に関わる問題として全国的に顕在化しています。

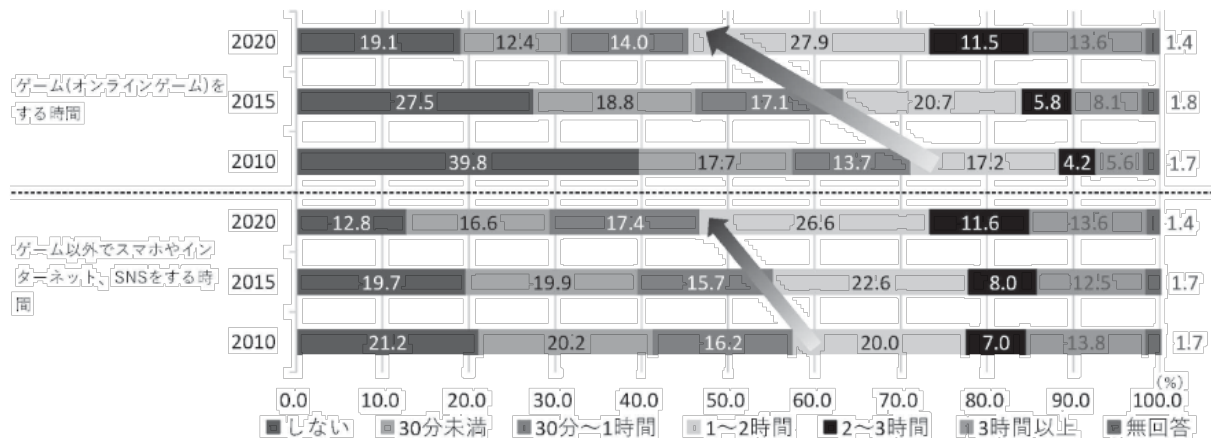
# 3

## 子ども・若者を取り巻く家庭・地域環境

### ①家庭環境

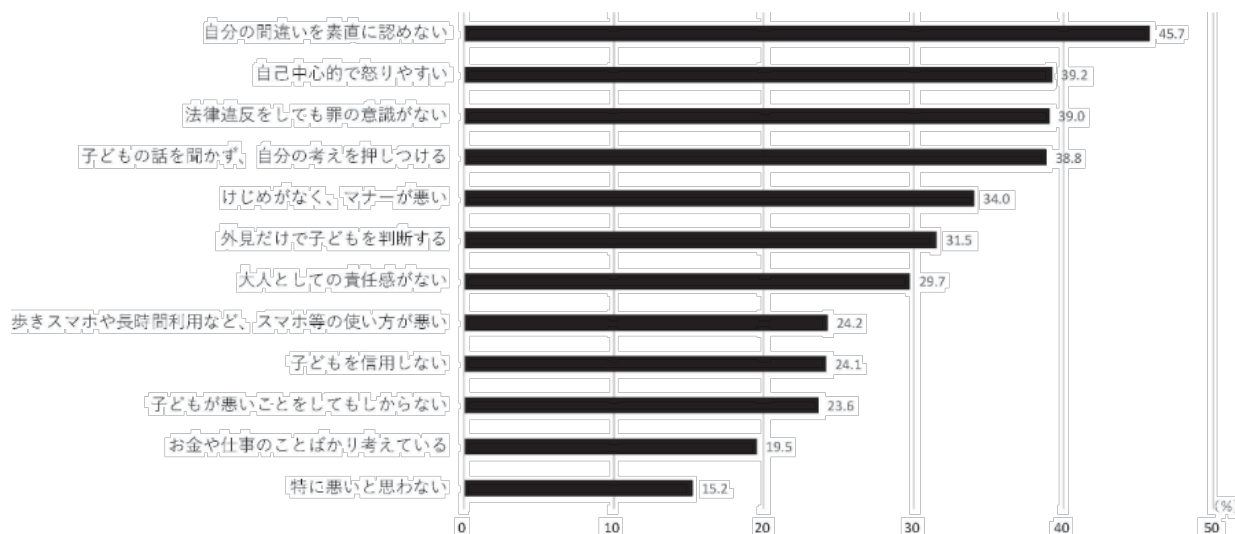
- 家庭は、子どもが食事やあいさつなどの基本的な生活習慣や、命の大切さ、他者への思いやり、自制心、自立心などを身につける上で大切な役割を担っています。
- 一方で、世帯構造の変化や地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化しています。また、ゲームやスマートフォン等に費やす時間が増加し、子どもが自分の部屋で利用する割合も高まっているなど、家庭でのコミュニケーションが不足するおそれが懸念されています。
- 「青少年の意識等に関する調査」(令和2(2020)年度 岡山県)によると、子どもたちから見て大人の悪いところとして、「自分の間違いを素直に認めない」、「自己中心的で怒りやすい」、「法律違反をしても罪の意識がない」、「子どもの話を聞かず、自分の考えを押しつける」などの回答が高くなっています。

図表51 / 児童生徒が平日にゲームやインターネット等で費やす時間(岡山県)



資料：「青少年の意識等に関する調査」(令和2(2020)年度 岡山県)

図表52 / 中・高校生から見た大人の悪いところ (岡山県)

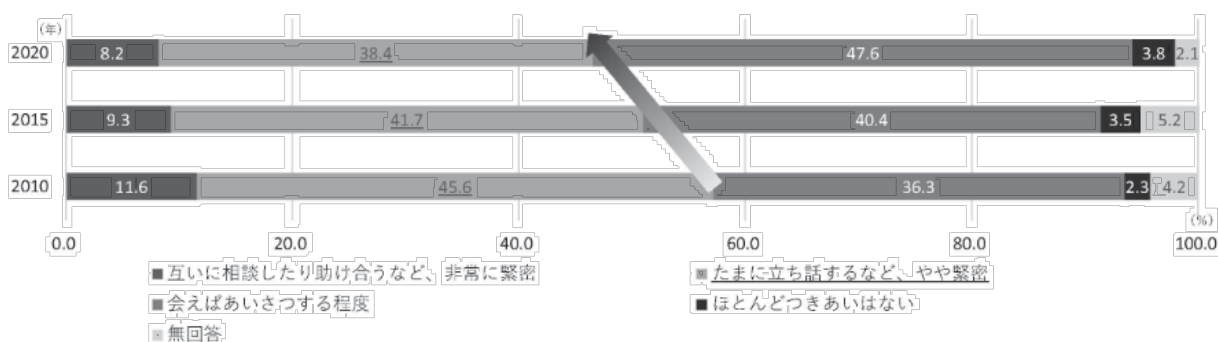


資料：「青少年の意識等に関する調査」(令和2(2020)年度 岡山県)

## ②地域環境

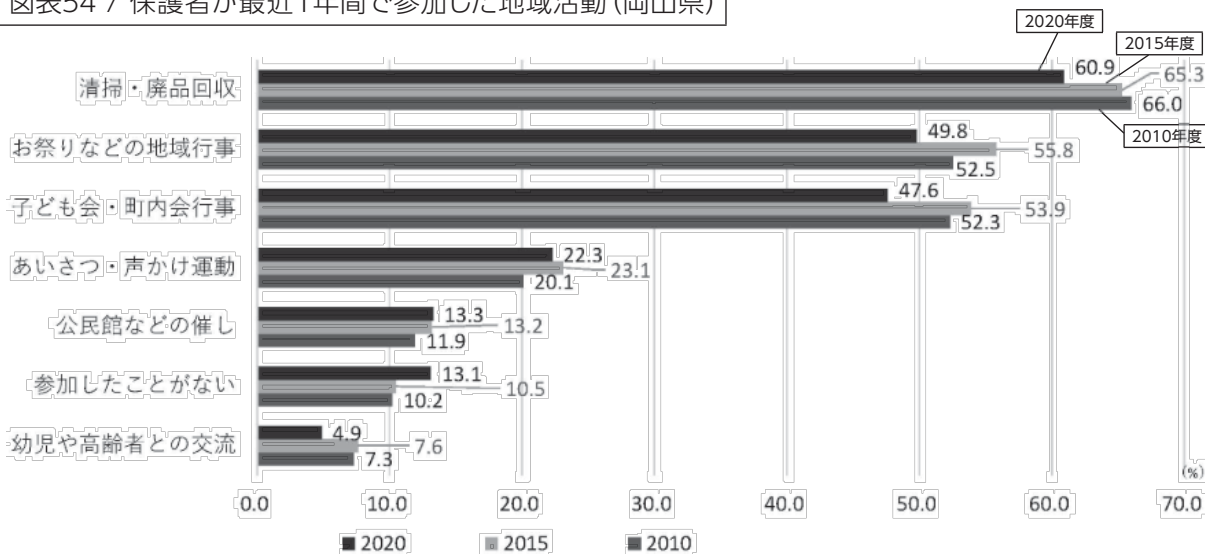
- 地域は、子ども・若者がさまざまな人間関係や社会体験活動等を通じて、社会性や自主性を培う大切な役割を担っています。
- 一方で、地域の人々のつながりの希薄化などを背景として、子ども・若者や保護者が地域活動に参加する機会や、さまざまな人々と触れあう機会が減少しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響も懸念されています。
- 「青少年の意識等に関する調査」(令和2(2020)年度 岡山県)によると、保護者が青少年の健全育成のために必要だと思うこととして、「家庭でのしつけや教育を充実すること」、「家庭・学校・地域が連携して、青少年の健全育成に取り組むこと」との回答が多くなっています。

図表53 / 保護者の近所つきあいの程度 (岡山県)



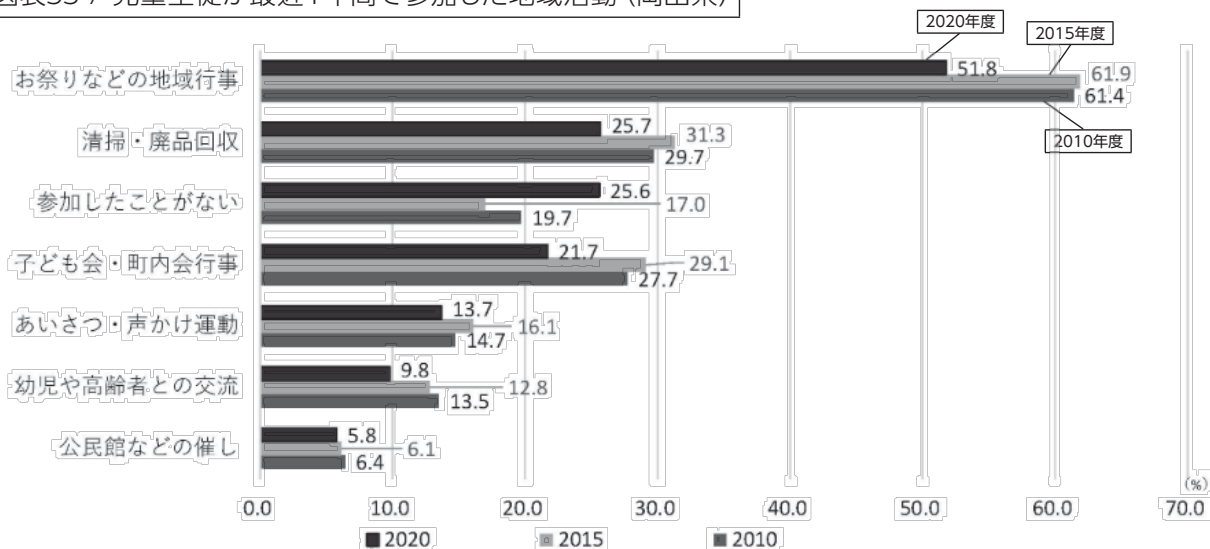
資料：「青少年の意識等に関する調査」(令和2(2020)年度 岡山県)

図表54 / 保護者が最近1年間で参加した地域活動(岡山県)



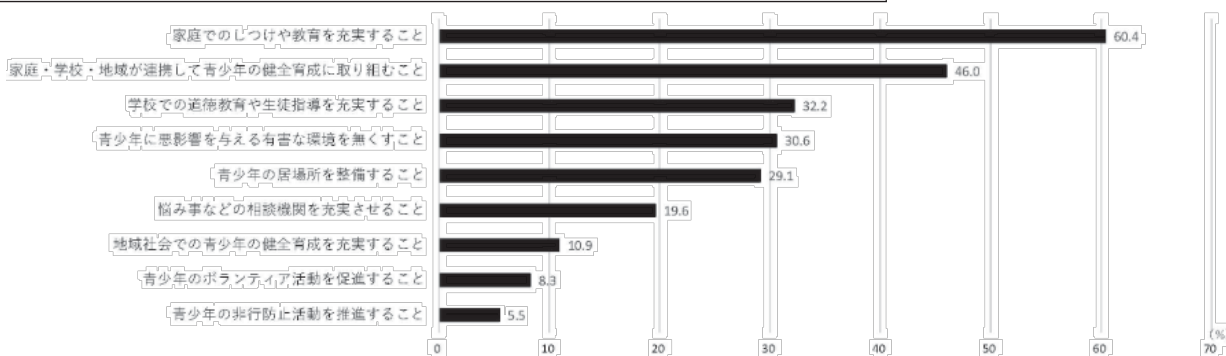
資料:「青少年の意識等に関する調査」(令和2(2020)年度 岡山県)

図表55 / 児童生徒が最近1年間で参加した地域活動(岡山県)



資料:「青少年の意識等に関する調査」(令和2(2020)年度 岡山県)

図表56 / 保護者が青少年の健全育成のために必要だと思うこと(岡山県)



資料:「青少年の意識等に関する調査」(令和2(2020)年度 岡山県)

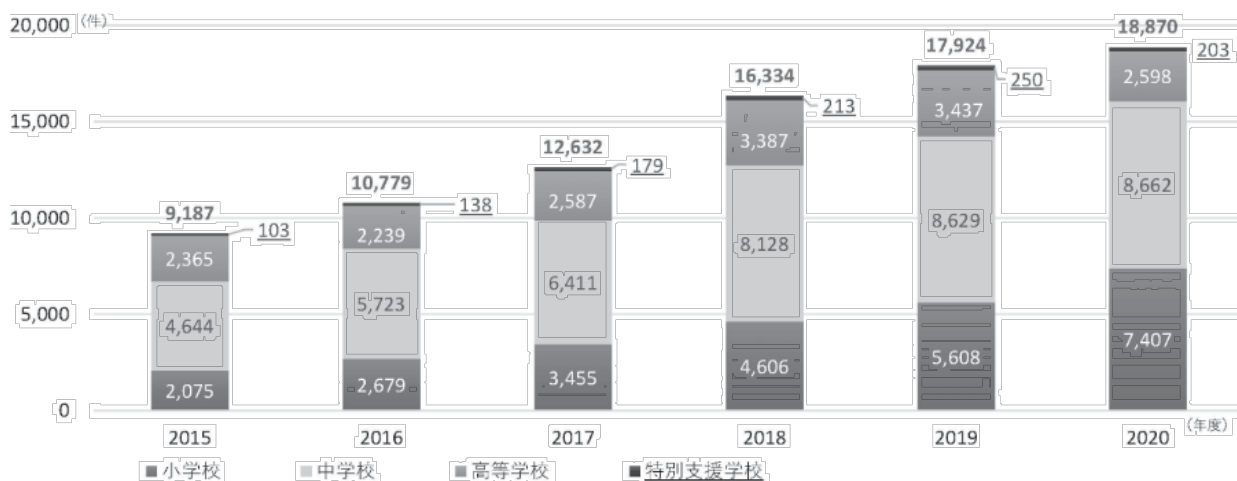
### ③ 子ども・若者を取り巻く社会環境

#### (1) スマートフォン・インターネット問題

- インターネットの利用率、スマートフォン等の所持率の上昇に伴い、インターネット上の誹謗中傷やいじめ、SNSに起因する犯罪被害も発生しています。
- 「令和2年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」(警察庁)によると、全国において、SNSに起因する事犯の被害児童の9割近くがフィルタリング<sup>※</sup>を設定していない状況にあります。
- 「令和2年度公立学校におけるスマートフォン等の利用実態調査」(岡山県教育委員会)によると、本県において、フィルタリングを設定している児童生徒の割合は4割程度にとどまっています。
- 「青少年の意識等に関する調査」(令和2(2020)年度 岡山県)によると、保護者が子育てやしつけについて、悩みや不安を感じていることとして、「スマホやインターネットの使い方」が最も高くなっており、子どもたちの約半数が「スマホやインターネットをしているときに危険な目にあうかもしれないと不安になる」と感じています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、スマートフォンやインターネット、ゲームの利用時間の増加や、SNSに起因するトラブルや犯罪被害の増加などが懸念されています。

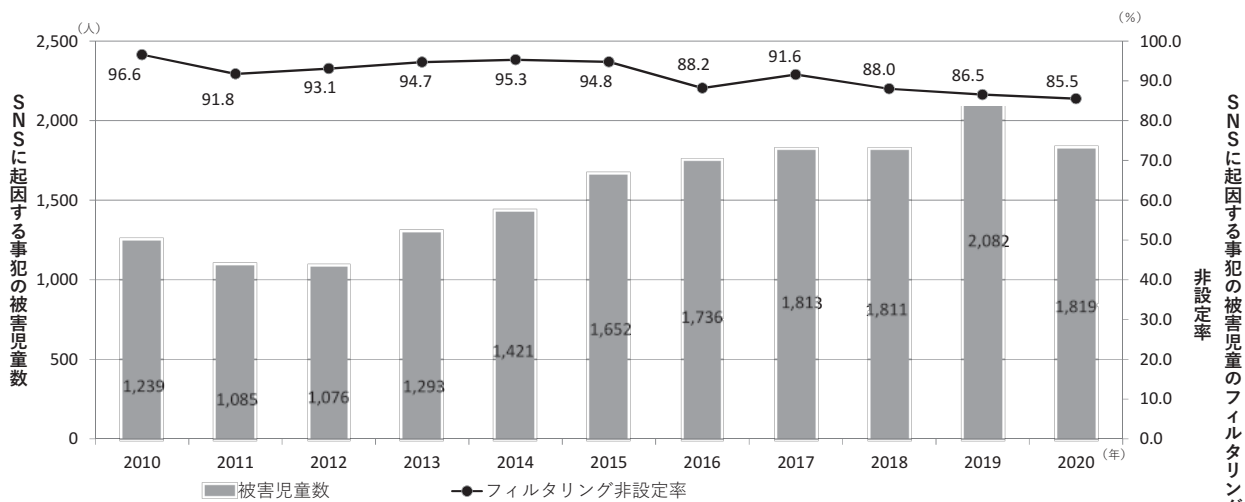
※フィルタリング：インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、青少年に有害な情報の閲覧をできなくするプログラムやサービス

図表57 / パソコンや携帯電話での誹謗中傷被害の推移(全国)



資料：「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省)

図表58 / SNSに起因する事犯の被害児童数及び被害児童のフィルタリング非設定率の推移 (全国)



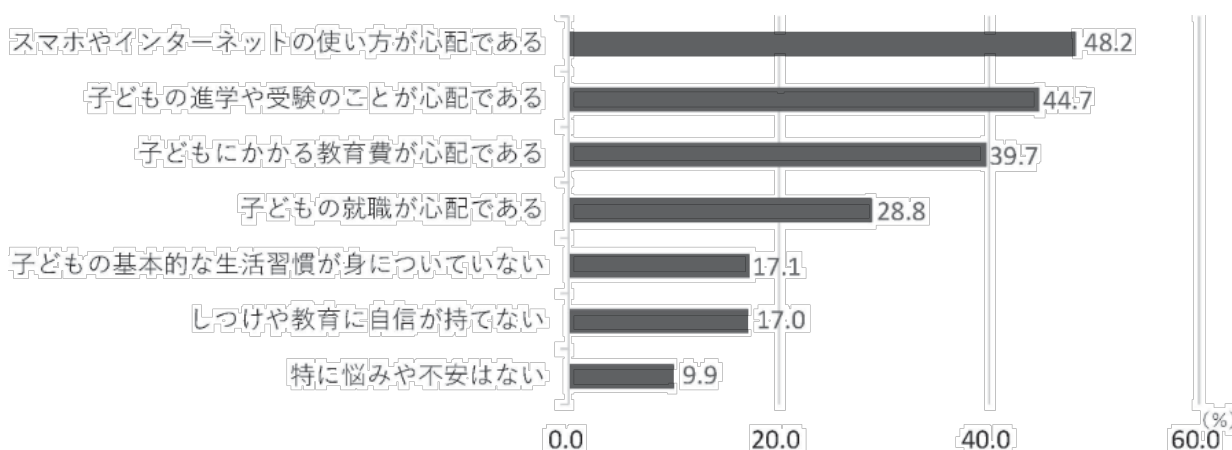
資料：「令和2年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」(警察庁)

図表59 / フィルタリングを設定している児童生徒の割合の推移 (岡山県)



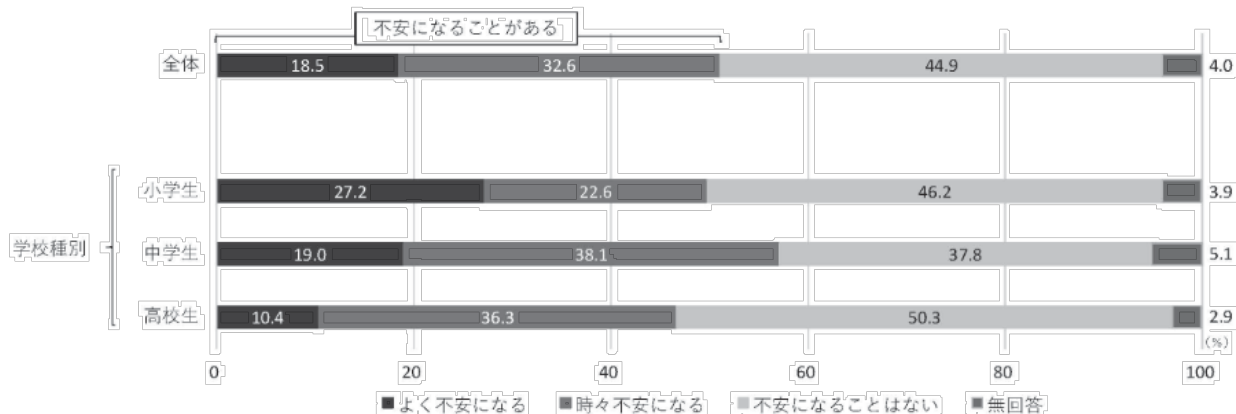
資料：「公立学校におけるスマートフォン等の利用実態調査」(岡山県教育委員会)

図表60 / 保護者が子育てやしつけで感じる悩みや不安(岡山県)



資料：「青少年の意識等に関する調査」(令和2(2020)年度 岡山県)

図表61 / 児童生徒がスマートフォンやインターネットをしているときに感じる不安(岡山県)



資料：「青少年の意識等に関する調査」(令和2(2020)年度 岡山県)

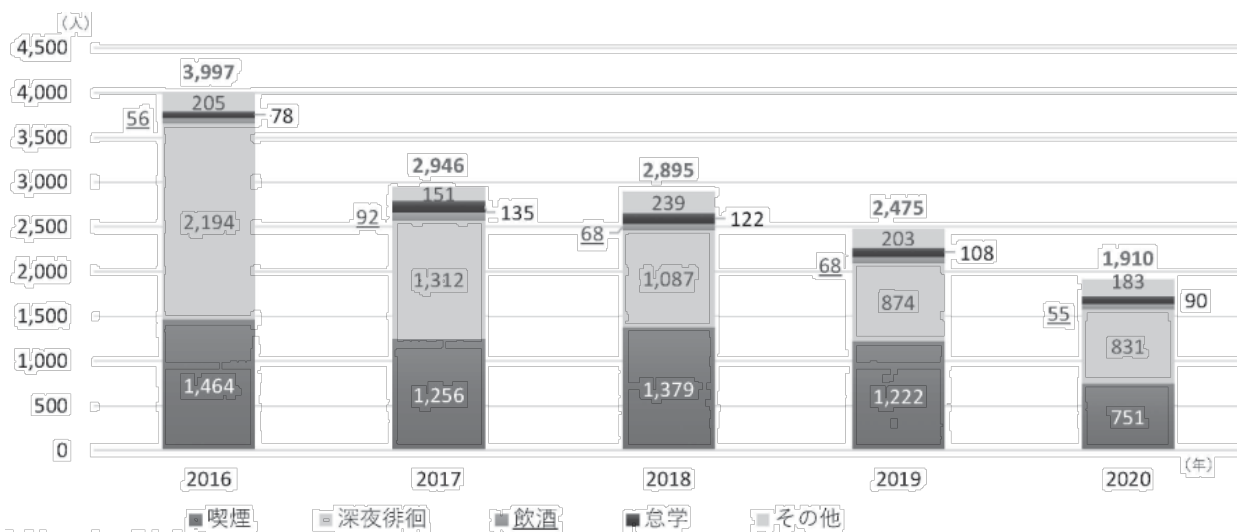
## (2)健全育成に支障を生じるおそれのある行為

■本県の不良行為少年(20歳未満)の補導状況は減少傾向にありますが、喫煙・深夜徘徊が全体の8割を占めており、これらの不良行為は、非行の入り口であり、事件・事故に直結しやすく、犯罪の加害者や性犯罪の被害者になる危険性があります。

■「青少年の意識等に関する調査」(令和2(2020)年度 岡山県)によると、健全育成に支障を生じるおそれのある行為に対する認識について児童生徒と保護者を比較すると、「深夜外出」や「スマートフォンやインターネット上で知り合った人と実際に会うこと」、「インターネット等で有害な情報を見ること」に対する認識に差があります。

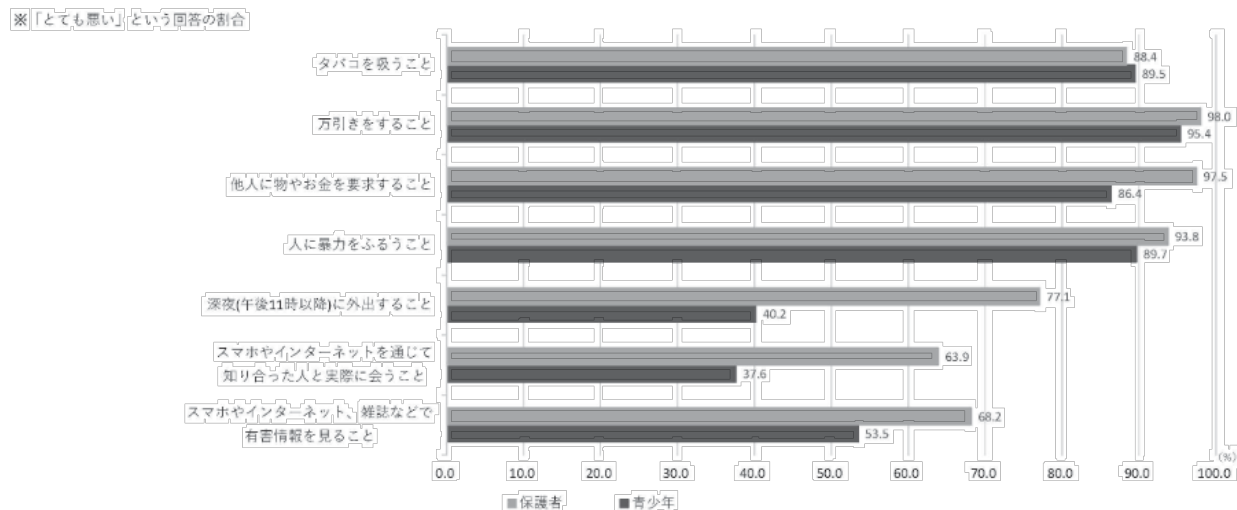


図表62 / 不良行為少年の補導状況(岡山県)



資料：岡山県警察本部

図表63 / 児童生徒と保護者の健全育成に支障を生じるおそれのある行為についての認識の差(岡山県)

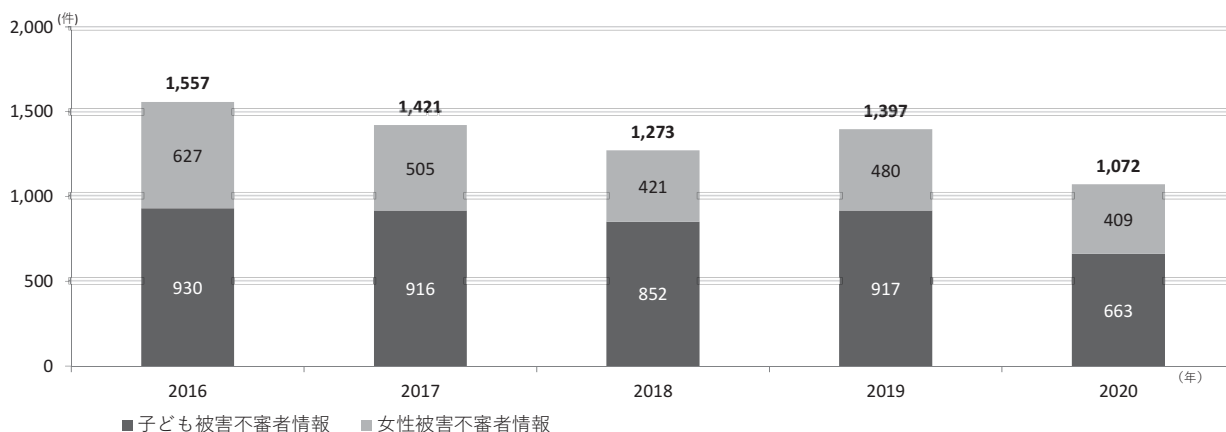


資料：「青少年の意識等に関する調査」(令和2(2020)年度 岡山県)

### (3)子ども・若者の安全・安心

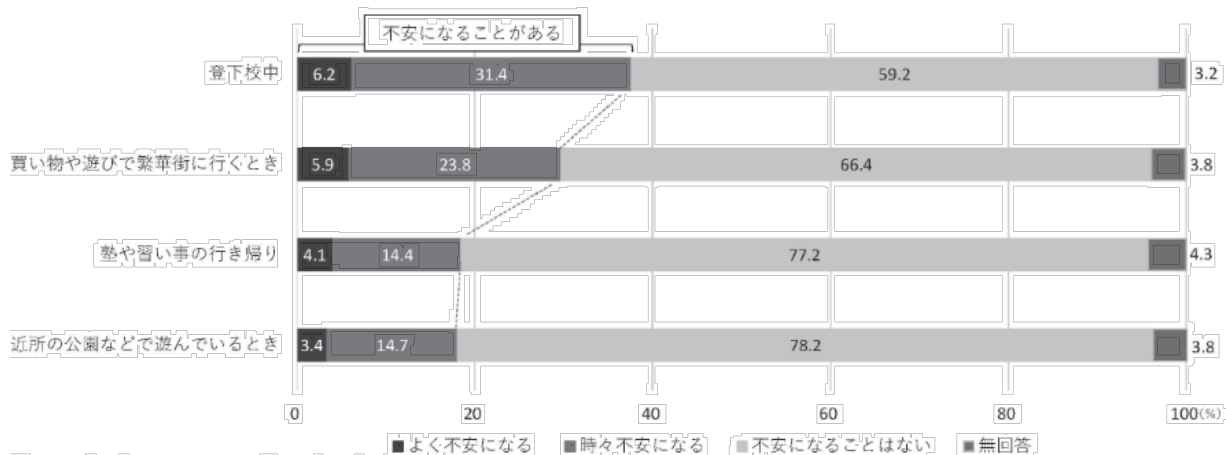
- 警察が認知した子どもや女性を対象とした犯罪や不審者に関する情報が1,000件を超えており、子ども(18歳未満)については、令和2(2020)年には663件となっており、毎日約1.8人の子どもが、犯罪に巻き込まれたり、不審者に遭遇しています。
- 「青少年の意識等に関する調査」(令和2(2020)年度 岡山県)によると、約4割の児童生徒が登下校中に危険な目に合うかもしれないと「よく不安になる」「時々不安になる」と感じています。
- 子どもたちを巻き込んだ犯罪が発生する中で、学校・家庭・地域が連携し、社会全体で有害環境や犯罪被害から子ども・若者を守る取組が求められています。

図表64 / 不審者情報認知件数の推移(岡山県)



資料：岡山県警察本部

図表65 / 児童生徒から見た地域の安全に対する不安(岡山県)



資料：「青少年の意識等に関する調査」(令和2(2020)年度 岡山県)

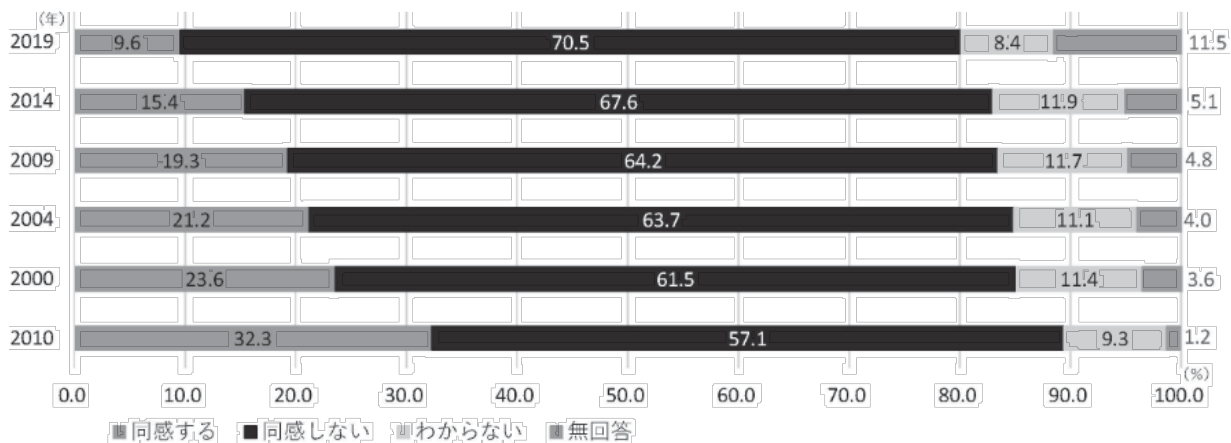
#### (4)男女共同参画に関する意識とワーク・ライフ・バランス\*

■「男女共同参画社会に関する県民意識調査」(令和元(2019)年度 岡山県)によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に約7割が「同感しない」と回答するなど、固定的な性別役割分担意識は改善傾向にありますが、家庭での役割については、依然として、「家事・育児等は妻」、「生活費を稼ぐのは夫」の役割との認識が高くなっています。

■ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に対する意識については、仕事をしている人の約6割が「ワーク・ライフ・バランスが取れている」と考える一方で、就労している人の日常での優先度については、希望としては、「仕事、家庭生活、地域・個人の生活をともに優先」したいとしているが、現実・現状としては「仕事」を優先させている傾向があります。

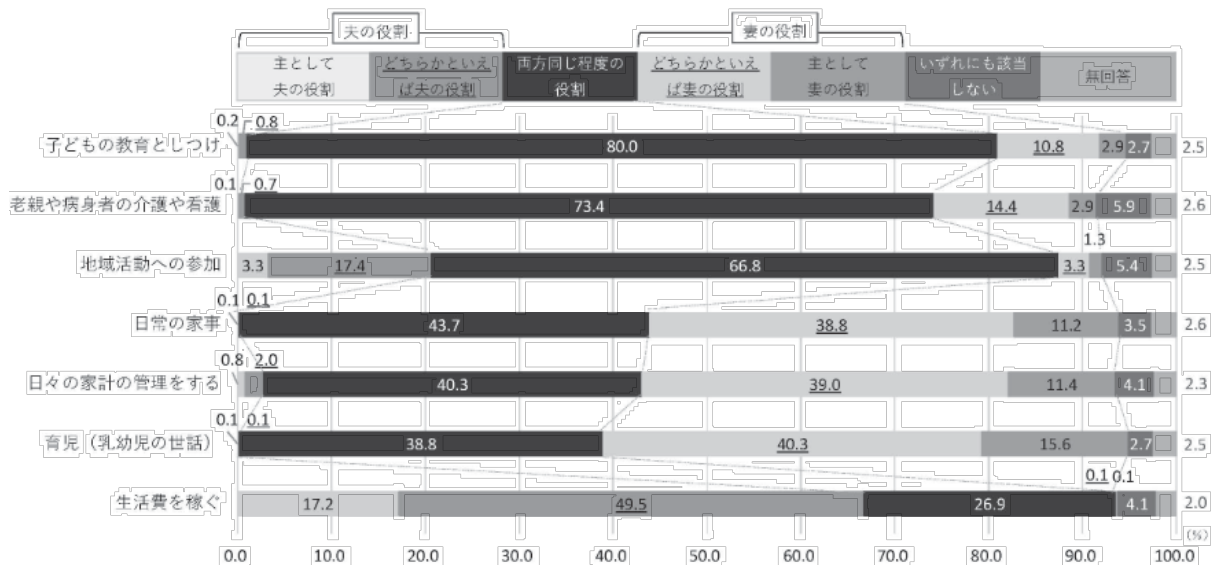
※ワーク・ライフ・バランス：一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいう。

図表66 / 「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感するか(岡山県)



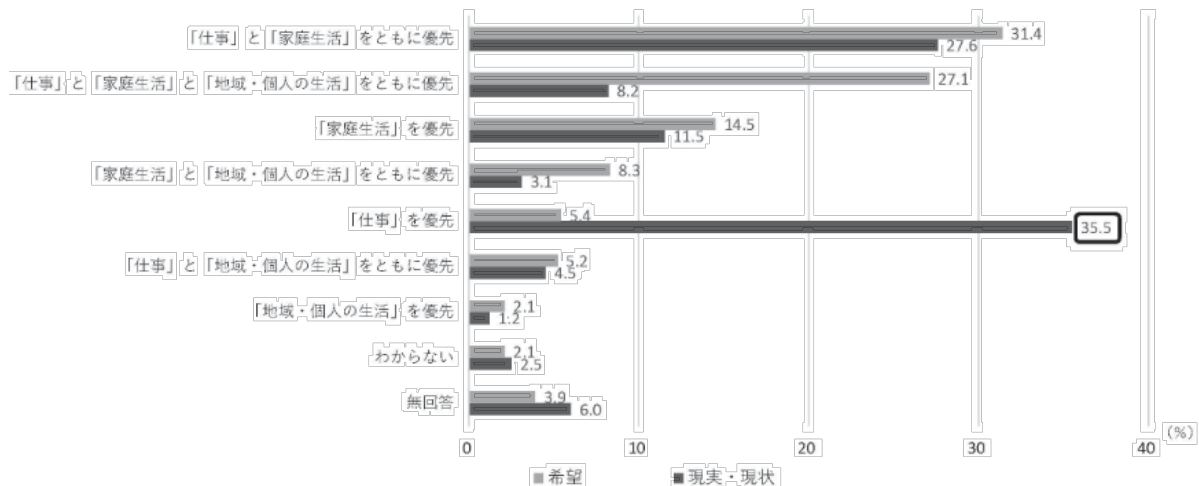
資料：「男女共同参画社会に関する県民意識調査」(令和元(2019)年度 岡山県)

図表67 / 家庭での役割についての考え方(岡山県)



資料：「男女共同参画社会に関する県民意識調査」(令和元(2019)年度 岡山県)

図表68 / 就労している人の日常の優先度：希望と現実・現状(岡山県)



資料：「男女共同参画社会に関する県民意識調査」(令和元(2019)年度 岡山県)



# 第3章 | 計画の概要

第1章 計画の趣旨

第2章 現状と課題

第3章 計画の概要

第4章 計画の内容

第5章 計画の総合的な推進

参考資料

## 1 基本理念

基本理念を「すべての子ども・若者の健やかな成長と自立・活躍に向けて」とし、次代を担う子ども・若者の最善の利益を尊重しながら、健やかな成長と自立・活躍に向けた支援を推進していきます。

## 2 施策の体系

基本目標  
I

すべての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

【重点目標】

1 子ども・若者の自己形成への支援

【施策の方向と主な施策】

### (1) 規範意識と社会性の確立

- 道徳教育の充実
- 人権教育・啓発の推進
- 命の大切さを考える機会の提供

### (2) 健やかな体の育成

- 基本的な生活習慣の形成
- 学校体育の充実と体力・運動習慣づくりの推進
- 健康教育の推進
- 食育の推進

### (3) 子どもたちが落ち着いて学習できる環境の整備

- 就学前教育の質の向上
- 小学校教育への円滑な接続
- 授業規律の確立
- 落ち着いた学習環境づくりへの支援

### (4) 子どもたちの学ぶ力の育成

- 学力状況の把握と指導への活用
- 子どもたちの学力が伸びる仕組みづくり
- ICTを活用した教育
- 教師の授業力の向上と魅力ある人材の確保

## 2 子ども・若者の自立を育む多様な交流

### (1) 社会参加・社会貢献活動の推進

- ボランティア教育の推進
- 主権者教育の推進
- 消費者教育の推進
- 子どもたちが地域で活躍する場の創出

### (2) 多様な体験・スポーツ・文化活動の推進

- 体験活動の推進
- 生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりの推進
- 文化に親しむ環境づくり

## 3 若者の職業的自立、就労支援

### (1) 就業能力・意欲の習得の促進

- キャリア教育の推進
- 職業教育の推進

### (2) 就労支援の充実

- 新規学卒者の就職支援
- 職業能力の開発
- 若者の職場定着等に向けた支援

【重点目標】

4 困難な状況ごとの取組

【施策の方向と主な施策】

(1) ニート・ひきこもりの子ども・若者の支援

- ニート等若年無業者の支援
- ひきこもりの子ども・若者やその家族への支援
- 子ども・若者に対する総合的な支援と市町村の体制整備への支援

(2) 障害のある子ども・若者の支援

- 継続的かつ適切な支援の推進
- 特別支援教育の推進
- インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の充実
- 発達障害のある子ども・若者の支援体制の充実

(3) 少年の非行防止と立ち直り支援

- 少年非行防止対策の推進
- 再犯防止に向けた総合的な取組の推進
- 立ち直り支援活動の推進

(4) いじめや暴力行為、不登校問題などへの対応

- いじめや暴力行為等への対策の推進
- 関係機関との連携
- 不登校問題への対応
- 子ども・若者一人ひとりの悩みに応じた支援

(5) 子どもの貧困対策の推進

- 教育の支援
- 生活の支援
- 就労の支援
- 経済的支援

(6) 多様な背景を持つ子ども・若者の支援

- 自殺防止のための対策
- 外国人の子ども・若者への支援
- 多様な性への理解の促進
- ヤングケアラーへの支援
- 社会的養護経験者への支援
- 生理的貧困問題への対応

## 5 子ども・若者の被害防止と保護

### (1) 子ども虐待防止対策の推進

- 児童相談所の体制の強化と市町村への支援
- 社会的養育体制の充実
- 学校等における子どもの虐待防止の取組の充実
- DV対策の推進

### (2) 子ども・若者を犯罪被害等から守る対策

- 子どもの福祉を害する犯罪等への対策の推進
- 被害に遭った子ども・若者への支援
- 被害防止等のための教育・啓発

## 基本目標 Ⅲ

## 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

### 【重点目標】

## 6 次代の活力を生み出す人材の育成

### 【施策の方向と主な施策】

### (1) 夢を育む教育の推進やチャレンジ精神の育成

- 夢を育む教育の推進
- 学ぼうとする意欲やチャレンジ精神の喚起
- 生涯学習活動を通じた興味や得意分野の発見に向けた支援
- 読書活動の推進
- 若者の創業に向けた支援
- 文化の担い手・アスリートの育成

### (2) 地域づくりで活躍する若者の応援

- 郷土愛の醸成に向けた教育の推進
- 地域づくりを担う人材の育成
- 若者の還流・定着

## 7 グローバル社会で活躍する人材の育成

### (1) 国際的に活躍できる人材の育成

- 児童生徒の英語力の向上
- 海外留学や国際交流の促進
- 我が国や郷土の伝統・文化と異文化等を理解する教育の推進

### (2) Society5.0に向けた人材の育成

- 科学技術教育の推進
- Society5.0時代に対応した教育の推進
- 問題発見・解決的な学習活動の充実

【重点目標】

8 家庭における教育力の向上

【施策の方向と主な施策】

(1) 保護者自身の意識の醸成

- 子どもたちの豊かな人間性の形成に向けた取組の推進
- 保護者の規範意識の醸成

(2) 家庭教育への支援

- 保護者の学びへの支援
- 保護者等に対する人権教育の推進
- 家庭教育に関する相談体制の充実

9 地域における教育力の向上

(1) 連携の強化

- 地域と学校の協働の推進
- 子育て支援ネットワークの充実
- ふれあいの拠点づくり

(2) 人材の養成と気運の醸成

- 多様な子育て資源の掘り起こし
- 地域における子育て人材の養成・確保
- 社会全体で子育てをやる気運の醸成
- 地域で子ども・若者を見守る活動の推進

10 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備

(1) 有害環境対策の推進

- 良好な生活環境の確保に向けた取組の推進
- 薬物乱用防止に向けた取組の推進
- 20歳未満の者の喫煙及び受動喫煙の防止対策の推進

(2) スマートフォン・インターネット問題対策の推進

- スマートフォン・インターネット対策の推進
- インターネットの適切な利用の推進

(3) 子ども・若者の安全・安心の確保

- 安全・安心な環境の整備
- 防災教育の充実と学校の危機管理体制の充実
- 安全・安心な環境を守るための活動や教育の推進

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進

- 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成
- 男女がともに家事・育児等に参画する環境づくり
- ワーク・ライフ・バランスの実現



### 3 数値目標

取組の効果が検証できるよう、25の数値目標を設定します。

#### 基本目標 I

#### すべての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

数値目標	策定時	目標値
「人が困っているときは進んで助けている」と回答した児童生徒の割合	小学校6年生 44.7% 中学校3年生 43.4% (R2)	小学校6年生 50.0% 中学校3年生 50.0% (R6)
「運動やスポーツをすることが好き」と回答した児童生徒の割合	【男子】小学校5年生 68.8% 中学校2年生 63.1% 【女子】小学校5年生 51.6% 中学校2年生 46.3% (R3)	【男子】小学校5年生 75.0% 中学校2年生 65.0% 【女子】小学校5年生 60.0% 中学校2年生 50.0% (R6)
全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との差	小学校6年生 ±0ポイント 中学校3年生 ±0ポイント (R2)	小学校6年生 +1ポイント 中学校3年生 +1ポイント (R6)
「今住んでいる地域の行事に参加している」と回答した児童生徒の割合	小学校6年生 61.2% 中学校3年生 46.0% (R2) 県立高校生 53.4% (R3)	小学校6年生 75.0% 中学校3年生 55.0% 県立高校生 65.0% (R6)
インターンシップや企業訪問等を体験した高校生の割合	94.1% (R2)	100.0% (R6)
大学卒業者の3年以内離職率	34.9% (R元)	33.0% (R6)

#### 基本目標 II

#### 困難を有する子ども・若者やその家族への支援

数値目標	策定時	目標値
子ども・若者支援地域協議会など困難を有する子ども・若者を支援する連携体制を整備している市町村数	4市町村 (R3)	10市町村 (R6)
子ども・若者育成支援計画を策定している市町村数	3市町村 (R3)	27市町村 (R6)
民間企業における障害者実雇用率	2.54% (R3)	2.52% (R6)
少年人口(10~19歳)1千人あたりに占める刑法犯少年の割合(非行率)	2.4人/年 (R2)	2.2人/年 (R6)
小・中・高等学校における暴力行為の発生割合(児童生徒1千人あたり)の全国平均との差	+0.4件 (R2)	±0.0件 (R6)
小・中・高等学校における不登校の出現割合(児童生徒1千人あたり)の全国平均との差	-1.6人 (R2)	±0.0人 (R6)
新たに開設された子どもの居場所(子ども食堂、学習の場等)の数(R2からの累計)	6か所 (R2)	30か所 (R6)

基本目標  
Ⅲ

創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

数値目標	策定時	目標値
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	小学校6年生 60.2% 中学校3年生 41.2% (R2)	小学校6年生 70.0% 中学校3年生 50.0% (R6)
「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と回答した児童生徒の割合	小学校6年生 51.5% 中学校3年生 45.4% (R2) 県立高校生 67.6% (R3)	小学校6年生 60.0% 中学校3年生 50.0% 県立高校生 80.0% (R6)
県内大学新卒者の県内就職率	43.9% (H29からR2の平均)	48.0% (R6)
インターネットを介して海外の学校や大学等と直接交流をしている県立高校の数	21校 (R2)	52校 (R6)
全国規模の理数・情報・政策提案等のコンテストへの県立高校生の参加者数	611人/年 (R元)	730人/年 (R6)

基本目標  
Ⅳ

子ども・若者とともに育つ地域・社会づくり

数値目標	策定時	目標値
子育てが楽しいと感じている(「いつも楽しい」、「楽しいと感じるときの方が多い」)人の割合	65.6% (H30)	75.0% (R6)
家庭教育企業出前講座実施数(H22からの累計)	58件 (R2)	100件 (R6)
放課後児童クラブ実施箇所数	657箇所 (R2)	705箇所 (R6)
子育て支援員育成数(子育て支援員(地域型保育、一時預かり、地域子育て支援拠点で従事)研修修了者の数)(H27からの累計)	676人 (R2)	1,200人 (R6)
スマートフォン等の利用に関して「家庭のルールがある」と回答した児童生徒の割合	小学生 61.6% 中学生 52.0% (R2)	小学生 65.0% 中学生 55.0% (R6)
おかやま子育て応援宣言企業のうち、従業員の仕事と家庭の両立支援に積極的な「アドバンス企業」認定数(R元からの累計)	43社 (R2)	150社 (R6)
育児休業取得率	女性 85.7% 男性 5.4% (H30)	女性 90.0% 男性 10.0% (R6)

# 第4章 | 計画の内容



## 基本目標 I

### すべての子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援

次代を担う子ども・若者が、健やかに成長しながら社会の一員として自立し、社会の変化に対応し、新しい時代をたくましく生き抜く力を身につけていくことが求められています。

このため、すべての子ども・若者が成長するための基礎づくりや、社会の変化に対応できる力の育成、交流や体験活動等を通じた社会性・自立性の確立、就労や職業的自立に向けた支援に取り組みます。

## 重点目標 1 子ども・若者の自己形成への支援

### (1) 規範意識と社会性の確立

#### 現状と課題

情報化の進展や社会全体のモラルの低下などに伴い、子ども・若者の規範意識の低下や人間関係の希薄化、コミュニケーション能力や粘り強さの低下が指摘されています。全国で、インターネット上での誹謗中傷や、子ども・若者による重大な事件が発生しています。

本県の子ども・若者の意識については、「青少年の意識等に関する調査」(令和2(2020)年度岡山県)によると、「きまりやルールをきちんと守るほうだ」と回答した子ども・若者の割合は増加していますが、4割が「キレやすいと思う」、3割が「人とのつきあいは苦手だ」と回答し、「深夜外出」や「スマートフォン等で知り合った人と実際に会うこと」等について、悪いことであるとの認識が低い状況となっています。

こうした状況を踏まえ、子ども・若者の規範意識や自尊感情、社会性、思いやりなど豊かな心を育む取組を一層進めていく必要があります。

#### 主な施策

#### ●道徳教育の充実

子どもたちの規範意識や自尊感情、人間関係構築力を高め、豊かな情操を育むため、「特別の教科 道徳」を要として、学校の教育活動全体を通じて、さまざまな体験活動等を交えながら、学校・家庭・地域が一体となった取組を推進します。

#### ●人権教育・啓発の推進

すべての人の人権が尊重される「共生社会おかやま」の実現を目指し、学校・家庭・地域の連携のもと、指導者の養成や学習に役立つ資料の作成など、人権教育を推進するための環境づくりに取り組みます。

また、子ども虐待や、LGBTなどの性的マイノリティに対する偏見・差別などの課題のほか、新型コロナウイルス感染症に関わる人権侵害が社会問題になったことなども踏まえ、子どもたちの人権に関する知的理解と人権感覚の育成を図り、自他の人権を守ろうとする意識や態度を向上させ、実践行動につなげる取組を進めます。

### ●命の大切さを考える機会の提供

命の大切さや正義感、倫理観、人への思いやりなど、子どもたちの豊かな心を育むため、多様な集団活動や自然体験をはじめ、ボランティア活動などの社会体験や、障害のある人や外国人、ハンセン病元患者等との交流活動、いじめや自殺問題に直面した当事者や犯罪被害者遺族の話を聞く機会などを提供し、子どもたちが命の大切さや、人権問題等についての認識を深める取組の充実を図ります。

## (2) 健やかな体の育成

### 現状と課題

小・中学校では、体力の向上のために各学校独自の取組が実施されているものの、子どもたちの体力・運動能力は新型コロナウイルス感染症の影響もあり低下傾向にあることから、新型コロナウイルス感染防止対策にも十分留意しながら、体力・運動能力の向上に向けた計画的な取組を実施していく必要があります。

また、子どもたちが健康な生活を送るために必要な力を身につけることができるよう、健康教育を進めるとともに、学校・家庭・地域の連携・協働による食育を推進し、学校の教育活動全体を通じて、子どもたちが望ましい生活習慣を身につけ、生涯にわたりたくましく生きるための健康づくりを進める必要があります。

### 主な施策

#### ●基本的な生活習慣の形成

基本的な生活習慣の乱れは、体力や健康へ悪影響を及ぼすだけでなく、学習意欲や気力の低下の要因にもなります。このため、学校や家庭、地域が連携しながら、「朝食毎日きちんと食べよう大作戦」や「『ぱっちり!モグモグ!』生活リズム向上キャンペーン」等を通じて、子どもの基本的な食習慣の形成と規則正しい生活習慣の定着に取り組みます。

#### ●学校体育の充実と体力・運動習慣づくりの推進

生涯にわたりスポーツに親しむことに必要な資質能力を育てるため、外部人材の活用などによる学校体育の充実をはじめ、各学校の特色ある体力づくりを推進するとともに、さまざまな運動やスポーツに親しむことができる機会の充実に努めることなどにより、子どもたちに運動することの喜びや楽しさを味わわせ、運動習慣の定着と体力・運動能力の向上を図ります。

また、新型コロナウイルス感染防止対策に留意しながら、適切な運動部活動が展開されるよう取り組むとともに、スポーツや武道を通じて、規範意識や豊かなコミュニケーション能力、人間関係を築く力を醸成します。

#### ●健康教育の推進

多様化する健康課題への対応や望ましい生活習慣づくりのためには、家庭や関係機関と連携した組織的な取組が必要であることから、学校保健委員会などの充実により健康教育を推進します。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大も踏まえ、子どもたちが感染症をはじめとする健康を阻害するリスクを正しく理解し、自分の健康は自分で守るという意識を持ちながら、適切な行動が取れるよう、発達段階を踏まえた指導の充実を図ります。

#### ●食育の推進

子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校の教育活動全体を通じて食育を組織的・計画的に推進するとともに、各学校において、栄養教諭を

中核とした学校、家庭、地域、関係団体等の連携・協働による食育の充実を図ります。  
また、伝統的な食文化を伝えつつ、次代に応じた優れた食文化を育んでいきます。

### (3) 子どもたちが落ち着いて学習できる環境の整備

#### 現状と課題

子どもたちが落ち着いた授業環境で意欲的に学ぶことができるよう、就学前教育の質の向上をはじめ、学習意欲や学級集団の意識を高める取組の推進、学び合う集団の育成、学習の基盤となる授業規律の確保に努めるとともに、生徒指導対応等のための教員や支援員などの効果的な配置・活用等を図ることにより、魅力ある学校づくりを推進していく必要があります。

#### 主な施策

##### ●就学前教育の質の向上

幼稚園、保育所及び認定こども園の教職員等を対象にした研修の充実や、市町村への支援等に取り組むとともに、保護者等の子どもの成長などを見取る能力の向上を図ることにより、就学前教育における保育・教育の質を一律に向上させ、就学前の子どもの生活習慣等の確立や、生涯にわたる学びの基礎となる学びに向かう力等（非認知能力<sup>※</sup>）の涵養を図ります。

<sup>※</sup>非認知能力：自制心や意欲、協調性など、点数化できない力のこと。「非認知能力」が伸びると、読み書きや算数、運動能力など、点数化できる「認知能力」にもプラスの影響を与えるとされている。

##### ●小学校教育への円滑な接続

「保幼小接続スタンダード<sup>※</sup>」に基づく幼児教育と小学校教育の相互理解を進めるとともに、各市町村において作成された保幼小接続カリキュラムを踏まえた子どもの育ちと学びの連続性が確保された取組を支援するなど、幼稚園、保育所及び認定こども園から小学校への円滑な接続に向けた取組を強化します。

<sup>※</sup>保幼小接続スタンダード：幼児教育と小学校教育が円滑に接続するためのポイントを示し、小1プロブレムの解消や就学前教育のさらなる質的向上のため、県教育委員会が独自に作成、配布した冊子

##### ●授業規律の確立

教育活動のあらゆる場面で、子どもたちが認め合い、支え合う学級集団の育成を図るため、授業の中で主体的に学びを進め、互いに関わり合う場面を多く設定するなどの取組を推進します。

また、授業の中で確実に基礎学力を身につけさせるためには、授業中の正しい姿勢や学習用具の準備、聞き方・話し方のルールなど学習の基盤となる規律が守られることが大前提であることから、校内で統一した授業規律の徹底を図るなど、小学校入学段階から授業規律の確立を図ります。

##### ●落ち着いた学習環境づくりへの支援

落ち着いた学習環境づくりに向け、教職員が一体となった生徒指導体制の構築等により学校の組織的対応力を向上させるとともに、問題行動が見え始めた学校に対しては、警察等の関係機関との連携、専門家や地域人材の活用により、早期の問題解決を図ります。

### (4) 子どもたちの学ぶ力の育成

#### 現状と課題

「令和3年度全国学力・学習状況調査」（文部科学省、岡山県教育委員会）によると、小・中学校ともに平均正答率が全国平均と同等になり、課題であった中学校の家庭学習時間も改善傾向とな

るなど、着実に取り組んできた成果が現れています。一方で、小学校の算数における基礎的な内容の定着など、各教科ごとの課題も見られます。

このため、学力向上に向けたPDCAサイクル<sup>\*</sup>を確立するとともに、教師の授業力の向上や授業改革のさらなる推進、補充学習支援や学習習慣の確立、ICTを効果的に活用した教育など、取組の一層の充実を図る必要があります。

<sup>\*</sup>PDCAサイクル：計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）のプロセスを繰り返すことによって、継続的な業務改善活動を推進する手法

### 主な施策

#### ●学力状況の把握と指導への活用

児童生徒の学力状況改善のためのPDCAサイクル確立に向け、児童生徒の学力・学習状況、学校における授業等の状況を把握し、課題を明確化するために学力・学習状況調査を行うとともに、調査結果を分析・活用し、習熟度別指導など個に応じたきめ細かい指導などにより、子どもたちのつまずきの解消と学習内容の確実な定着を図ります。

#### ●子どもたちの学力が伸びる仕組みづくり

小・中学校において、家庭学習指導の充実や、支援員の配置等による放課後等の補充学習支援を行うとともに、ICTの利活用の加速化や、子どもたちが学びに挑戦できる場の創出により、学校規模や地理的要因にかかわらず、子どもたちがさまざまな体験や交流を通して、意欲的に学習に取り組める仕組みづくりを進めます。こうした取組により、基礎学力や学習習慣の定着、子どもたちの自ら学ぼうとする意欲やチャレンジ精神の喚起を図ります。

また、高等学校において、生徒が、大学進学や就職などそれぞれの将来を描き、小・中学校で身につけた基礎学力を土台として、より発展的・専門的な学習に主体的に取り組み、知識・技能のみならず、思考力や判断力、学びに向かう姿勢を持った人材となるよう、ICTの活用による習熟度に応じた授業の充実や、学力状況の的確な把握・分析に基づく授業改善の推進、学校の枠を超えた学びの場の創出など、高等学校段階における取組の充実を図ります。

#### ●ICTを活用した教育

ICTを活用した教育は、基礎学力の定着をはじめ、情報活用能力の育成や、児童生徒の学習意欲の向上、論理的な思考力、問題解決能力などを育む観点から有効です。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大等による学校の臨時休業の実施に当たっては、オンライン授業の配信等により、子どもたちの学習機会を確保する必要があります。

一方で、小・中学生の視力の低下が進んでおり、今後のICT機器の活用の増加による影響も懸念されています。

このため、視力や姿勢など健康面を配慮したICT機器の正しい使い方をはじめ、児童生徒1人1台端末等のICT環境を効果的に活用した授業実践の普及や、分かりやすく授業を行うための教員のICT活用指導力の向上に向けた取組の充実を図ります。

さらに、市町村における安定したICT環境の確保に向けて、相談支援や連携会議の開催、先進的な取組や課題への対応策の共有等を通じて、市町村を支援します。

#### ●教師の授業力の向上と魅力ある人材の確保

子どもたち一人ひとりの学習状況を的確に把握し、個に応じたきめ細かい指導や、新学習指導要領で求められる主体的・対話的で探究的な学びを充実します。また、校長のビジョンと戦略に基づく学校経営を支援し、校内での主体的な研修の推進により、学力向上等に向けた学校の組織的な対応力の向上を図るとともに、小学校における理数や英語等の専科指導の充実等を図りなが

ら、授業力が高く、新たな教育課題に対応できる、不断に学び合う教員を育成します。

さらに、教職員には強い使命感や社会性、実践的指導力など、さまざまな教育課題に適切に対処できる資質能力が求められるため、人間性豊かで自身が夢や目標を持ち、学び続ける魅力ある人材の確保とキャリアステージに応じた人材育成等に取り組みます。

また、時間管理の徹底や事務業務の精選、外部人材の活用などの働き方改革を推進することにより、教員が指導や教材研究等に専念できる環境を整備します。

## 重点目標 2 子ども・若者の自立を育む多様な交流

### (1) 社会参加・社会貢献活動の推進

#### 現状と課題

これからの将来を担う子ども・若者が、自立した大人へと成長するためには、地域社会と連携のもと、学校におけるボランティア教育や主権者教育、消費者教育を推進するとともに、子どもたちの社会貢献活動への一層の理解と参加を促進することにより、社会の一員としてより良い社会づくりに積極的に参画していこうとする人材を育成する必要があります。

また、子どもたちが生まれ育った地域の自然や文化、伝統に対する理解を深め、地域社会の一員としての自覚を持ち、それらを受け継いできた地域を大切に思い、地域を発展させるような心を育てる必要があります。

#### 主な施策

##### ● ボランティア教育の推進

生活体験が希薄化している子どもたちに、人の役に立ち、人に感謝される体験を通して勤労の尊さを認識させ、社会に貢献する精神を育むことは、人を思いやる心や社会づくりに参画する心を育てる上で大切であることから、高校生の社会貢献活動を含め、地域の実情に応じたボランティア教育を推進します。

##### ● 主権者教育の推進

平成28(2016)年6月から選挙権年齢が18歳以上へ引き下げられ、高等学校では、令和4(2022)年度から主権者教育にも力点を置く、新たな科目「公共」が必修となるなど、若者の政治への関心を高める教育の充実がますます重要になっています。

このため、主権者としての権利と義務を自覚し、民主政治等についての理解を深めるとともに、政治や経済等の話題について多面的・多角的に考察させる探究的な学習や、選挙管理委員会と連携した出前授業などを実施し、学校における主権者教育を推進します。

##### ● 消費者教育の推進

令和4(2022)年4月からの成年年齢の18歳以上への引き下げに伴い、消費者の権利と責任を自覚し、自立した消費者として、適切な意思決定に基づいて社会の一員として行動する消費者の育成や、若年者の消費者被害の防止・救済が重要になることから、実践的な消費者教育教材を活用したり、実務経験者による出前授業を実施するなど、消費者教育を推進します。

##### ● 子どもたちが地域で活躍する場の創出

子どもたちが地域に誇りと愛着を持ち、地域課題を自ら解決しようという当事者意識や実践力を身につけられるよう、発達段階に応じて、企業、公益法人、NPO等と連携した「地域学」などの教育活動を推進し、子どもたちが地域で活躍する場を創出するとともに、教科や総合的な探究(学習)の時間等において、地域の優れた学習資源や人材を積極的に活用した地域に根ざした学習

を推進します。

## (2) 多様な体験・スポーツ・文化活動の推進

### 現状と課題

子ども・若者が元気に生きがいを持って活動し、豊かで潤いのある暮らしの中で、健やかに成長できるよう、新型コロナウイルス感染防止対策にも十分留意しながら、自然、歴史、文化等に触れる多様な体験活動の機会を提供するとともに、学校と地域の文化施設やスポーツクラブ、団体等との連携を促進することにより、生涯にわたってスポーツや文化に親しむ環境整備に取り組む必要があります。

### 主な施策

#### ●体験活動の推進

子ども・若者の豊かな人間性、社会性、自己肯定感、忍耐力等を育成するため、県青少年教育センター閑谷学校、県渋川青年の家、青少年の島等において、魅力あるプログラムなど、内容の充実をめながら、自然とのふれあいや団体生活の機会を提供し、子ども・若者が主体的に活動する機会の充実を図り、豊かな心の育成を図ります。

#### ●生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりの推進

子ども・若者が、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支え、スポーツを育てる活動に参加することができるよう、豊かなスポーツライフの構築と気軽にスポーツに親しむことができる機会の創出などに取り組みます。

また、地域資源を活用したスポーツ交流を促進することにより、スポーツによる地域づくりにつながるよう、スポーツを通じた地域の一体感や活力の醸成を図るとともに、地域スポーツ活動の指導者や未来に羽ばたくアスリートの育成・支援を行います。

#### ●文化に親しむ環境づくり

子どもたちが、身近なところで文化に親しみ、理解と関心を高めることができるよう、県文化施設の利用促進や充実をはじめ、郷土の文化遺産に触れる機会や、美術や舞台芸術等の鑑賞機会の提供、文化芸術の専門家の学校派遣、学校における文化活動の充実等に取り組めます。

## 重点目標 3 若者の職業的自立、就労支援

### (1) 就業能力・意欲の習得の促進

#### 現状と課題

「青少年の意識等に関する調査」(令和2(2020)年度 岡山県)によると、将来の夢について、「希望する職業につきたい」、「好きなことをしながら生活したい」と回答した割合が高くなっており、将来したい仕事やつきたい職業についても、7割以上が「ある」と回答しています。

一方で、子どもたちの勤労観や職業観が十分に育っていないことなどを背景として、雇用のミスマッチ、若年者の早期離職などの課題が見られる状況にあります。

こうした状況を踏まえ、子どもたちが、社会の中で自分の役割を果たしつつ自分らしい生き方を実現できるよう、望ましい勤労観・職業観の育成と働くために必要な能力を育む必要があります。



### 主な施策

#### ●キャリア教育の推進

子どもたちの学ぶ目的意識の明確化や社会的・職業的自立のために必要な能力の育成に向け、体験を通して社会や職業について理解するとともに、将来の生き方を考え、働くことの意義を見いだす必要があることから、学校・家庭・地域・企業等が連携し、指導内容、指導方法等の工夫を図りながら、発達段階に応じ、学校の教育活動全体を通じた体系的なキャリア教育<sup>\*</sup>を推進します。

<sup>\*</sup>キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していく過程を促す教育

#### ●職業教育の推進

仕事に就くためには、それぞれに必要な専門的な知識・技能を身につける必要があることから、県立高等学校の専門学科等で、産業界と連携してインターンシップ<sup>\*\*</sup>を推進したり、企業や大学、地域の人材等を活用しながら最先端の技術や知識を学習する機会を提供するなど、実践的な職業教育の充実を図ります。

さらに、企業など産業人材の確保・育成に携わる関係機関で構成する「岡山県産業人材育成コンソーシアム」において、産業・教育・訓練などの現場が抱える課題の解決に向け、小・中学生のものづくり体験の充実や工業系高校教員の企業での研修等に取り組みます。

<sup>\*\*</sup>インターンシップ：学生が興味のある企業などを訪問し、実際に働いたりする職業体験のこと。社内の雰囲気や実際の業務内容を知ることができるため、入社後のミスマッチを防ぐこともできる。

## (2) 就労支援の充実

### 現状と課題

若者については、就きたい仕事と求める人材がかみ合わない雇用のミスマッチが生じていること、社会的・職業的自立に向けた意識が十分に醸成されていないことなどが、就職後の早期離職者や、フリーターなどを生み出している一因と考えられることから、若者が、生涯を通じたキャリア・プランを描くことができ、次代を担うべき存在として活躍できるよう、それぞれの状況に応じた就職支援や実践的な職業訓練の機会を提供する必要があります。

### 主な施策

#### ●新規学卒者の就職支援

経済団体や企業等に対して、新規学卒者の正規社員採用等を積極的に働きかけるとともに、高校新規学卒者については、企業等と連携しながら、合同企業説明会や、県立高校生就職アドバイザーの配置による求人開拓や就職指導などの進路指導の充実に努めます。

また、労働局、県、教育委員会、経済団体、大学・学校等で構成する「おかやま新卒者等人材確保推進本部」において、関係機関と連携しながら、就職面接会の開催やキャリアカウンセラーによる個別相談などを行うことにより、一人でも多くの新規学卒者等が就職できるよう支援します。

#### ●職業能力の開発

職業に必要な知識・技能を習得させることにより若者の就職を支援するため、県立高等技術専門学校において、ものづくり分野を中心とした職業訓練や、教育訓練機関等を活用して座学と企業実習を組み合わせた職業訓練等を実施します。また、若者のキャリア形成に資するため、生涯を通

じたキャリア・プランニング及び職業能力証明のツールとしてジョブ・カード<sup>\*</sup>の積極的な活用を促進します。

※ジョブ・カード：職務経歴や学習歴、職業訓練の経験、免許・資格などをとりまとめ、職業能力・意識を整理できるキャリア形成支援ツール。職業能力形成機会が乏しいため非正規雇用となっている者の正規雇用へのステップアップを図ることを目的として導入された。

### ●若者の職場定着等に向けた支援

労働局やハローワーク、大学など関係機関と連携しながら、求人情報や就職支援情報の提供、合同就職面接会等の開催などに加え、企業等にインターンシップの受入等の働きかけを行い、若者が将来の仕事の選択に向けて、十分に情報収集や職場体験ができる機会を提供します。

また、若者の職場定着に向けて、卒業生の就職先である事業所を訪問し、新入社員を支援する取組を進めます。

さらに、希望する就職ができていない若者や就職氷河期世代<sup>\*</sup>が活躍の場を広げられるよう、「おかやま若者就職支援センター（ジョブカフェおかやま）」の運営を通じて、若者の就職を支援します。

※就職氷河期世代：社会的に就職難となった時期（1990年代半ばから2000年代前半）に新卒で就職活動をしていた人たちの世代

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛や休業、雇用状況の悪化など、子ども・若者を取り巻く環境は厳しさを増しており、ニートやひきこもり、不登校、子どもの貧困など、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の問題は深刻な状況にあります。また、これらの問題の背景の一つとして孤独・孤立の存在も指摘されています。

こうした状況も踏まえながら、引き続き、子ども・若者が困難な状況に至った原因や経緯、家庭環境、希望等を十分に理解した上で、一人ひとりの状況に応じた適切な支援に取り組みます。

さらに、子ども・若者の抱える問題は、さまざまな問題が複雑に絡みあっていることが多いため、関係機関や団体等が連携した総合的な支援に取り組みます。

また、国において策定された「孤独・孤立対策の重点計画」（令和3(2021)年12月）も踏まえながら、必要な取組を進めます。

## 重点目標 4 困難な状況ごとの取組

### (1) ニート・ひきこもりの子ども・若者の支援

#### 現状と課題

若年無業者（15～34歳）、いわゆるニートの数は、「就業構造基本調査」（平成29(2017)年総務省）によると、全国で約59.9万人、ひきこもり状態にある若者（15～39歳）の数は、「若者の生活に関する調査」（平成27(2015)年度 内閣府）によると、全国で約54.1万人となっています。

その背景や原因の多様性や、新型コロナウイルス感染症の影響なども踏まえながら、子ども・若者やその家族の社会的孤立を防ぐため、相談窓口の充実や関係機関の連携による、一人ひとりに寄り添った支援に取り組む必要があります。

#### 主な施策

#### ●ニート等若年無業者の支援

ニート等の若年無業者については、国が委託設置する「地域若者サポートステーション（サポステ）」を総合相談窓口として、企業における就業体験、就労支援セミナー、訪問相談等、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行います。

また、若年失業者やフリーター等については、「おかやま若者就職支援センター（ジョブカフェおかやま）」において、カウンセリングからハローワークを通じた職業紹介までの就職活動に関する支援をワンストップで提供します。

こうした取組を関係機関と連携して実施することにより、若者の職業的自立に向けた取組を支援します。

#### ●ひきこもりの子ども・若者やその家族への支援

ひきこもり地域支援センターや保健所において電話や来所等による専門相談を実施し、市町村や関係機関と連携しながら、本人や家族の状況に応じた相談支援を実施するなど支援体制の充実を図ります。

また、ひきこもりサポーターを派遣して、本人や家族の相談に対応したり、精神科医や臨床心理士等が地域に出向いて、本人や家族等の相談に応じることや座談会を開催することにより、家庭における対応能力の向上等を図るとともに、対人関係等を醸成し、社会復帰への足がかりとする

ための居場所づくりを推進します。

### ●子ども・若者に対する総合的な支援と市町村の体制整備への支援

子ども・若者の育成・支援に関わる、教育、福祉、保健、医療、雇用等の専門機関や団体で構成する「おかやま子ども・若者サポートネット」（県の子ども・若者支援地域協議会）において、相談等を通じて問題を早期に発見し、専門機関や団体と連携することにより必要な支援につなぐなど、ニートやひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者やその家族に対して、総合的な支援を行います。

また、より身近な市町村において、困難を有する子ども・若者の支援に組織的に対応することができるよう、市町村における子ども・若者支援地域協議会の設置を促進するほか、市町村が重層的支援体制整備事業を活用し、包括的な支援体制の構築に取り組む際には、必要な助言や情報提供を行うなど、市町村の取組を支援します。

## (2) 障害のある子ども・若者の支援

### 現状と課題

障害のある人の中には、家庭や地域社会の中で生活することや持てる能力を発揮し積極的に社会へ参加することへの欲求や願望があっても、現実には、さまざまな障壁のために、日々の生活や社会参加、雇用の場の確保等が困難なことがあります。

このため、障害のある子ども・若者が、地域の中で安心して快適に自立した日常生活を送ることができる共生社会の実現を目指して、障害の早期発見や適切な療育の充実に努めるとともに、特別支援学校や小・中・高等学校等における特別支援教育の充実とさまざまな機関が連携した支援体制の整備に取り組む必要があります。

### 主な施策

#### ●継続的かつ適切な支援の推進

障害のある子ども・若者の健全な発達を支援する観点から適切な医療及び医学的リハビリテーションを提供するとともに、児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業などの実施により、子ども・若者やその家族が継続的かつ適切な療育支援を受けられるよう、市町村等とも連携して療育指導体制の充実を図ります。また、医療的ケア児については、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立も踏まえ、引き続き、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、保健・福祉・医療等の連携促進に努めるとともに、総合的な支援体制の構築に向けた取組を推進します。

さらに、就労による自立と社会参加に向けて、キャリア教育を推進するとともに、企業と連携した就労体験の拡大や、就労・福祉等の関係機関との協働による就労支援体制の充実を図ります。

#### ●特別支援教育の推進

特別支援学校においては、複数の障害種に対応した適切な教育ができる体制の整備、子どもたちへの適切な指導・支援の充実及び早期からのキャリア教育の推進を図るとともに、域内の小・中・高等学校等の特別支援教育を支えるセンター的機能の一層の強化を図ります。

また、小・中・高等学校等においては、子どもたちの達成感、自己肯定感及び学習意欲を高めるため、特別支援教育の観点に基づく授業づくりや学級づくり、ICTの効果的な活用などを通じ、発達障害を含めた特別な支援を必要とする一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実や教職員の指導力の向上を図るとともに、就学前から卒業後までを一貫して支援できるよう関係機関との

連携体制を強化します。

### ●インクルーシブ教育システム\*の構築のための特別支援教育の充実

共生社会の実現に向け、障害のある子どもと障害のない子どもが、可能な限り同じ場で学ぶことができるよう配慮しながら、地域社会の中で相互理解を深めるための居住地校交流\*の取組を充実させます。

また、一人ひとりの障害の状況等に応じ、合理的配慮\*の提供や通級指導教室等の多様な学びの場の充実を図り、就学前から高等学校卒業までの長期的視点に立った支援の充実を図ります。

※**インクルーシブ教育システム**：人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み

※**居住地校交流**：交流及び共同学習の一つの形態で、特別支援学校に通う児童生徒が居住する（自宅のある）地域の小・中学校等の児童生徒と一緒に交流や学習活動を行うこと。

※**合理的配慮**：障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。

### ●発達障害のある子ども・若者の支援体制の充実

発達障害のある子ども・若者が、身近な地域において、周囲の正しい理解と特性に応じた適切な支援により、自立した生活を送ることができるよう、市町村、保健所、児童相談所をはじめ、福祉・教育・労働等の関係機関・団体と連携して、家族も含めた幅広い支援策や、地域の身近なかかりつけ医をはじめとした対応力を備えた人材の育成などを計画的に進め、乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の整備を図ります。

## (3) 少年の非行防止と立ち直り支援

### 現状と課題

本県の刑法犯少年の検挙・補導人員は着実な改善傾向を示しているものの、非行率は全国ワースト上位であり、再犯者率も3割台で推移するなど、本県の少年非行情勢は依然として厳しい状況にあります。

このため、学校や地域、警察等が密接に連携することにより、規範意識のさらなる向上と浸透を図り、非行少年の迅速かつ厳正な検挙・補導措置はもとより、問題を抱えた少年に手を差し伸べ、その立ち直りを支援するとともに、少年を厳しくも温かい目で見守る社会的気運を醸成するなど、非行少年を生まない社会づくりを一層強力に推進する必要があります。

### 主な施策

#### ●少年非行防止対策の推進

未来を担う少年の非行防止に向け、警察職員による学校訪問や非行防止教室、あいさつ運動等を通じて、規範意識の向上を図るとともに、保護者や警察ボランティア、事業者、地域住民等と連携・協働した非行防止対策を推進します。

#### ●再犯防止に向けた総合的な取組の推進

犯罪をした者や非行少年等の中には、安定した仕事や住居がない、障害や依存症がある、十分な教育を受けていないなど、円滑な社会復帰に向けての支援を必要とする者が多く存在するにもかかわらず、必要な支援を受けられないまま犯罪を繰り返していることも少なくありません。

このため、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援するとともに、犯罪や非行を予防し、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、関係機関・団体と連携しながら、「岡山県再犯防止推進計画」に基づく各種の施策を総合的かつ計画的に推進します。

## ●立ち直り支援活動の推進

非行少年やその保護者に対し、少年サポートセンターの少年補導員が中心となり、継続的に連絡を取り、一人ひとりの少年の状況やニーズに応じて、相談や助言を行うとともに、ボランティアや地域住民、関係機関等と連携・協働しながら、各種体験活動や心理療法等を活用した面接、少年の居場所づくり、就学・就労に向けた支援、社会貢献活動の促進などにより、自己肯定感を高め、規範意識の向上や社会との絆を強化し、立ち直りを支援します。

また、「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動強調月間」を中心に、懸垂幕の掲出、新聞紙面広告を掲載するなど、広く県民に再犯防止と立ち直り支援に対する理解を深める啓発事業を実施します。

## (4) いじめや暴力行為、不登校問題などへの対応

### 現状と課題

「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省、岡山県教育委員会）によると、いじめの認知件数は、教職員のいじめを見逃さないという意識の高まりが、いじめにつながりそうな前段階で対応できていることなどから、減少傾向にあります。暴力行為の発生件数は増加傾向から減少に転じているものの、依然として全国平均より高い状況にあります。不登校児童生徒数は、小学校で増加していますが、中・高等学校では減少しており、高校中途退学者数も減少しています。

また、全国的にSNSなどインターネット上の誹謗中傷やいじめも深刻な問題となっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、教員と子どもたちのふれあいを通じた信頼関係の構築が十分ではなく、マスクにより表情が読み取りづらいことなどから、子どもたちの悩みやサインに気付きにくいという課題も指摘されています。

こうした状況を踏まえ、子どもたちの悩みやサインを見逃さないよう、子どもたちに寄り添いながら、より注意深く見守り、声かけなどを行うとともに、関係機関との連携強化及び専門家の活用等を一層推進し、子どもの家庭環境も踏まえた早期からの対応に取り組む必要があります。

### 主な施策

## ●いじめや暴力行為等への対策の推進

いじめや暴力行為等の問題行動を初期段階で確実にとらえ、解決に向けた取組を徹底するため、「岡山県いじめ問題対策基本方針」に基づく取組や、教職員の指導力の向上、全教職員が一体となった生徒指導体制の構築とミドルリーダー<sup>※</sup>の育成、専門家等の活用に取り組めます。また、学校と警察が連携しながら非行防止教室やインターネットモラル教室などを実施し、規範意識の向上に努めるとともに、いじめ等を早期に発見するためのアプリを利用した匿名による相談・報告システムの活用、問題行動の解消・未然防止に向けた児童会・生徒会の自主的・自発的な活動等を促進します。

<sup>※</sup>ミドルリーダー：校長、教頭のもとで、教職員集団をとりまとめる指導教諭や中堅教職員など。経験の豊かな教職員と経験の少ない教職員とをつなぐことや、学校組織運営で中心的な役割を担うことが求められる。

## ●関係機関との連携

問題行動や非行等への効果的な対応に向け、学校と警察、児童相談所、少年保護関係機関等との連携・協働を図ります。また、複雑な家庭環境等、就学前からの早期対応の重要性を踏まえ、学校、幼稚園、保育所、スクールソーシャルワーカー、保健師、民生委員等の連携を密にした取組を

推進します。

### ●不登校問題への対応

不登校問題への組織的な対応に向け、「長期欠席・不登校対策スタンダード<sup>\*</sup>」に基づき、校長の強いリーダーシップのもと、不登校対策担当教員を中心として、教職員等がそれぞれの役割や支援方法について共通理解し、連携・協力するとともに、スクールカウンセラーや地域の人材の活用、医療の視点からのアプローチなどにより、不登校の未然防止や早期発見ができるよう学校の組織的対応力を強化します。

また、不登校等の要因は、いじめや発達障害、虐待等の家庭環境などの背景が複雑に絡んでいることが多いため、スクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、関係機関との効果的な連携を図ることで、より有効な支援を行うことができる体制の強化を進めます。

※長期欠席・不登校対策スタンダード：子どもの状態を0～6の7段階で評価し、ケース会議や別室指導等を通じて個々の状況に応じた適切な支援を行うために、県教育委員会が独自に作成、配付した冊子

### ●子ども・若者一人ひとりの悩みに応じた支援

新型コロナウイルス感染症が及ぼす子どもへの影響も懸念されるため、学校においては、教員や養護教諭、スクールカウンセラー等が児童生徒の様子を注意深く観察するとともに、教職員による情報共有やアンケート等により、児童生徒の状態をきめ細かく把握し、積極的に声かけや教育相談などを行います。

岡山県青少年総合相談センターにおいては、関係機関と連携しながら、子ども・若者一人ひとりの悩みに寄り添った相談や適切な支援機関につなぐなどの支援を行います。

また、子ども・若者のコミュニケーションツールの変化を踏まえ、SNS相談の試行を実施し、効果と課題を検証することにより、子ども・若者が相談しやすい体制について検討します。

さらに、高等学校中途退学者や、学校に行きづらいつと感じている児童生徒等に対して、専任のコーディネーターや公認心理師が本人や保護者の悩みや希望に寄り添いながら、就学継続や進路変更、就労等に向けた支援に取り組みます。

## (5) 子どもの貧困対策の推進

### 現状と課題

子どもの現在及び将来が、家庭の経済状況等、生まれ育った環境によって左右されることがないよう、ひとり親家庭への支援をはじめ、貧困の連鎖を断ち切るための対策の推進が求められています。

さらに、全国的に新型コロナウイルス感染症による雇用面への影響など、社会的・経済的に恵まれない家庭などへの深刻な影響や格差の拡大が懸念されています。

こうした状況を踏まえ、関係機関の連携のもと、子ども一人ひとりが夢や希望を持って未来を切り拓ける環境づくりを目指し、教育や生活、就労の支援など、子どもの貧困対策を総合的に推進する必要があります。

### 主な施策

#### ●教育の支援

学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関連機関との連携、経済的支援を通じて、学校から子どもを福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図ります。

### ●生活の支援

ひとり親家庭に対して、母子・父子自立支援員やひとり親家庭支援センターによる相談対応、一時的に必要となった家事や介護、保育サービスなどの日常生活に関する支援等を実施します。

生活困窮世帯の子どもを対象に、関係機関と連携し、地域の実情に応じた居場所づくりや学習・生活支援の取組を進めます。また、子ども食堂など、地域の子どもの安心して継続的に過ごすことができる、さまざまな形態の居場所づくりを、地域住民やボランティア、NPO等と連携して進めます。

### ●就労の支援

ひとり親家庭の生活の安定を図るため、ひとり親家庭支援センターによる就労相談や就業情報の提供などを行うとともに、自立支援プログラムを策定することで、就業を軸とした自立支援を図ります。また、母子家庭の母親等に対する職業訓練や、就職に有利な資格取得を支援する給付金の支給等を通じて、就労機会の確保を図ります。

また、生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等によるチーム支援、就労の準備に向けた支援など、きめ細かい支援を実施します。

### ●経済的支援

ひとり親家庭等に対する児童扶養手当の支給や、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付、医療費の助成のほか、離婚後の子どもの養育に不可欠な養育費が確実に確保されるよう、国において検討されている養育費に関する制度見直しも見据えながら、引き続き、母親等が養育費の取決め等のため家庭裁判所等を訪れる場合の同行支援や、関係機関の窓口職員への研修の実施を通じて養育費確保のための相談対応力の向上を図ります。

また、生活保護世帯の子どもに対して、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等の高等学校等就学費を支給するとともに、大学等に進学する際には、進学準備給付金を支給することなどにより、進学時の支援を行います。

## (6) 多様な背景を持つ子ども・若者の支援

### 現状と課題

全国的に深刻化している子ども・若者の自殺の問題をはじめ、外国人の子ども・若者、性自認や性的指向に関わる偏見や差別の問題、ヤングケアラーなど、子ども・若者一人ひとりの多様な背景に丁寧に向き合いながら、適切な支援を行っていく必要があります。

### 主な施策

#### ●自殺防止のための対策

全国において、15歳から39歳までの死因の第1位を自殺が占める状態が続いており、20歳未満の自殺者数は平成29(2017)年以降増加が続いています。

これからの将来が期待される若者が自らの命を絶つことはあってはならないことであり、岡山県自殺対策推進センターや民間団体、国などが実施するSNS相談を含む相談窓口の周知や、家庭や地域における見守りの促進に取り組みます。

さらに、学校においては、悩みを抱える児童生徒の早期発見や相談窓口の周知に努めるほか、児童生徒自らがSOSを発する方法を学ぶとともに、教職員を対象としたSOSの出し方に関する学習プログラムの実施を通じて、教職員の自殺予防に対する理解の促進と児童生徒のSOSへの対



応力の向上等に取り組みます。

### ●外国人の子ども・若者への支援

外国人の子ども・若者が、生活のあらゆる場面において地域社会の一員として安心して暮らし、生き活きと活躍できる多文化共生社会を築いていくため、学校、行政及び各種団体が開催する世界の国々の歴史・文化、生活習慣等に関する教育、学習、交流など、さまざまな機会を通じて外国人に対する偏見や差別をなくす取組を進めます。

また、外国人の児童生徒が、学校において、安心して勉学に励むことができるよう、外国人児童生徒等の指導に当たる人材の確保や資質能力の向上など受入体制の整備を図るとともに、児童生徒等に日本語学習支援等を行うボランティアの養成及び派遣を行います。

さらに、県や市町村、NGO、NPO等の連携により、多言語による生活情報の提供や、相談窓口での対応、日本語学習支援などのコミュニケーション支援や子育て、就労、保健・医療・福祉、防災などさまざまな場面での生活支援を進めます。

### ●多様な性への理解の促進

一人ひとりの人間が持っている性には「性的特徴」（身体の性）、「性自認」（心の性）、「性的指向」（好きになる性）の要素が組み合わさっており多様です。

LGBTなどの性的マイノリティについては、一部の自治体において、「パートナーシップ制度」等の取組が始まるなど、性の多様性についての認識が浸透しつつありますが、いまだ周囲の理解が十分ではないことから、偏見や差別に苦しんだり、日常生活を送る上で暮らしにくい状況に置かれることがあります。

こうした状況を踏まえ、性自認や性的指向等を理由に偏見や差別を受けることなく、自分らしく生きることができるよう、多様な性に関する正しい理解と認識を深めるための啓発・教育を推進するとともに、学校においても、性別に違和感を持つ児童生徒に対して、きめ細かな対応を行います。

### ●ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーについては、子どもが家事や家族の世話などを担い、年齢や成長の度合いに見合わない責任や負担を負うことにより、子どもの成長や教育などに影響がある可能性や、子ども自身が周りに相談しづらく問題が表面化しにくい傾向があることが指摘されています。

こうした状況を踏まえ、福祉や教育の関係者に対して研修を実施するとともに、担当部局や市町村、関係機関が連携しながら、悩みを抱える子どもたちの早期発見・早期把握を行い、必要な支援につなげる取組を進めます。

### ●社会的養護経験者への支援

社会的養護を受けている子どもたちは、家族等からの援助を受けにくく、さまざまな生活・就学・就労上の問題を抱えることがあります。

そうした子どもたちが、大学等への進学や社会に出る前に、自立に向けた主体性と必要な知識や技術を身につけることができるよう、生活や就学、就労に関する相談に応じるとともに、生活費・家賃・資格取得に係る貸し付けなどの支援を行います。

### ●生理の貧困問題への対応

生理の貧困問題については、経済的な理由や家庭環境、知識の不足など、さまざまな事情がその背景に存在しています。

こうした状況を踏まえ、市町村等に対して、国の支援制度や生理用品の配布に取り組む自治体等の取組事例について情報提供を行うとともに、女性の抱えるさまざまな課題やその背景に目を向け、丁寧に向き合いながら、幅広い視点で解決していくことが大切であることから、各種相談窓口において、市町村等と連携しながら、一人ひとりに寄り添った、きめ細かい支援に取り組みます。

## 重点目標5 子ども・若者の被害防止と保護

### (1) 子ども虐待防止対策の推進

#### 現状と課題

子ども虐待については、児童相談所の相談対応件数が増加傾向にあり、全国的に重篤な事案が後を絶たない中、県内においても重大な事案が発生しており、深刻な社会問題となっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、閉塞感や不安感が高まり、子ども虐待の潜在化や深刻化も懸念されています。

こうした状況を踏まえ、市町村や関係機関と連携しながら、子ども虐待の発生予防から、早期発見・早期対応、自立支援までの一貫した取組により、虐待の連鎖を断ち切る必要があります。

#### 主な施策

#### ●児童相談所の体制の強化と市町村への支援

社会全体の問題である子ども虐待については、「岡山県子どもを虐待から守る条例」に基づき、県民の理解が深まるよう啓発を進めるとともに、児童相談所の体制強化や職員の資質向上を図り、発生予防から早期発見・早期対応、自立支援まで、市町村等の関係機関が一丸となって、切れ目ない対策を推進します。

また、市町村の対応力の強化に向けて、子ども家庭総合支援拠点の設置を促進するとともに、虐待対応力の向上のための研修会の開催や、市町村要保護児童対策地域協議会\*に学識経験者、弁護士、医師等からなる専門チームを派遣することにより、機能強化を図ります。

\*要保護児童対策地域協議会：要保護児童等への適切な支援を図ることを目的に、児童福祉法に基づき地方公共団体が設置・運営する組織

#### ●社会的養育体制の充実

すべての子どもの育ちを保障する観点から、子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭での養育支援から代替養育までの社会的養育体制の充実を図るとともに、家庭養育優先の理念のもと、実の親による養育が困難であれば、養子縁組や里親による養育を提供し、ケアニーズが高い場合は、施設による専門的ケアを行うなど、「岡山県社会的養育推進計画」に基づく取組を実施します。

#### ●学校等における子どもの虐待防止の取組の充実

子ども虐待の予防や早期発見、虐待を受けた子どもの自立支援のために、教職員を対象に子ども虐待防止に係る専門的な研修を実施するなど、対応力の向上を図ります。

また、社会福祉等の専門的な知識や技術を持つスクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、児童相談所や市町村要保護児童対策地域協議会などの関係機関と効果的に連携し、地域のネットワークを強化することにより、子どもの保護に関する相談や子ども・家庭への対応を充実させます。

#### ●DV\*対策の推進

配偶者等からの暴力(DV)は、子どもの目の前で配偶者等へ暴力を振るう、いわゆる「面前DV」をはじめ子ども虐待との関連が指摘されるなど、複雑化・多様化しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的にDVの潜在化や深刻化も懸念されています。

こうした状況を踏まえ、被害者とその子どもに寄り添った相談支援や、保護、自立支援に向け

て、相談窓口の周知をはじめ、潜在化するDVリスクの認知向上や、関係機関・団体の連携強化に取り組めます。

※DV：「配偶者や交際相手など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」のことで、「ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence)」ともいわれ、しばしば「DV」と略されて使われている。DVには、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力なども含む。

## (2) 子ども・若者を犯罪被害等から守る対策

### 現状と課題

犯罪抑止に向けた県民総ぐるみによる各種取組の推進により、刑法犯認知件数は減少していますが、子どもや女性に対する声かけ・つきまとい事案やストーカー・DV事案、子ども虐待事案などは後を絶たず、さらに、スマートフォン等の普及に伴い、全国的にSNSに起因する子どもの犯罪被害が増加しています。

また、犯罪等の被害を受けた子ども・若者やその家族が十分な支援を受けられず、孤立し、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、副次的な被害に苦しめられる状況から、再び平穏な生活を営むことができるよう、支援していく必要があります。

### 主な施策

#### ●子どもの福祉を害する犯罪等への対策の推進

重大事件に発展する危険性が高いストーカーやDV等の事案については、被害者やその関係者の安全確保を最優先として、迅速かつ的確に対処するとともに、児童買春、児童ポルノ事犯をはじめとする子どもの福祉を害する犯罪の取締りを強力に推進するほか、SNSに起因する子どもの犯罪被害について、サイバーパトロールを通じた注意喚起や子どもに対する被害防止等のための啓発活動を実施します。

また、子どもや女性を対象とした声かけ、つきまとい等に対して犯罪の発生実態や不審者情報の分析結果に基づく、検挙や警告などの先制・予防的な措置を徹底するとともに、不審者情報の提供や、防犯教室の開催、通学路の安全対策、教育施設への不審者侵入訓練の実施等による被害防止能力を高めるための取組を進めるなど、子ども・若者の犯罪被害防止対策を推進します。

#### ●被害に遭った子ども・若者への支援

国や市町村、民間支援団体等と連携して、「犯罪被害者週間」を中心に、犯罪被害者等に対する理解を深めるためのパネル展示やフォーラムを開催するとともに、犯罪やいじめ、虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリングや、保護者に対する助言など、関係機関が連携したきめ細やかな支援に取り組めます。

また、性犯罪・性暴力被害者を支援するため、「ワンストップ支援センター」において、24時間365日の相談対応を行うとともに、医療費の公費支援や、被害者が「ワンストップ支援センター」に速やかにつながるよう、SNSの活用などを通じて相談窓口の周知を図ります。

#### ●被害防止等のための教育・啓発

犯罪や交通事故等の危険から自分や他者の身を守る能力を養うため、発達段階に応じた体系的な安全教育を推進します。また、生命の尊さを学び生命を大切にする教育や、自分や相手、一人ひとりを尊重する教育を推進するとともに、性犯罪・性暴力等の加害者、被害者、傍観者にならないよう、子どもの発達段階に配慮した教育・啓発の充実を図ります。

さらに、交際相手からの暴力(デートDV)やストーカー行為等の防止に向けて、小・中・高等学校等における男女共同参画に関する教育やデートDV防止講演会の実施、相談窓口の周知などの取組を推進します。

子どもが情報社会において適正な活動を行うための基となる考え方と態度を身につけ、SNSに起因するあらゆる危険から自分を守るため、情報モラル教育や啓発活動を推進します。

第1章 計画の趣旨

第2章 現状と課題

第3章 計画の概要

第4章 計画の内容

第5章 計画の総合的な推進

参考資料

本格的な人口減少社会やSociety5.0の到来、グローバル化の進展など、子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化しています。

将来の予測が困難な時代が到来する中において、自らの夢や目標を持ちながら、社会の変化に対応し、新しい時代をたくましく生き抜くとともに、グローバルな視点を持って、表現力や創造力を発揮しながら新たな価値を創造することにより、未来を切り拓くことができる人材の育成に取り組めます。

## 重点目標6 次代の活力を生み出す人材の育成

### (1) 夢を育む教育の推進やチャレンジ精神の育成

#### 現状と課題

「将来の夢や目標を持っている児童生徒」の割合は、小学生では6割台、中学生では4割台にとどまり（「全国学力・学習状況調査」）、「自信を持ってやれることがない」と回答した割合も4割程度となる（「青少年の意識等に関する調査」（令和2(2020)年度））など、子ども・若者が夢や目標、自信を十分に持てていない現状がうかがえます。

こうした状況を踏まえ、子どもたちが夢を育み、それに挑戦していく経験を通じて、何事にも積極的・主体的に取り組んでいけるよう、意欲や自信などの「自分を高める力」を育てる必要があります。

#### 主な施策

##### ●夢を育む教育の推進

さまざまな学びに積極的・主体的に取り組んでいける子どもたちの育成に向け、子どもたちが、発達段階に応じて多様な経験を通じ、「やりたいこと」や「なりたい自分」を見つけられるよう、子どもたち自らの興味・関心や得意分野を見つける機会、夢に向かって主体的に挑戦できる場を積極的に設けるなど、学校・家庭・地域が連携して子どもたちの主体的な取組を支援し、「自分を高める力」を育てる「夢育」を推進します。

##### ●学ぼうとする意欲やチャレンジ精神の喚起

夢の実現にとって欠くことができない子どもたちの学ぼうとする意欲やチャレンジ精神を育むため、一人ひとりの学習状況に応じたきめ細かい指導をはじめ、探究的な学びの充実、家庭学習の支援、放課後等の補充学習などにより、基礎学力の定着とあわせて、粘り強く主体的に学ぼうとする意欲を育成するとともに、ふるさと学習や地域学の取組などを通じて、地域課題の解決に取り組むことにより、さまざまな課題を自ら発見し、解決しようとするチャレンジ精神と実践力を育みます。

##### ●生涯学習活動を通じた興味や得意分野の発見に向けた支援

子どもたちが、自らの興味や得意分野を見つけ、挑戦できるよう、県生涯学習センターを中心に、県の文化・社会教育施設等との連携・協力のもと、子どもたちが、文化、歴史、自然等に触れながら主体的に学習できる機会を提供します。

また、大学等と連携した体験学習の機会や、「おかやま子ども応援人材バンク<sup>※</sup>」の活用による企業や民間団体等それぞれが持つ専門性や地域性を活用した学び、職場体験活動等の提供など

を通じて、子どもたちの探究心の涵養を図ります。

※おかやま子ども応援人材バンク：身近な地域では得られにくい人材や団体等を学校の応援団として募り、学校等へ紹介する制度

### ●読書活動の推進

子どもたちの読書活動を推進し、人間性を培うこと、さまざまな方法で知識や情報を収集し活用する力を身につけること、社会との関わりを学びつながっていくことなどで、読書を通じて自分の生活をより豊かにできる子どもたちの育成に取り組みます。

### ●若者の創業に向けた支援

高校生、大学生を対象としたセミナーやワークショップを実施するほか、各支援機関と連携した創業支援のための研修会を開催し、若者のチャレンジを支援します。

### ●文化の担い手・アスリートの育成

文化芸術の専門家を学校へ派遣する出前講座や、鑑賞機会の提供等を通じて、子どもたちが本物の文化芸術を体験する機会を提供するとともに、若手芸術家の活動を支援することにより、文化活動のすそ野の拡大と将来の文化の担い手の育成を図ります。

また、県内のトップアスリートの学校への派遣や、トップクラブチームの応援イベント等を通じて、子どもたちが間近でアスリートの卓越した技能に接する機会を設けるとともに、競技スポーツへの関心を高め、トップアスリートの育成にも資する取組を進めることにより、子どもたちに感動を与え、未来への夢を育みます。

## (2) 地域づくりで活躍する若者の応援

### 現状と課題

本格的な人口減少社会が到来する中、地域の持続可能性を高めるためには、少子化対策や移住・定住対策など、人口減少を緩和させるための対応とともに、人口減少等に伴う変化を受け止め、適応するための変革を同時に進めていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症を契機として新たな生活様式による人とのつながり方や、テレワークの普及など働き方の変化が進む中、地方移住への気運の高まりや、距離を越えて人や組織等をつなげるデジタル技術の活用拡大の可能性などが見込まれています。

こうした状況を踏まえ、郷土に愛着を持ち、地域と連携・協力しながら、持続可能な地域づくりに取り組むことができる人材の育成が求められています。

### 主な施策

#### ●郷土愛の醸成に向けた教育の推進

郷土の偉人や郷土を誇りに思える題材を用いた教材の活用や、教科や総合的な探究(学習)の時間等において、地域の優れた学習資源や人材を積極的に活用した地域の特性に根ざした学習を推進するとともに、子どもたちに、地域課題の解決に向けて取り組む機会を提供することにより、郷土や地域への誇りと愛着を持ち、地域の課題を自ら解決しようという意識と実践力を身につけ、郷土岡山の活力を生み出す人材を育成します。

#### ●地域づくりを担う人材の育成

持続可能な地域づくりの実現には、次の世代を担う人材の育成が不可欠であることから、市町村や地域おこし協力隊、大学生、企業、NPO等、多様な主体と連携しながら、担い手の確保につながる研修会の開催や、地域での魅力の再発見や課題解決を図る活動に対する支援等を通じて、地域への愛着心の醸成と地域貢献意欲の向上を図り、地域づくりを担う人材を育成します。

### ●若者の還流・定着

県内大学や経済団体などの関係機関と連携しながら、地域産業の魅力発信を行うとともに、県外大学との関係強化を図り、新規学卒者などのIJUターン就職の促進や、「おかやま就職応援センター」を通じた県内企業への就職を支援することにより、地域の発展を担う若者の還流と定着を促進します。

## 重点目標7 グローバル社会で活躍する人材の育成

### (1) 国際的に活躍できる人材の育成

#### 現状と課題

国際的に活躍できる人材の育成に向けて、児童生徒の英語力の向上や海外留学の促進等に取り組んできており、海外の学校と姉妹校提携を締結している県立学校数、県立高等学校や大学等における海外への留学生数も堅調に推移してきましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、海外への留学が困難な状況になっています。

こうした中においても、グローバル化の進展や、国際競争の激化などを見据えて、自らの郷土や国の伝統・文化を大切にする心を持ち、豊かな語学力やコミュニケーション能力、優れた国際感覚、異文化を理解する精神等を身につけた人材の育成に取り組む必要があります。

#### 主な施策

#### ●児童生徒の英語力の向上

グローバル人材の育成の基盤となる英語力の向上に向け、授業での英語の使用機会の充実をはじめ、ALT（外国語指導助手）やネイティブスピーカーレベルで英語を話すことのできる人材や、ICT等を活用し、小・中・高等学校における英語4技能を意識した英語教育の充実を図ります。

#### ●海外留学や国際交流の促進

留学促進のための講演、留学相談などを行うフェアや留学の意義・魅力を伝える出前講座を開催するとともに、留学する高校生等に対し、留学経費の一部を支援します。また、留学コーディネーター配置等による海外姉妹校提携や交流の支援を行うとともに、ICTを活用したオンラインによる国際交流等により、海外の高校生や大学生等と交流する機会の充実を図るなど、実践的な語学力やコミュニケーション能力を備えた人材を育成します。

#### ●我が国や郷土の伝統・文化と異文化等を理解する教育の推進

国際社会で我が国や郷土の伝統・文化を主体的に発信できるよう、郷土の偉人や地域の学習資源を活用した授業等、地域を学ぶ機会や伝統文化・芸能に親しむ機会を充実することにより、郷土の伝統や文化を深く理解し、継承・発展させる教育を推進します。

また、各教科、道徳、外国語活動、総合的な探究（学習）の時間、特別活動等の学校の教育活動全体や、外国人と交流する機会を通じて、世界の国々の歴史や文化、宗教、生活習慣、価値観等を正しく理解する教育を充実し、広い視野を持ち文化を尊重する態度や、異なる習慣・文化を持った人々とともに生きていく意識や態度を育成する教育を推進します。

## (2) Society5.0に向けた人材の育成

### 現状と課題

AI・IoT・ビッグデータ等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会や生活が劇的に変わるSociety5.0の到来が予想されています。この新たな未来社会においては、情報を取捨選択し読み取る力や、進歩し続ける技術を使いこなす力などの情報活用能力を育成するとともに、他者と協働し、AIにはない人間の強みである表現力や創造力を発揮しながら、新たな価値を創造できる人材の育成が求められています。

こうした人材の育成に向けて、STEAM教育<sup>※</sup>やデータサイエンス<sup>※</sup>、プログラミング教育<sup>※</sup>、課題解決的な学習の充実を図るなど、子どもたちの優れた能力、才能、個性を伸ばす教育を推進する必要があります。

※STEAM教育：Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Art（芸術）、Mathematics（数学）等の各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育

※データサイエンス：統計学・計算機科学・情報科学などを応用し、各種のデータが持つ意味・法則性を探り出し、また、その分析手法を研究する学問分野

※プログラミング教育：コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身につける学習活動

### 主な施策

#### ●科学技術教育の推進

科学技術の発展によって、その高度化・専門化が進む一方で、児童生徒の理科離れが進んでいるとの指摘があり、将来、科学技術の発展を担う人材の確保が難しくなることが懸念されていることから、スーパーサイエンスハイスクール<sup>※</sup>を核とした理数教育の充実や、科学技術に関する先進的な教育プログラムの開発・実施に努めるなど、科学技術に関する教育の推進を図ります。

※スーパーサイエンスハイスクール：将来の国際的な科学技術人材を育成することを目的に、理数系教育に重点を置いた研究開発を行う国から指定を受けた高等学校

#### ●Society5.0時代に対応した教育の推進

Society5.0時代を生きる子どもたちが情報活用能力を身につけるためには、ICTを主体的に活用することが重要であることから、1人1台端末を活用してプログラミングや情報セキュリティなどのICT教育の充実を努め、多様化する課題にICTを活用し、AIにはない人間の強みを生かして他者と協働しながら、創造的に課題解決に取り組む力の育成を図ります。

#### ●問題発見・解決的な学習活動の充実

情報と情報技術を適切かつ効果的に活用するための知識及び技能を身につけることで、問題の発見・解決に向けて主体的に参画する態度を養うとともに、各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育であるSTEAM教育を推進するなど、問題発見・解決的な学習活動の充実を図ります。

また、環境問題や感染症、エネルギー資源問題など、地球規模の課題が増大する中、社会のあらゆる主体にSDGs<sup>※</sup>（持続可能な開発目標）の達成に向けた積極的な取組が求められていることから、SDGsの視点を踏まえた教育活動を推進します。

※SDGs：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された令和12(2030)年を達成期限とした世界共通の目標



家庭や地域は、子ども・若者の生活環境の基盤であり、子ども・若者が地域・社会の一員として、自覚と責任を持った大人へと育つ基礎となるものです。

一方で、世帯構造の変化や地域のつながりの希薄化など、家庭や地域を取り巻く環境は変化しています。

こうした状況を踏まえ、家庭や地域、学校等が連携して、子ども・若者の健やかな成長を支えるとともに、子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化を推進し、子ども・若者とともに育つ地域・社会づくりに取り組みます。

## 重点目標 8 家庭における教育力の向上

### (1) 保護者自身の意識の醸成

#### 現状と課題

家庭は、子どもが食事やあいさつなどの基本的な生活習慣や、命の大切さ、他者への思いやり、自制心、自立心などを身につける上で大切な役割を担っています。

子どもたちは、日々の生活の中で、保護者を含めた大人の姿や行動を見ながら成長していきます。

このため、身近な存在である保護者は、子どもたちの発達段階や個性に応じた適切なかかわりの必要性を認識し、その言動が子どもたちに与える影響を考え、行動する必要があります。

#### 主な施策

#### ●子どもたちの豊かな人間性の形成に向けた取組の推進

個人の自由な選択や価値観の多様性を十分尊重した上で、子どもたちが豊かな人間性を形成できるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めます。

生命への畏敬の念、生命の継承の大切さ、家庭を築くことや子どもを産み育てることの喜びや意義についての理解を深めることに関する教育・啓発について、中・高校生が乳幼児と触れ合える機会を提供するなど、各分野が連携しながら効果的な取組を推進します。

#### ●保護者の規範意識の醸成

非行やいじめなど、子ども・若者をめぐる問題には、保護者等の言動や姿勢、社会のあり方が反映されていると考えられることから、子ども・若者が健やかに成長できる環境を整えるのは、保護者はもちろん、大人の役割です。

このため、(公社)岡山県青少年育成県民会議<sup>※</sup>をはじめ、NPOや青少年健全育成団体等との協働により、「大人が変われば、子どもも変わる運動」等を通じて、保護者の規範意識の向上を図ります。

<sup>※</sup>(公社)岡山県青少年育成県民会議：青少年問題の重要性に鑑み、国及び県の施策と呼応して次代を担う青少年の健全育成を図ることを目的とし、県民総ぐるみの青少年健全育成運動の中核母体として設立された。

### (2) 家庭教育への支援

#### 現状と課題

家庭教育は、子どもたちが基本的な生活習慣や自制心、自立心などを育む重要なものです。

一方で、世帯構造の変化や地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中で、子育てに悩みや不安を持つ保護者も多く、家庭教育支援の重要性が高まっています。

このため、家庭の自主性を尊重し、家庭環境等に配慮しながら、保護者に対して家庭教育に関する多様な学習プログラムや学習機会の提供を行うとともに、家庭訪問や電話等による相談体制の充実に努めるなど、保護者が安心して子育てをすることができるよう、社会全体で家庭教育を支援する必要があります。

#### 主な施策

##### ●保護者の学びへの支援

保護者の子育てに対する意識の向上、家庭教育の課題についての学習支援や学習機会の充実等に向けて、家庭教育に関する研修会をはじめ、「親育ち応援学習プログラム」等を活用した家庭教育に関する参加型の学習機会や情報の提供を行うことにより、子どもに対するしつけや集団生活への動機づけ等、学校生活を見通した子育てについて、保護者自身の主体的な気づきを促したり、保護者同士の間関係の構築を促進します。

また、就学前の子どもを持つ保護者に対して、非認知能力の見取り方の向上に向けた研修プログラムを学ぶ機会を提供します。

さらに、企業等で働く保護者など、普段は家庭教育に関する学習の機会が少ない保護者に対して、出前講座の実施などのアウトリーチ型の支援を行います。

##### ●保護者等に対する人権教育の推進

子どもの人権感覚の育成に果たす保護者の役割は重要であることから、保護者が人権問題を正しく理解できるよう、PTA研修等を実施します。また、住民がさまざまな人権問題についての理解と認識を深め、日常生活の中に生かせる人権感覚と実践的な態度を身につけることを目指して、市町村の指導者の養成、各種情報提供等を行います。

##### ●家庭教育に関する相談体制の充実

家庭教育に関する相談体制の充実に向け、子育てに悩みを持つ保護者を対象とした電話相談を実施するとともに、地域住民や保健師等からなる家庭教育支援チームによる家庭訪問や相談交流事業等を推進することにより、子育てに関する課題を抱え、孤立しがちな家庭を支援します。

## 重点目標 9 地域における教育力の向上

### (1) 連携の強化

#### 現状と課題

地域は、子ども・若者がさまざまな人間関係や社会体験活動等を通じて、社会性や自主性を培う大切な役割を担っています。

一方で、地域の人々のつながりの希薄化などを背景として、子ども・若者や保護者が地域活動に参加する機会や、さまざまな人々と触れあう機会が減少しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響も懸念されています。

こうした状況を踏まえ、「地域の子ども・若者は地域で育てる」との観点に立ち、地域と学校、家庭等が互いを理解し、支え合う、持続可能な連携・協働関係を確立していく必要があります。

#### 主な施策

##### ●地域と学校の協働の推進

学校・家庭・地域がそれぞれの役割を自覚し、当事者意識を持って教育を担う仕組みづくりを進めるため、地域住民の参画によるコミュニティ・スクール<sup>\*</sup>や地域学校協働活動<sup>\*</sup>を効果的に推

進するとともに、放課後子ども教室など、地域住民による組織的な教育支援活動を通して、地域ぐるみで子ども・若者を健やかに育みます。

また、地域と学校でビジョンを共有し、相互の連携・協働のもとに学校づくり・地域づくりを進め、一体となって子どもたちの成長を支えることにより、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指します。

※**コミュニティ・スクール**：学校運営協議会制度。保護者や地域住民、学識経験者などの構成委員が、学校運営や学校運営への必要な支援に関して協議することにより、学校・家庭・地域が一体となって、より質の高い教育を提供していくための制度であり、主な役割としては、①「校長が作成する学校運営の基本方針を承認する」、②「学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる」、③「教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる」がある。

※**地域学校協働活動**：地域住民、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い参画を得て、地域全体で子どもの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が連携・協働して行うさまざまな活動

### ●子育て支援ネットワークの充実

民生（児童）委員、主任児童委員、愛育委員、栄養委員、子ども会・スポーツ少年団、子育てに関するNPO等のボランティアや保健師等の専門職など地域の関係者が連携して地域全体で子育てを支援する体制づくりを推進します。

また、子どもの虐待や少年非行、ひきこもり、不登校への対応等のため、児童相談所、学校、地域ボランティア等の連携を進めます。

さらに、地域における育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター\*事業の充実に向けた市町村への支援のほか、子育て経験者である「子育てサポーター」や子育て支援ネットワーク、子育て中の親が気軽に相談できる体制の整備や子育てサークル活動への支援等により、地域で子育て家庭を支援するネットワークづくりを図ります。

※**ファミリー・サポート・センター**：乳幼児や小学生の子どもを有する子育て中の方を会員として、子どもの預かりや送迎などの相互援助活動を行う組織

### ●ふれあいの拠点づくり

子育て中の親子が気軽に集い、子育ての不安・悩みを相談したり、相互交流ができる場である地域子育て支援拠点\*の増加と認知度向上に取り組めます。

また、地域子育て支援拠点等のネットワークづくりを進めるとともに、地域のさまざまな子育て支援関係者との連携に取り組めます。

さらに、地域の幼稚園や保育所、児童館等において、子育てに関する講座や相談、高齢者や障害者とのふれあいなどを推進し、親と子の育ちの場の提供を進めます。

※**地域子育て支援拠点**：子育て親子の交流の場の提供、子育ての相談、地域の子育て関連情報の提供及び子育てに関する講習等の事業を行う施設

## (2) 人材の養成と気運の醸成

### 現状と課題

子どもにとって社会性や自主性を培う重要な場である地域において、さまざまな体験や活動を十分行うことができるような環境を整備するとともに、地域における人材の養成・確保に努めるなど、家庭や子育ての問題を地域全体のものとして捉え、すべての子どもと子育て家庭を地域ぐるみで支援することが求められています。

このため、地域の子育て支援の担い手となる人材の養成・確保等に取り組むとともに、関係機関・団体が連携しながら社会全体で子育てをする気運の醸成に努める必要があります。

### 主な施策

#### ●多様な子育て資源の掘り起こし

大学等が有する知的資源、人的資源やそのネットワーク、施設等を活用して行う「子育てカレッジ」において、産・学・民・官の協働による地域ぐるみの子育てを支援します。

また、子育て支援に関心を持つさまざまな企業や団体等に積極的に情報提供を行い、多様な子育て資源の掘り起こしを行うことで、地域全体で子育てを応援する取組の一層の拡大を図ります。

#### ●地域における子育て人材の養成・確保

親子（母親）クラブ、愛育委員、栄養委員、子育て支援サークル、青少年相談員など、地域の子育て支援組織の育成を図ります。

また、地域の子育て支援機能の充実を図るため、子育て支援員研修の実施などを通じて、支援の担い手となる人材の養成・確保を図ります。

#### ●社会全体で子育てをする気運の醸成

地域、学校、企業等、社会全体で子どもの健やかな成長を支援する社会を目指して、子育て家庭を応援する「ももっこカード」の普及啓発を行うとともに、父親の育児参画や孫育てを促進するための講座等の開催や、「おかやま子育て応援宣言企業」の登録や「アドバンス企業」の認定等、官民一体となった気運醸成に向けた取組などを通じて、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進します。

#### ●地域で子ども・若者を見守る活動の推進

学校、市町村、ボランティア等関係機関・団体が連携しながら、子どもたちへの声かけや見守り活動など、地域における青少年健全育成活動を推進するとともに、「岡山県青少年健全育成強調月間」（7月、11月、3月）において、青少年の健全育成に向けて県民の理解を深めるため、青少年健全育成県民運動を集中的に展開します。

また、子どもと大人が互いに顔見知りとなり、温かい地域の絆で子どもがのびのびと育ち、安心して過ごすことができるよう、大人が「目配り」「気配り」をしながら、登下校の時間帯に合わせて、庭掃除、買い物等を行い、子どもと明るくあいさつをする「おはよう、おかえり」県民運動を推進します。

## 重点目標10 子ども・若者を取り巻く社会環境の整備

### (1) 有害環境対策の推進

#### 現状と課題

残虐な暴力シーンや露骨な性描写が掲載されるなど、非行などを誘発・助長する恐れのある有害図書や有害サイト、オンラインゲーム等に、子ども・若者が容易に接することができる状況にあります。

さらに、全国的にSNSを介した売買などにより若者を中心に大麻事犯が増加傾向にあるなど、子ども・若者を取り巻く社会環境は憂慮すべき状況にあります。

子ども・若者を取り巻く社会環境は成長過程にある子ども・若者の人格形成に大きな影響を及ぼすことから、有害環境から子ども・若者を守り、子ども・若者自らも危険を回避する能力を身につける必要があります。

**主な施策****●良好な生活環境の確保に向けた取組の推進**

子ども・若者を良好な生活環境のもとで育むため、「岡山県青少年健全育成条例」に基づき、有害図書や有害がん具類等に関する規制を徹底するほか、わいせつ行為の禁止、深夜外出の制限など、子ども・若者の健全な育成を阻害する行為を規制し、関係事業者への立入調査を行うとともに、保護者説明会や非行防止教室等の機会を通じて、フィルタリングの設定促進や、サイバーパトロール、SNSを利用した注意喚起など、子ども・若者を有害情報等から守る取組を推進します。

また、あいさつ運動や街頭補導、登下校時の見回り活動など、地域住民や関係機関・団体が一体となった県民総ぐるみの運動を展開し、子ども・若者の健全育成や非行防止を図ります。

**●薬物乱用防止に向けた取組の推進**

学校における薬物乱用防止教室の開催や、家庭や地域における学習機会の提供など、具体的事例を紹介しながら、覚せい剤や大麻等の依存性薬物の特性や乱用の弊害について周知を徹底することにより、子ども・若者の薬物乱用防止に向けた教育や啓発活動に取り組みます。

また、子ども・若者の育成に携わる関係者に対する薬物乱用の実態や対策等に関する知見を深めるための研修等の充実を図ります。

**●20歳未満の者の喫煙及び受動喫煙の防止対策の推進**

20歳未満の者の喫煙は、大人より身体への影響を受けやすく、喫煙開始年齢が早いほど呼吸器疾患や動脈硬化といった病気や喫煙の継続につながりやすくなります。

このため、喫煙可能年齢となる大学生をはじめ、中・高校生等を対象とした出前講座や、たばこの害を分かりやすく伝えるリーフレット「たばこの話」による普及啓発など、喫煙防止対策を実施します。

また、「岡山県受動喫煙防止条例」及び「改正健康増進法」に基づき、受動喫煙を防止する環境整備を進めるとともに、受動喫煙がもたらす健康への影響についての普及啓発など、受動喫煙防止対策を推進することにより、子ども・若者の健康を守ります。

**(2) スマートフォン・インターネット問題対策の推進****現状と課題**

スマートフォンやインターネットの普及により、最新の情報や知識を入手したり、世界中の人々とコミュニケーションをとることが容易になるなど、子ども・若者の知識やコミュニケーション空間を格段に広げることが可能となっています。

一方で、利用開始時期の低年齢化や長時間利用に加えて、インターネット上の誹謗中傷やいじめ、SNSに起因する犯罪被害等、インターネット利用による弊害が深刻になっており、新型コロナウイルス感染症による影響も懸念されていることから、スマートフォン・インターネット問題の解決に向けた取組を強化する必要があります。

**主な施策****●スマートフォン・インターネット対策の推進**

子どもたちを取り巻くスマートフォン・インターネット問題の解決に向けて、学校における情報モラル教育を充実し、情報発信による他人や社会への影響について考える学習活動などを通じて、情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方や態度を育みます。

さらに、スマートフォン等の使用時間等の適切なルールづくりに係る児童会・生徒会の主体的な

活動の促進をはじめ、教職員の指導力の向上や、フィルタリングやペアレンタルコントロール<sup>\*</sup>に関する保護者等への啓発強化など、スマートフォン等のメリット・デメリットを踏まえた適切な利用の促進に向けた取組を強化します。

<sup>\*</sup>ペアレンタルコントロール：保護者が青少年のライフサイクルを見通して、その発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること。その中には、技術的手段（フィルタリング、課金制限機能、時間管理機能等）、非技術的手段（親子のルールづくり等）が含まれ、また、二つの手段とも、青少年の情報「発信」を契機とするトラブル防止のための手段が含まれる。

### ●インターネットの適切な利用の推進

子ども・若者のインターネットの適切な利用と、インターネットからもたらされる有害情報による被害防止を図るため、「岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例<sup>\*</sup>」に基づき、携帯電話販売店等に対する立入調査を実施し、条例の周知及びフィルタリングの設定促進に向けた事業者の取組の徹底を図ります。

また、保護者と子どもに対し、フィルタリングの設定の徹底を図るため「青少年へのフィルタリング奨励宣言店」制度の普及に努めるとともに、携帯電話事業者も参画した官民一体の作業チーム「スマホ・ネット問題解決タスクフォース」において、携帯電話事業者に対する保護者へのフィルタリング設定の働きかけ等の協力依頼、スマートフォンやインターネットの正しい使い方を啓発するリーフレットや動画等を作成するなど、インターネットの適切な利用に向けて取り組めます。

<sup>\*</sup>岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例：インターネットが青少年に及ぼす影響に鑑み、青少年によるインターネットの適切な利用及びインターネットからもたらされる有害情報による青少年の被害防止について、取組の基本方針を定め、県、保護者、事業者等、県民及び青少年の責務等を明らかにするとともに、県の施策、事業者等の取組その他の必要な事項について定めることにより、青少年の健全な成長を図ることを目的とする条例

## (3) 子ども・若者の安全・安心の確保

### 現状と課題

子どもたちが安全にのびのびと遊び、健やかに成長できる環境の確保に向けて、安心して外出できる環境の整備や、犯罪の被害からの保護など、安心して生活できる環境の整備に取り組む必要があります。

また、子どもたちが災害発生時等において、適切に対応できる実践的な態度や能力を養うための防災教育の充実と学校の危機管理体制の充実等に取り組む必要があります。

### 主な施策

#### ●安全・安心な環境の整備

都市公園等の適正な維持管理、地域子育て支援拠点や児童館のネットワークづくりに努めるなど、子どもたちが安心して遊ぶことができる環境を整備するとともに、信号機の整備、通学路等への通過車両の進入や速度の抑制など、子どもたちが安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備や、公共施設等のバリアフリー化の促進などに取り組み、安心して外出できる環境整備を推進します。

また、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪防止に配慮した環境設計を行うとともに、通学路への防犯カメラの設置等の防犯設備の整備を推進し、子どもたちが犯罪の被害に遭わないまちづくりを推進します。

#### ●防災教育の充実と学校の危機管理体制の充実

子どもたちの防災に対する意識の向上を図り、安全を確保するため、子どもたちが災害に対して主体的に行動できる自助・共助の態度や能力を育成する防災教育の充実を図ります。

また、平成30年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、非常時において

も教育活動が継続できるよう、ICTの活用による学習指導の推進や心のケアの充実を図るとともに、学校再開に向けた取組や関係機関等との連携など非常時に必要な知識を教職員が身につけておくことにより、学校の危機管理体制の充実を図ります。

#### ●安全・安心な環境を守るための活動や教育の推進

子どもたちの安全・安心を確保するため、地域ぐるみによる地域安全マップづくり、通学路の安全点検や見守り活動、自主パトロール活動等の取組を推進するとともに、防犯ボランティア等に対する研修など、活動団体の育成に努め、自主防犯活動の充実を図ります。

また、ボランティアや関係機関と連携しながら、参加・体験・実践型の交通安全教育や、チャイルドシートの使用効果や正しい使用方法についての普及啓発活動を展開し、子どもたちを交通事故から守るための対策を推進します。

### (4) ワーク・ライフ・バランスの推進

#### 現状と課題

男女共同参画の意識は、男女共同参画の視点に立った法律や制度が整備される以前に比べると浸透してきており、「男女共同参画社会に関する県民意識調査」(令和元(2019)年度 岡山県)によると固定的な性別役割分担意識も改善の方向に向かっています。一方で、家庭での役割については、「家事・育児等は妻」、「生活費を稼ぐのは夫」の役割との認識が高くなっています。

男女が社会の対等なパートナーとして、さまざまな活動に共に参画できるよう、男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成やワーク・ライフ・バランスを推進していく必要があります。

#### 主な施策

#### ●男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

将来を担う子ども・若者が男女共同参画の意識を持ち、行動することは、男女共同参画社会の実現に寄与するとともに、一人ひとりの可能性を広げ、充実した人生を送ることにもつながります。

このため、男女共同参画社会の実現に向けて、子どもの頃から、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、将来を見通した自己形成ができるよう、家庭や地域、学校教育などを通じて、男女共同参画に関する理解の促進に向けた取組を進めます。

#### ●男女がともに家事・育児等に参画する環境づくり

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正による新たな男性育児休業制度の創設等や、新型コロナウイルス感染症の影響による働き方の変化の可能性などを踏まえながら、男性の男女共同参画に対する理解や「働き方」に対する意識改革を進めるとともに、男性の育児参画を促進するための講座や体験型セミナーを開催するなど、男女がともに家事や育児等に参画しやすい環境づくりに取り組めます。

#### ●ワーク・ライフ・バランスの実現

長時間労働を是正し、保護者自身が遊び心や心の余裕を持って子どもと向き合う時間や、自己啓発、地域活動への参加のための時間などを持つことができるよう、短時間勤務制度やテレワークなど多様で柔軟な働き方に取り組む企業を支援するとともに、経済団体等と連携しながら、「おかやま子育て応援宣言企業」登録制度や、「アドバンス企業」認定制度の周知を図ることなどを通じて、社会的気運を醸成することにより、ワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。

# 第5章 | 計画の総合的な推進

すべての子ども・若者が健やかに成長し、持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現に向けて、市町村をはじめ、ボランティア・NPO、支援団体、企業、大学等、さまざまな主体と連携を図りながら、各種施策を推進します。

## 1 県における推進体制

知事をトップに知事部局、教育委員会、警察本部により組織する岡山県政策推進会議や関係課室によるマトリックス組織等を中心として連携を図りながら、子ども・若者育成支援に向けた各種施策を総合的に推進します。

また、有識者等で構成される岡山県青少年問題協議会、岡山県青少年健全育成審議会をはじめ、県民の意見等を施策の推進に反映します。

## 2 市町村との連携

子ども・若者にとって生活の基盤は身近な地域にあり、市町村には地域の実情を踏まえた子ども・若者の育成支援に向けた取組が期待されています。

県は、市町村における子ども・若者の育成支援に向けた取組が円滑に実施されるよう、情報提供や助言を行うなど、市町村と緊密に連携します。

## 3 関係団体等との連携

(公社)岡山県青少年育成県民会議をはじめ、ボランティア・NPO、青少年健全育成・子育て支援団体、企業、大学等との連携を図り、地域における子ども・若者のボランティア活動や体験活動の推進、学校教育への支援、子育て支援、困難を有する子ども・若者への支援など、さまざまな分野において協働の取組を推進します。

## 4 計画の進行管理

市町村をはじめ、さまざまな主体と子ども・若者の育成支援に向けた施策の成果と課題を共有しながら、計画を効果的に推進するため、数値目標の達成状況等について点検を行い、その結果をホームページ等により公表するとともに、施策の改善に生かします。



# 参考資料

○子ども・若者育成支援推進法 .....	79
○子供・若者育成支援推進大綱の概要 .....	83
○岡山県青少年健全育成条例 .....	84
○岡山県青少年によるインターネットの 適切な利用の推進に関する条例 .....	92
○おかやま子ども・若者サポートネット構成機関・団体 .....	95
○各種法令等による子ども・若者の年齢区分 .....	96

# 参考資料

## 子ども・若者育成支援推進法

(平成二十一年七月八日法律第七十一号)

最終改正：平成二十七年九月十一日法律第六十六号

### 第一章 総則（第一条—第六条）

#### 第二章 子ども・若者育成支援施策（第七条—第十四条）

#### 第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援（第十五条—第二十五条）

#### 第四章 子ども・若者育成支援推進本部（第二十六条—第三十三条）

#### 第五章 罰則（第三十四条）

#### 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

#### （基本理念）

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭の環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、

相互に協力しながら一体的に取り組むこと。

五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。

六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。

七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

#### （国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （法制上の措置等）

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### （年次報告）

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

## 第二章 子ども・若者育成支援施策

### （子ども・若者育成支援施策の基本）

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

### （子ども・若者育成支援推進大綱）

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。

二 医療及び療養を受けることを助けること。

三 生活環境を改善すること。

四 修学又は就業を助けること。

五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。

六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。

二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。

三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等(以下「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等(構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。)に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関(以下「調整機関」という。)として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、

当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等(調整機関を含む。)のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関(以下「指定支援機関」という。)として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体(協議会を設置していない地方公共団体を含む。)に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力をを行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務(調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。)に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### 第四章 子ども・若者育成支援推進本部

(設置)

第二十六条 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務等)

第二十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。

三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

(組織)

第二十八条 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

(子ども・若者育成支援推進本部長)

第二十九条 本部長は、子ども・若者育成支援推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大

臣をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(子ども・若者育成支援推進副本部長)

第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第二十五号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(子ども・若者育成支援推進本部員)

第三十一条 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

- 2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 総務大臣
- 三 法務大臣
- 四 文部科学大臣
- 五 厚生労働大臣
- 六 経済産業大臣
- 七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十三条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

## 附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

# 子供・若者育成支援推進大綱 概要

～全ての子供・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指して～

子ども・若者育成支援推進法(H22年施行)に基づき、総理大臣を本部長とし全閣僚で構成する「子ども・若者育成支援推進本部」にて策定。H22、27年度に続く第3次の大綱

## 1. 子供・若者を取り巻く環境

法施行後10年が経過。教育、福祉、雇用等の関係分野間の連携が進むなど一定の成果が見られる一方、コロナ禍の中、子供・若者の不安は高まり、状況は深刻さを増している。

### (1) 社会全体の状況（子供・若者の健全育成に関する主な社会課題）

生命・安全の危機 孤独・孤立の顕在化 低い Well-being 格差拡大への懸念

持続可能で多様性・包摂性ある社会づくり

リアルな体験の充実とデジタル・トランスフォーメーション(DX)の両面展開

成年年齢の引き下げ 人権・権利の保障 ポストコロナ時代における国家・社会の形成者の育成

### (2) 子供・若者が過ごす「場」ごとの状況

家庭	虐待、貧困、ひきこもり、ヤングケアラー等が社会問題化。コロナ禍は、困難を抱える家庭に特に深刻な影響を与える一方、「増えた家族との時間を保ちたい」とする者が多いなど、家族観の前向きな変化も
学校	特別支援教育や日本語指導が必要な者が増加するなど、児童生徒は多様化。自殺、不登校、いじめなど、生徒指導上の課題が深刻化。学校現場の負担は年々増大
地域	近所付き合いの減少など住民のつながりの希薄化、地域活動の担い手の高齢化・固定化等が指摘される一方、コロナ禍で若者の地方移住への関心が高まり、都心部からの転出の動きも
情報通信環境 (ネット空間)	教育や行政、医療などあらゆる分野でデジタル化が加速し、ネットの利活用が進む一方、SNSに起因する犯罪被害、誹謗中傷等の被害も深刻化
就業 (働く場)	近年、若者の失業率や平均賃金、非正規雇用者の割合等は改善傾向にあったが、若年無業者(ニート)の増加などコロナ禍で悪化が懸念。一方、テレワークが急速に普及するなど、新たな働き方の動きも

## 2. 子供・若者育成支援の基本的な方針・施策

### ① 全ての子供・若者の健やかな育成

幼年・若年期を健やかに過ごすことができ、かつ人生100年時代を幸せ(Well-being)に生き抜く基盤を形成できるよう、育成

### ② 困難を有する子供・若者やその家族の支援

困難な状態を速やかに克服・軽減しつつ成長していけるよう、家族を含め、誰ひとり取り残さず、非常時にも途切れることなく支援

### ③ 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り拓けるよう、応援

### ④ 子供・若者の成長のための社会環境の整備

家庭、学校、地域等が、Well-beingの観点からより良い環境となるよう、支援の機運を高め、ネットワークを整え、活動を促進

### ⑤ 子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援

専門人材から身近な大人、子供・若者自身や家族に至るまで、多様な担い手を養成・確保し、支援

自然・文化体験の充実と1人1台 ICT 環境の有効活用、少人数学級の実施、健康・安全教育、消費者教育の推進、社会形成に参画する態度、若者の雇用安定化 等

担当大臣のリーダーシップの下での孤独・孤立対策、自殺、虐待、貧困等への対策、複合的課題への包括的支援、SNS 相談やアウトリーチの充実、SOSを出し、受け止める力の育成 等

STEAM ( Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics) 教育、起業家教育、“出る杭”の応援、地方移住、地域貢献活動の促進 等

多様な居場所づくり、子育て支援、家庭教育支援、地域と学校の協働、ネット利用の適正化、働き方改革、テレワーク、子供・若者への投資の推進 等

企業等の参画促進、教師の資質能力の向上、専門や地域を超えた共助の推進、先端技術・データ活用(Child-Youth Tech) 等

## 3. 施策の推進体制

○子供・若者の多様化や課題の複雑化、孤独・孤立や Well-being の観点等を踏まえ、**多様なデータ**(子供・若者の意識や状況、支援計画・機関の整備状況、他の大綱・基本計画における関連指標等) **からなる参考指標(子供・若者インデックス)**を新たに設定。それらを可視化した子供・若者インデックスボードを作成し、総合的・多面的な評価を充実するとともに、**社会全体での支援推進に活用**。

○大綱の期間は**おおむね5年(令和3～7年度)**としつつ、**社会情勢、政策動向等**に応じ適時改定。

3年目に中間評価を新たに実施。政策的に関連の深い他の大綱等の見直し状況を踏まえ終期を判断。

## 岡山県青少年健全育成条例

(昭和五十二年六月十六日岡山県条例第二十九号)  
最終改正：令和四年三月二十二日岡山県条例第九号

- 第一章 総則（第一条―第六条）
- 第二章 推奨及び表彰（第七条・第八条）
- 第三章 有害環境の規制（第九条―第十八条）
- 第四章 青少年に対する不健全行為の禁止（第十九条―第二十四条）
- 第五章 インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止（第二十五条）
- 第六章 県民総参加による青少年をとりまく環境の整備（第二十六条―第三十条）
- 第七章 その他（第三十一条―第三十七条）
- 附則

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この条例は、県民総参加のもとに、青少年の生活環境の整備を助長するとともに、青少年の健全な成長を害するおそれのある環境及び行為から保護し、もつて青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

#### (基本理念)

第一条の二 青少年は、良好な環境のもとに心豊かにたくましく成長するよう配慮されなければならない。  
2 青少年は、その発達段階に応じた社会の一員としての自覚と責任を持ち、自らの判断力を培い、もつて自立した社会人として成長するよう配慮されなければならない。

#### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 青少年 満十八歳に満たない者をいう。
- 二 保護者 親権者、未成年後見人、児童福祉施設の長その他青少年を現に監護する者をいう。
- 三 図書 書籍、雑誌その他の刊行物、文書、写真（印刷されたものを含む。第十条第三項において同じ。）、絵画及びレコード、コンパクトディスク、録音テープ、ビデオテープ、ビデオディスク、フィルム、フロッピーディスクその他の映像又は音声記録されている物で機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。
- 四 興行 映画、演劇、音楽、演芸、見せ物、紙芝居その他の興行をいう。
- 五 がん具 がん具及びこれに類するものをいう。
- 六 刃物 刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第二条第二項に規定する刀剣類を除く。）及びこれに類するものをいう。
- 七 利用カード テレホンクラブ等営業に関して提供する役務の数量に応ずる対価を得る目的をもつて発行する文書その他の物品をいう。
- 八 広告物 屋外又は屋内で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

九 テレホンクラブ等営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「法」という。）第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。

十 自動販売機 物品を販売するための機器で、物品の販売に従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。）をすることなく、当該機器に収納された物品を販売することができるものをいう。

十一 販売等 販売、頒布、贈与、交換又は貸付けをいう。

十二 有害薬品類等 薬品類及び有機溶剤並びにこれらを含有する物で、催眠、めいてい、興奮、幻覚、麻酔等の作用を有するものをいう。

十三 深夜 午後十一時から翌日の午前五時までの時間をいう。

#### (県の責務)

第三条 県は、県民、市町村、関係機関、関係団体等との協働のもとに、青少年の健全な育成を図るための総合的な施策を積極的に講ずるものとする。

#### (県民の責務)

第四条 すべての県民は、青少年の健全な育成を図ることが県民ひとりひとりの責務であることを深く認識し、青少年の健全な育成を害するおそれのある環境及び行為から青少年を守るとともに、良い環境をつくるよう努めなければならない。

#### (保護者等の責務)

第五条 保護者は、青少年を健全に育成することが保護者本来の責務であることを強く自覚し、自らが青少年の模範となるよう努めるとともに、愛情ある環境の中で青少年を監護し、教育しなければならない。

2 家庭を構成する者は、互いに協力し、明るい家庭を築くとともに、青少年の健全な育成に努めなければならない。

#### (地域住民の責務)

第五条の二 地域住民は、互いに協力し、地域社会における活動を通じて青少年の健全な育成に努めなければならない。

#### (適用上の注意)

第六条 この条例の適用に当たっては、第一条の目的を逸脱し、県民の権利及び自由を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

## 第二章 推奨及び表彰

### (優良図書等の推奨)

第七条 知事は、図書、興行及びがん具で、その内容等が青少年の健全な育成のため特に有益であると認められるものを推奨することができる。

### (表彰)

第八条 知事は、青少年の健全な育成を図るため必要があると認めるときは、次に掲げるものを表彰することができる。

- 一 青少年を健全に育成するために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの

- 二 青少年又はその団体で、その行動が他の模範になると認められるもの
- 三 営業者又はその団体で、第一条の目的に従い自主的規制等を行うことにより青少年の健全な育成に特に寄与したと認められるもの

### 第三章 有害環境の規制

(営業者等の自主規制)

第九条 図書を取り扱う業者、興行を主催する者、がん具、刃物、薬品類、利用カードその他の物品を販売する者、広告物を掲示し、又は管理する者、遊技場を営む者、テレホンクラブ等営業を営む者その他営業を営む者は、相互に協力し、青少年の健全な育成を害さないよう自主的な措置を講じなければならない。

- 2 自動販売機により物品を販売する者は、青少年の健全な育成を害さないよう収納物品、設置場所、営業時間等について配慮するとともに、利用上の注意を表示しなければならない。

(図書の指定及び販売の禁止等)

第十条 知事は、図書の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性又は残虐性を助長し、著しく自殺又は犯罪を誘発し、著しく心身の健康を害する行為を誘発する等青少年の健全な育成を害するおそれがあると認めるときは、青少年にこれを見せ、聞かせ、又は読ませないようにするため当該図書を指定することができる。

- 2 知事は、図書の内容の全部又は大部分（販売等の対象を専ら青少年としている図書にあつては、その一部）にテレホンクラブ等営業の名称又は電話番号が記載され、又は記録されているときは、青少年にこれを見せ、聞かせ、又は読ませないようにするため当該図書を指定することができる。

- 3 次の各号のいずれかに該当する図書（第一号、第二号及び第四号に掲げるものにあつてはその内容が、第三号に掲げるものにあつてはその表紙等が主として読者又は視聴者の好色的興味に訴えるものでないと認められるものを除く。）は、第一項の規定による指定がない場合であつても、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書とする。

一 書籍、雑誌その他の刊行物であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下この項において「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で知事が別に定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下この号において同じ。）の数が二十以上のもの又はページの総数の五分の一以上を占めるもの

二 コンパクトディスク、ビデオテープ、ビデオディスクその他の映像が記録されている物で機器を使用して当該映像が再生されるものであつて、卑わいな姿態等を描写した場面で知事が別に定めるものの時間が合わせて三分を超えるもの又は当該場面の数が二十以上のもの

三 表紙又は包装箱その他の包装の用に供された物に卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵で知事が別に定めるものを掲載している図書

四 卑わいな姿態等を被写体とした写真で知事が別に定めるもの

五 図書の制作又は販売を行う者の組織する団体で知事の指定を受けたものが、青少年に見せ、聞かせ、又は読ませることが不相当であると認めた図書で当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの

- 4 第一項、第二項及び前項第五号の規定による指定は、県公報に公示することにより行う。ただし、必要があると認めるときは、新聞に公示することにより行うことができる。

5 図書を取り扱う業者は、青少年に、第一項又は第二項の規定による指定を受けた図書及び第三項各号のいずれかに該当する図書（以下「有害図書」という。）の販売等をし、又はこれを見せ、聞かせ、若しくは読ませるはならない。

6 何人も、青少年に、有害図書を見せ、聞かせ、又は読ませるはならない。

7 知事は、有害図書が第一項の規定に該当しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。

8 前項の指定の取消しは、県公報に公示することにより行う。

(有害図書の区分陳列等)

第十条の二 図書を取り扱う業者は、有害図書を陳列するときは、青少年が容易に閲覧することができないよう知事が別に定める方法により当該有害図書を、他の図書と明確に区分し、かつ、店内の容易に監視することができる場所にまとめて陳列しなければならない。

2 図書を取り扱う業者は、有害図書を陳列するときは、知事が別に定めるところにより、その陳列場所の見やすい箇所に、有害図書であり青少年には販売等をし、又は見せ、聞かせ、若しくは読ませることができない旨の掲示をしなければならない。

3 知事は、第一項の規定に違反している者に対し、有害図書の管理方法又は陳列方法の改善を勧告することができる。

4 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対して期限を定めて当該勧告に従うよう命ずることができる。

5 前各項の規定は、図書を取り扱う業者が法令又はこの条例の規定により青少年を入場させることが禁止されている施設又は場所に有害図書を陳列する場合については、適用しない。

(多指定刊行物の公表等)

第十一条 知事は、定期的に刊行される書籍、雑誌その他の刊行物で、第十条第一項の指定を過去一年間に十回以上受けたものの名称及び発行者を公表するものとする。

2 図書を取り扱う業者は、前項の規定により公表された書籍、雑誌その他の刊行物については、青少年の健全な育成を害することのないよう販売等、陳列及び自動販売機への収納について特に注意しなければならない。

(不健全図書の取扱い)



第十一条の二 図書を取り扱う業者は、図書の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの（第二十七条第一項において「不健全図書」という。）を青少年に販売等をし、又は見せ、聞かせ、若しくは読ませないよう努めなければならない。

- 一 性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を害するおそれのあるもの
- 二 粗暴性又は残虐性を助長し、青少年の健全な育成を害するおそれのあるもの
- 三 自殺又は犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を害するおそれのあるもの
- 四 心身の健康を害する行為を誘発し、青少年の健全な育成を害するおそれのあるもの
- 五 図書を取り扱う業者又は図書を取り扱う業者で構成する団体が、青少年に販売し、又は見せ、聞かせ、若しくは読ませることが好ましくないと認めた図書で、その旨が表示されているもの

（図書の自動販売機の設置の届出等）

第十一条の三 図書を販売するために自動販売機を設置しようとする者は、あらかじめ、設置する自動販売機ごとに次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 自動販売機を設置しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
  - 二 自動販売機の設置場所並びに当該設置場所の提供者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
  - 三 次条第一項に規定する管理者の氏名及び住所
  - 四 次条第二項に規定する権限を付与した旨
  - 五 その他知事が別に定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき、又は当該届出に係る自動販売機による図書の販売を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から十五日以内にその旨を知事に届け出なければならない。
- 3 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る自動販売機を設置したときは、直ちに、同項の規定により届け出た事項を当該自動販売機の見やすい箇所に表示しなければならない。
- 4 前項の規定は、第二項の規定による変更の届出をした者について準用する。

（図書の自動販売機の管理者の設置）

第十一条の四 図書を販売するために自動販売機を設置しようとする者は、設置する自動販売機ごとに当該自動販売機を適正に管理するための管理者を置かなければならない。

- 2 前項に規定する管理者は、当該自動販売機を設置する市町村の区域内に住所を有し、かつ、居住している者であつて、自動販売機を設置している者が自ら有害図書の除去その他の必要な措置を行うことができない場合に自動販売機を設置する者に代わり当該措置を行うことができる権限を有するものでなければならない。

（自動販売機による図書の販売の制限）

第十一条の五 自動販売機により図書を販売する者

は、当該自動販売機に有害図書を収納してはならない。

- 2 自動販売機により図書を販売する者又は前条第一項に規定する管理者は、現に収納されている図書が第十条第一項又は第二項の規定による指定を受けたときは、直ちに当該図書を除去しなければならない。
- 3 知事は、第一項の規定に違反した者又は前項の規定に違反している者に対し、有害図書の除去を命ずることができる。

（適用除外）

第十一条の六 第十一条の三第一項、第十一条の四第一項並びに前条第一項及び第二項の規定は、自動販売機を、法令又はこの条例の規定により青少年を入場させることが禁止されている施設又は場所で店外から購入することができない所に設置する場合は、これを適用しない。

（有害興行の指定及び観覧禁止）

第十二条 知事は、興行の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性又は残虐性を助長し、著しく自殺又は犯罪を誘発し、著しく心身の健康を害する行為を誘発する等青少年の健全な育成を害するおそれがあると認めるときは、青少年にこれを見せないようにするため当該興行を指定することができる。

- 2 前項の規定による指定は、県公報に公示することにより行う。ただし、緊急やむをえないと認めるときは、当該興行を主催する者に対する通知によつて行うことができる。
- 3 第一項の規定による指定を受けた興行を主催する者は、青少年に当該興行を見せってはならない。
- 4 第一項の規定による指定を受けた興行を主催する者は、知事が別に定めるところにより、当該興行を行う期間中、入場しようとする者の見やすい場所に、当該興行が第一項の規定による指定を受けたものである旨及び青少年の入場を拒む旨の掲示をしなければならない。
- 5 第十条第七項及び第八項の規定は、第一項の規定による指定を受けた興行について準用する。

（深夜における興行場等への入場禁止）

第十三条 興行を主催する者及び設備を設けて客に遊技、図書の閲覧若しくは視聴、インターネットの利用又はスポーツを行わせる営業で知事が別に定めるものを営む者（次項において「興行者等」という。）は、深夜において、正当な理由がある場合を除き、その興行又は営業の場所に青少年を入場させてはならない。

- 2 深夜において興行又は前項の営業が行われる場合は、興行者等は、知事が別に定めるところにより、入場しようとする者の見やすい場所に深夜は青少年の入場を拒む旨の掲示をしなければならない。

（有害施設等への入場禁止）

第十四条 次に掲げる営業（法第二条第一項第五号又は同条第六項第四号若しくは第五号の営業を除く。）で、青少年の健全な育成を害するおそれがあるものとして知事が別に定めるものを営む者は、青少年を当該営業を営む施設又は場所に入場させてはならない。

- 一 設備を設けて主として異性を同伴する客の宿泊又は休憩に利用させる営業
- 二 設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
- 三 主として性に関する器具、がん具その他の物品を販売する営業

- 2 前項の営業を営む者は、知事が別に定めるところにより、入場しようとする者の見やすい場所に青少年の入場を拒む旨の掲示をしなければならない。  
(有害がん具等の指定及び販売の禁止等)

第十五条 知事は、がん具又は刃物の構造又は機能が人体に危害を及ぼし、又は犯罪を誘発助長するおそれがあり、青少年の健全な育成を害すると認めるときは、青少年にこれを所持させないようにするため当該がん具又は刃物を指定することができる。

- 2 前項の規定による指定は、県公報に公示することにより行う。
- 3 がん具又は刃物を販売する者は、青少年に第一項の規定による指定を受けたがん具又は刃物の販売等をしてはならない。
- 4 何人も、第一項に規定による指定を受けたがん具又は刃物を青少年に所持させてはならない。
- 5 第十条第七項及び第八項の規定は、第一項の規定による指定を受けたがん具又は刃物について準用する。

(自動販売機によるがん具等の販売の制限)

第十五条の二 自動販売機により避妊用具（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）別表第一に規定する衛生用品のうち知事が別に定めるもの（次条において「指定避妊用具」という。）を除く。）その他主として性に関する器具又はがん具で知事が別に定めるものを販売する者は、当該自動販売機を店内であつて常時監視することができ、かつ、店外から購入することができない場所以外の場所に設置してはならない。ただし、当該自動販売機を、法令又はこの条例の規定により青少年を入場させることが禁止されている施設又は場所で店外から購入することができない所に設置する場合は、この限りでない。

- 2 知事は、前項の規定に違反している者に対し、自動販売機の設置場所の変更その他必要な措置を命ずることができる。

(自動販売機による指定避妊用具の販売に係る制限等)

第十五条の三 自動販売機により指定避妊用具を販売する者（次項において「指定避妊用具自動販売機業者」という。）は、学校その他青少年の利用する教育施設、文化施設、体育施設、遊園地、公園等及びこれらの周辺に、指定避妊用具を収納する自動販売機を設置しないよう努めなければならない。

- 2 指定避妊用具自動販売機業者は、指定避妊用具を収納する自動販売機に指定避妊用具以外の商品を収納してはならない。ただし、当該自動販売機を、法令又はこの条例の規定により青少年を入場させることが禁止されている施設又は場所で店外から購入することができない所に設置する場合は、この限りでない。

(有害薬品類等の販売の禁止等)

第十六条 何人も、青少年に有害薬品類等で知事が別に定めるものの販売等をしてはならない。ただし、青少年の健全な育成を害するおそれがないとして知事が別に定める場合は、この限りでない。

- 2 前項の有害薬品類等を取り扱う業者は、当該有害薬品類等が盗難にあい、又は紛失することを防ぐために必要な措置を講じなければならない。
- 3 知事は、前項の規定に違反している者に対し必要な措置をとるよう勧告することができる。

(利用カードの販売の届出等)

第十六条の二 利用カードを販売しようとする者（次条第一項ただし書に規定する場合において、利用カードを販売するために自動販売機を設置しようとする者を含む。以下この項において同じ。）は、公安委員会規則の定めるところにより、あらかじめ、利用カードを販売する施設（次条第一項ただし書に規定する場合にあつては、設置する自動販売機。以下「利用カード販売所」という。）ごとに、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

- 一 利用カードを販売しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- 二 利用カード販売所の名称及び所在地又は自動販売機の設置場所
- 三 その他公安委員会規則で定める事項

- 2 前項の規定による届出をした者（以下「利用カード販売者」という。）は、届け出た事項に変更があつたとき、又は当該届出に係る利用カードの販売を廃止したときは、公安委員会規則の定めるところにより、当該変更又は廃止の日から十五日以内にその旨を公安委員会に届け出なければならない。

- 3 利用カード販売者（次項に規定する者を除く。）は、青少年の利用カードの購入を禁ずる旨を当該利用カード販売所の見やすい箇所に表示しなければならない。

- 4 自動販売機により利用カードを販売する利用カード販売者は、第一項の届出に係る自動販売機を設置したときは、公安委員会規則の定めるところにより、直ちに、同項の規定により届け出た事項を当該自動販売機の見やすい箇所に表示しなければならない。

- 5 前項の規定は、第二項の規定による変更の届出をした者について準用する。

(自動販売機への利用カードの収納の制限)

第十六条の三 何人も、自動販売機に利用カードを収納してはならない。ただし、当該自動販売機を、法令又はこの条例の規定により青少年を入場させることが禁止されている施設又は場所で店外から購入することができない所に設置する場合は、この限りでない。

- 2 公安委員会は、前項の規定に違反した者に対し、利用カードの除去その他必要な措置を命ずることができる。

(利用カードの販売等の禁止等)

第十六条の四 何人も、青少年に利用カードの販売等をし、又はテレホンクラブ等営業に係る役務の提供を受けるために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等を口頭、閲覧その他の方法により伝達してはならない。

2 利用カード販売者は、利用カードを販売するときは、あらかじめ、青少年には利用カードの販売等を行うことができない旨、青少年はテレホンクラブ等営業を利用することができない旨及びテレホンクラブ等営業に係る会話（法第二条第九項に規定する会話をいう。）の相手方が青少年と知れたときは、その利用をやめなければならない旨を客に周知しなければならない。

3 公安委員会は、前項の規定に違反している者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(有害広告物等の規制)

第十七条 知事は、広告物の内容が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性又は残虐性を助長し、著しく自殺又は犯罪を誘発し、著しく心身の健康を害する行為を誘発する等青少年の健全な育成を害するおそれがあると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対し当該広告物の内容の変更、設置場所の変更、撤去その他必要な措置を命ずることができる。

2 何人も、利用カードの販売について、次に掲げる方法で広告又は宣伝をしてはならない。

一 法第三十一条の十三第一項又は法第三十一条の十八第一項において準用する法第二十八条第五項第一号に規定する広告制限区域等（以下この条において「広告制限区域等」という。）において、広告物を表示すること。

二 広告制限区域等において、人の住居にビラ等（ビラ、パンフレット又はこれらに類する広告若しくは宣伝の用に供される文書、図画その他の物品をいう。以下同じ。）を配り、又は差し入れること。

三 前号に掲げるもののほか、広告制限区域等において、ビラ等を頒布すること。

四 広告制限区域等以外の地域において、人の住居（青少年が居住していないものを除く。）にビラ等を配り、又は差し入れること。

五 前号に掲げるもののほか、広告制限区域等以外の地域において、青少年に対してビラ等を頒布すること。

六 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成を害するおそれのある方法

3 公安委員会は、利用カード販売者又はその代理人、使用人その他の従業者（次条第一項及び第三十六条において「代理人等」という。）が前項の規定に違反したときは、当該利用カード販売者に対し、ビラ等の頒布の中止その他必要な措置を命ずることができる。

4 公安委員会は、第二項の規定に違反して広告制限区域等において広告物が表示されているときは、何人により当該広告物が表示されたかにかかわらず、当該広告物に係る利用カード販売者に対し、当該広告物の除去を命ずることができる。

(利用カードの販売の停止)

第十八条 公安委員会は、利用カード販売者又はその代理人等が、当該利用カードの販売に関し、この条例に規定する罪に当たる違法な行為をしたとき、刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十五条の罪若しくは売春防止法（昭和三十一年法律第一百八号）

第二章に規定する罪に当たる違法な行為（青少年に対するものに限る。）をしたとき、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二章に規定する罪に当たる違法な行為をしたとき、又は利用カード販売者が第十六条の三第二項、第十六条の四第三項又は前条第三項若しくは第四項の規定による命令に従わなかつたときは、当該利用カード販売者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて当該利用カードの販売の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 公安委員会は、前項の規定により利用カードの販売の停止を命じようとするときは、岡山県行政手続条例（平成七年岡山県条例第三十号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 公安委員会は、前項の聴聞を行うに当たっては、その期日の一週間前までに、岡山県行政手続条例第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

4 前項の通知を岡山県行政手続条例第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。

5 第二項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

#### 第四章 青少年に対する不健全行為の禁止

(非行助長行為の禁止)

第十九条 何人も、青少年に対し、暴行、傷害、恐喝、窃盗、違法運転、淫行、わいせつ行為若しくは有害薬品類等の不健全使用（次項において「著しい非行」という。）若しくは家出を行うよう勧誘し、あおり、そそのかし、若しくは強制し、又はこれらの行為を行わせる目的をもつて金品その他の財産上の利益又は職務を供与してはならない。

2 何人も、青少年を構成員の全部又は一部として著しい非行を行う集団を結成し、指導し、若しくは援助し、又は青少年に対し、著しい非行を行う集団へ加入するよう勧誘し、若しくは強制してはならない。

(淫行及びわいせつ行為の禁止)

第二十条 何人も、青少年に対し淫行又はわいせつ行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

(有害行為のための場所の提供又は周旋の禁止)

第二十一条 何人も、淫行、わいせつ行為、有害薬品類等の不健全使用、飲酒、喫煙等青少年の健全な育成を害する行為が行われ、又は行われるおそれがあることを知つて、青少年に対し、場所を提供し、又は周旋してはならない。

- 2 知事は、青少年が前項の行為を行い、又は行うおそれがあると認められる施設があるときは、当該施設の所有者又は管理者に対し管理方法の改善その他必要な措置をとることを勧告することができる。

(深夜外出の制限)

第二十二條 保護者は、正当な理由がある場合を除き、青少年を深夜に外出させないよう努めなければならない。

- 2 何人も、保護者の同意又は委託を受ける等正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

- 3 深夜に営業を営む者は、深夜に当該営業に係る施設内又は敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

(いれずみを施す行為の禁止)

第二十三條 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、いれずみを施し、受けさせ、又は周旋してはならない。

(勧誘行為の禁止)

第二十三條の二 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 接待飲食等営業（法第二条第四項に規定する接待飲食等営業をいう。）又は性風俗関連特殊営業（法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。）において客に接する業務に従事するよう勧誘すること。

- 二 接待飲食等営業（法第二条第一項第一号に該当する営業に限る。）の客となるよう勧誘すること。

(着用済み下着の買受け等の禁止)

第二十三條の三 何人も、青少年から青少年が着用した下着（青少年がこれに該当すると称したものを含む。）を買受け、若しくは売却するよう勧誘し、若しくは青少年に対してその売却の相手方を紹介し、又はこれらの行為が行われることを知つて、そのための場所を提供してはならない。

(質受及び買受の禁止)

第二十四條 質屋（質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第一条第二項に規定する者をいう。）は、正当な理由がある場合を除き、青少年から物品（有価証券を含む。）を質にとつてはならない。

- 2 古物商（古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二条第三項に規定する者をいう。）は、正当な理由がある場合を除き、青少年から同条第一項に規定する古物（前条に規定する下着を除く。以下この項において同じ。）を買受け、若しくは販売の委託を受け、又は青少年と古物を交換してはならない。

## 第五章 インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止

第二十五條 青少年のインターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止に関しては、岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例（平成二十三年岡山県条例第二十三号）の定めるところによる。

## 第六章 県民総参加による青少年をとりまく環境の整備

(青少年育成県民運動)

第二十六條 県民は、相互に連携し、次に掲げる活動を自主的かつ積極的に推進するよう努めなければならない。

- 一 青少年の健全な育成を害する環境の浄化
- 二 非行少年の早期発見及び善導
- 三 青少年の自主的活動の育成及び助長
- 四 明るい家庭づくりのための啓発
- 五 その他青少年の健全育成活動

2 県民は、青少年の非行が行われ、若しくは行われるおそれがあると認めるとき又は青少年の健全な育成を害し、若しくは害するおそれがある環境を発見したときは、少年補導センター又は警察署へ通報しなければならない。

(保護者の役割)

第二十七條 保護者は、この条例の趣旨にのっとり、有害図書、不健全図書、有害ながん具、刃物及び薬品類、利用カード等が青少年の手に入らないよう適正な管理を行い、青少年が有害な興行を行う興行場その他の施設へ立ち入らないよう、テレホンクラブ等営業を利用しないよう、又はテレホンクラブ等営業若しくは利用カードの販売に係るピラ等を受け取らないよう監督する等により、青少年の健全な育成を害する環境又は行為から青少年を保護しなければならない。

2 保護者は、常に青少年と意思の疎通を図り、青少年が自己の心身鍛練のための体育、文化、地域活動等に自主的に参加するよう配慮するとともに、青少年に有益な図書、興行、その他文化財等に接する機会を与える等青少年の健全な育成にとつて良好な生活環境を助長するよう努めなければならない。

(学校における措置)

第二十八條 学校の長（以下この条において「校長」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、学校における児童生徒の指導の充実を図るとともに、児童生徒を有害な環境から守り、健全に育成するよう努めなければならない。

2 児童生徒の非行があつたときは、校長は、保護者と協力して当該児童生徒に対し適切な指導を行うとともに、必要に応じて、少年補導センター、警察署等の機関と密接な連絡をとり、適切な措置を講じなければならない。

3 県及び市町村の教育委員会は、前二項に関する事項について、校長に対し適切な指導及び助言を行うものとする。

(関係職員の義務)

第二十九條 教育、福祉その他青少年の保護育成のための業務に従事する職員は、青少年の健全な育成を害するおそれのある行為を行つていると認められる者に対し適切な指導及び助言を行わなければならない。

2 前項の職員は、この条例の目的に反する行為を行つていると認められる青少年に対しその非をさとすことにより健全な成長への自覚を促すとともに、保護者又は少年補導センターに通報する等適切な措置

をとらなければならない。

(旅館業者等の通報)

第三十条 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する旅館業、住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五条)第二条第三項に規定する住宅宿泊事業、同条第六項に規定する住宅宿泊管理業、貸家業又は貸間業を営む者は、その管理する施設において、青少年が暴行、淫行、わいせつ行為、有害薬品類等の不健全使用等を行い、又はこれらの行為による被害を受けていると認めるときは、速やかに保護者、少年補導センター又は警察署に通報しなければならない。その挙動から判断して家出をしていると認められる青少年が宿泊し、又は居住しているときも、同様とする。

## 第七章 その他

(審議会への諮問)

第三十一条 知事は、次に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ岡山県青少年健全育成審議会(岡山県附属機関条例(昭和二十七年岡山県条例第九十二号)に基づく岡山県青少年健全育成審議会をいう。以下この条において「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。ただし、緊急を要するときは、審議会の意見を聴かないで当該行為をすることができる。

- 一 第七条の規定による推奨
- 二 第十条第一項、第二項若しくは第七項、第十二条第一項若しくは第五項又は第十五条第一項若しくは第五項の規定による指定及びその取消し
- 三 第十条第三項第一号から第四号までの規定による定め
- 四 第十条第三項第五号の規定による指定
- 五 第十条の二第一項の規定による定め
- 六 第十七条第一項の規定による措置命令

2 知事は、前項ただし書の規定により当該行為をしたときは、審議会にこれを報告しなければならない。

3 知事は、第一項の規定により審議会の意見を聴く場合において、自主規制を行つている団体があるときは、必要に応じ、あらかじめ当該団体の意見を聴くものとする。

(立入調査)

第三十二条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、その指定する者(第三項において「立入調査員」という。)に、営業時間内において、書店、興行場、利用カード販売所その他の営業所(自動販売機の設置場所を含む。)に立ち入り、営業の状況を調査させ、関係者に対し、資料の提供を求めさせ、又は質問をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入調査は、必要かつ最小限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。
- 3 立入調査員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指定等の要請)

第三十三条 何人も、第七条の規定により推奨をし、

第十条第一項若しくは第二項、第十二条第一項若しくは第十五条第一項の規定により指定をし、又は第十七条第一項の規定により規制をすることが適当であると認めるときは、理由を付し、その旨を知事に要請することができる。

(命令違反等の公表)

第三十四条 知事は、この条例の規定に基づく勧告又は命令に従わなかつた者があるときは、その旨を公表することができる。

(罰則)

- 第三十五条 第二十条第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 2 第二十一条第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
  - 3 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
    - 一 第十九条又は第二十三条の規定に違反した者
    - 二 第十八条第一項の規定による命令に従わなかつた者
  - 4 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
    - 一 常習として第十条第五項の規定に違反した者
    - 二 常習として第十一条の五第一項又は第二項の規定に違反した者
    - 三 前号に該当する者で第十一条の五第三項の規定による命令に従わなかつた者
    - 四 第二十条第二項の規定に違反した者
  - 5 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
    - 一 第十条第五項、第十一条の五第一項若しくは第二項、第十二条第三項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条第三項、第十五条の二第一項、第十六条第一項、第十六条の三第一項、第十六条の四第一項、第十七条第二項(第三号(青少年に対するピラ等の頒布に限る。))又は第五号に係るものに限る。第七項において同じ。)、第二十二条第二項又は第二十三条の二から第二十四条までの規定に違反した者
    - 二 第十条の二第四項、第十一条の五第三項、第十五条の二第二項、第十六条の三第二項、第十六条の四第三項又は第十七条第一項、第三項若しくは第四項の規定による命令に従わなかつた者
  - 6 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
    - 一 第十条の二第二項、第十二条第四項、第十三条第二項又は第十四条第二項の規定に違反した者
    - 二 第十一条の三第一項若しくは第二項又は第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
    - 三 第十一条の三第三項(同条第四項において準用する場合を含む。))又は第十六条の二第三項若しくは第四項(同条第五項において準用する場合を含む。))の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者
    - 四 第三十二条第一項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、資料の提供を拒み、忌避し、若しくは虚偽の資料を提供し、

又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

- 7 第十条第五項、第十二条第三項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条第三項、第十六条第一項、第十六条の四第一項、第十七条第二項、第十九条、第二十条、第二十一条第一項、第二十二条第二項又は第二十三条から第二十四条までの規定に違反した者は、当該青少年の年令を知らないことを理由として、第一項から第五項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年令を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

(両罰規定)

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人等が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

(その他)

第三十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則 (抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。  
(岡山県青少年健全育成条例及び岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）附則第二条第三項の規定によりなお従前の例により成年に達したとみなされる者及び同法附則第三条第三項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百五十三条の規定の適用を受ける者については、第一条第一号の規定による改正後の岡山県青少年健全育成条例第二条第一号及び第一条第二号の規定による改正後の岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例第二条第一項第一号に規定する青少年に該当しないものとみなす。

## 岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例

(平成二十三年三月十六日岡山県条例第二十三号)

最終改正：令和四年三月二十二日岡山県条例第九号

(目的)

第一条 この条例は、インターネットが青少年に及ぼす影響に鑑み、青少年によるインターネットの適切な利用及びインターネットからもたらされる有害情報による青少年の被害防止について、取組の基本方針を定め、並びに県、保護者、事業者等、県民及び青少年の責務等を明らかにするとともに、県の施策、事業者等の取組その他の必要な事項について定めることにより、もって青少年の健全な成長を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 青少年 満十八歳に満たない者をいう。
- 二 保護者 親権者、未成年後見人、児童福祉施設の長その他青少年を現に監護する者をいう。
- 三 事業者等 携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号。以下「法」という。）第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）、携帯電話インターネット接続役務提供事業者の携帯電話インターネット接続役務（法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供に関する契約（以下「役務提供契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理を業とする者、インターネットと接続する機能を有する端末設備（以下「端末設備」という。）の販売、頒布若しくは貸付け（以下「販売等」という。）を業とする者、端末設備を公衆の利用に供する者又はインターネット接続役務提供事業者（法第二条第六項に規定するインターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）をいう。

四 有害情報 インターネットを利用して公衆の閲覧（視聴を含む。以下同じ。）に供されている情報であって青少年の健全な成長を著しく阻害するものをいう。

五 青少年有害情報フィルタリングソフトウェア 法第二条第九項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。

六 青少年有害情報フィルタリングサービス 法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。

七 インターネットリテラシー 青少年自らが、主体的に端末設備を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットによる情報発信を行う能力をいう。

2 前項第四号の有害情報を例示すると、次のとおりである。

- 一 犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、若しくは誘引し、又は自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報
- 二 人の性行為又は性器等のわいせつな描写その他の著しく性欲を興奮させ又は刺激する情報
- 三 殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写その他の著しく残虐な内容の情報

(取組の基本方針)

第三条 青少年によるインターネットの適切な利用及び有害情報による青少年の被害防止を図るための取組は、次に掲げる事項を基本とするものとする。

- 一 青少年にモラル及びマナーをもってインターネットの情報を活用するようインターネットリテラシーに関する教育を行うこと。
- 二 青少年に有害情報の閲覧をさせないこと。

(県の責務)

第四条 県は、市町村等との協働のもとに、前条に規定する取組の基本方針（以下「取組方針」という。）に基づき、青少年によるインターネットの適切な利用及び有害情報による青少年の被害防止を図るために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(保護者の責務)

第五条 保護者は、取組方針に基づき、その監護する青少年について、インターネットの利用状況を把握するとともに、インターネットリテラシーに関する教育及び有害情報による当該青少年の被害防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 保護者は、前項の措置を講ずるために必要な知識及び能力の習得に努めなければならない。

3 保護者は、インターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生ずることに特に留意するものとする。

(事業者等の責務)

第六条 事業者等は、取組方針に基づき、青少年によるインターネットの適切な利用及び有害情報による青少年の被害防止を図るために必要な措置を講ずるとともに、第九条に規定する県の施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第七条 県民は、取組方針に基づき、地域社会における活動を通じて青少年によるインターネットの適切な利用及び有害情報による青少年の被害防止に寄与するよう努めなければならない。

(青少年の取組)

第八条 青少年は、インターネットリテラシーの習得に努めるとともに、インターネットを利用する際には、有害情報の閲覧をすることなく、かつ、日常生活に著しい支障が生ずる程度に過度に利用しないよう努めなければならない。

(県の施策)

第九条 県は、青少年、保護者、事業者等及び県民に対し、青少年によるインターネットの適切な利用及び有害情報による青少年の被害防止を図るための知識の普及、情報及び学習の機会の提供その他の事業を推進するものとする。

2 県は、青少年のインターネットリテラシーの習得

のため、学校教育、社会教育及び家庭教育におけるインターネットリテラシーに関する教育の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(事業者等の取組)

- 第十条 事業者等のうち、携帯電話インターネット接続役務提供事業者若しくは役務提供契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理を業とする者又は携帯電話端末等（法第二条第七項に規定する携帯電話端末等をいう。以下同じ。）の販売等を業とする者（以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。）は、役務提供契約を締結しようとする場合において、当該携帯電話端末等を青少年が利用することが見込まれるときは、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより青少年が有害情報の閲覧をする機会が生ずることその他規則で定める事項を書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。次条において同じ。）により当該販売等の相手方に対し説明しなければならない。
- 2 事業者等のうち、携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、役務提供契約の相手方又は役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年である場合において、当該青少年が青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないときは、その間、次条第二項に規定する書面若しくはその写し又は当該書面に記載された青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨その他規則で定める事項を記録した電磁的記録を保存しなければならない。ただし、当該契約に係る青少年が十八歳に達したときは、この限りでない。
- 3 事業者等のうち、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、青少年有害情報フィルタリング有効化措置（法第十六条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。）を講ずることなく特定携帯電話端末等（同条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下この項において同じ。）の販売等をする場合において、当該特定携帯電話端末等に係る役務提供契約の相手方又は当該特定携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、次条第三項に規定する書面若しくはその写し又は当該書面に記載された青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨その他規則で定める事項を記録した電磁的記録を保存しなければならない。ただし、当該契約に係る青少年が十八歳に達したときは、この限りでない。
- 4 事業者等のうち、端末設備の販売等を業とする者は、端末設備の販売等（携帯電話インターネット接続役務の提供に係るものを除く。）をする場合において、当該端末設備を青少年が利用することが見込まれるときは、青少年が有害情報の閲覧をすることがないよう青少年有害情報フィルタリングソフトウェアに係る情報その他の必要な情報を提供するとともに、端末設備に青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを備えるよう勧奨に努めなければならない。

い。ただし、規則で定める端末設備の販売等をする場合は、この限りでない。

- 5 事業者等のうち、端末設備を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの活用その他の適切な方法により、青少年に有害情報の閲覧をさせないよう努めなければならない。
- 6 事業者等のうち、インターネット接続役務提供事業者は、その事業活動を行うに当たっては、青少年が有害情報の閲覧をすることがないよう青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスに係る情報その他の必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(保護者の取組)

第十一条 保護者は、その監護する青少年が携帯電話インターネット接続役務の提供を受けるときは、当該青少年による有害情報の閲覧を防止するため、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用させること及び青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることに努めなければならない。

2 保護者は、法第十五条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、その旨その他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。

3 保護者は、法第十六条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、その旨その他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。

(県民の取組)

第十二条 県民は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、有害情報と認められるものの閲覧をさせないよう努めなければならない。

(学校の取組)

第十三条 学校の長は、児童生徒等に対してインターネットリテラシーに関する教育を実施するとともに、有害情報による児童生徒等の被害防止を図るよう努めなければならない。

(関係職員の義務)

第十四条 青少年によるインターネットの適切な利用の推進に係る業務に従事する職員は、青少年のインターネットの適切な利用の推進を害するおそれのある行為を行っている者に対し適切な指導又は助言を行わなければならない。

(指導及び勧告)

第十五条 知事は、第十条第一項に規定する説明又は同条第二項及び第三項に規定する保存を行っていないと認められる事業者等に対し、当該説明又は保存を行うよう指導し、又は勧告することができる。

(立入調査等)

第十六条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、その指定する者（第三項において「立入調査員」という。）に、営業時間内において、事業者等の営業所に立ち入り、営業の状況を調査さ



せ、関係者に対し、資料の提供を求めさせ、又は質問をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入調査等は、必要かつ最小限度において行うべきであって、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあってはならない。
- 3 立入調査員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公表等)

第十七条 知事は、事業者等が第十五条の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に、規則で定めるところにより、意見を述べる機会を与えなければならない。

(罰則)

第十八条 第十六条第一項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、資料の提供を拒み、忌避し、若しくは虚偽の資料を提供し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第十九条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(規則への委任)

第二十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則（抄）

(施行期日)

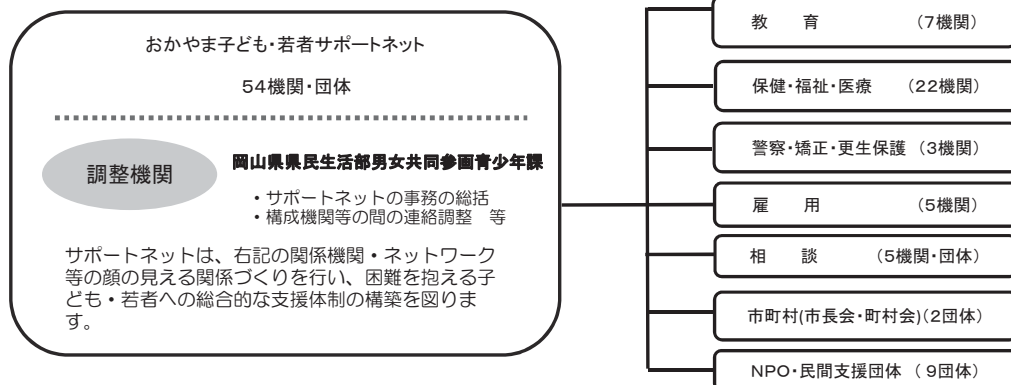
- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。  
(岡山県青少年健全育成条例及び岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）附則第二条第三項の規定によりなお従前の例により成年に達したとみなされる者及び同法附則第三条第三項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百五十三条の規定の適用を受ける者については、第一条第一号の規定による改正後の岡山県青少年健全育成条例第二条第一号及び第一条第二号の規定による改正後の岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例第二条第一項第一号に規定する青少年に該当しないものとみなす。

おかやま子ども・若者サポートネット構成機関・団体

分野	構成機関・団体名
教育	岡山県教育庁人権教育・生徒指導課
	岡山県教育庁特別支援教育課
	岡山県教育庁保健体育課
	岡山県教育庁生涯学習課
	岡山県総合教育センター
	岡山市岡山っ子育成局地域子育て支援課
	岡山市教育相談室／岡山市教育委員会指導課
保健・福祉・医療	岡山県医師会（精神科部会）
	岡山県精神科医療センター
	岡山県精神保健福祉センター
	岡山市こころの健康センター
	岡山県備前保健所
	岡山県備前保健所東備支所
	岡山県備中保健所
	岡山県備中保健所井笠支所
	岡山県備北保健所
	岡山県備北保健所新見支所
	岡山県真庭保健所
	岡山県美作保健所
	岡山県美作保健所勝英支所
	岡山市保健所
	倉敷市保健所
	岡山県中央児童相談所
	岡山市こども総合相談所
	おかやま発達障害者支援センター
	岡山市発達障害者支援センター
	岡山県保健福祉部健康推進課
岡山県保健福祉部子ども家庭課	
岡山県保健福祉部障害福祉課	

分野	構成機関・団体名
警察	岡山県警察本部生活安全部
更生・矯正・更生保護	岡山保護観察所
	岡山少年鑑別所
雇用	岡山労働局職業安定部訓練室
	岡山公共職業安定所
	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岡山支部 岡山職業能力開発促進センター
	おかやま若者就職支援センター
	岡山県産業労働部労働雇用政策課
相談	岡山地方法務局人権擁護課
	岡山県人権擁護委員連合会
	岡山県青少年総合相談センター
	岡山県少年補導（育成）連絡会
	社会福祉法人岡山いのちの電話協会
市町村	岡山県市長会
	岡山県町村会
NPO、民間支援団体	特定非営利活動法人あかね
	特定非営利活動法人すたんど
	ひきこもり社会適応支援事業受託団体（KHJ岡山きびの会）
	ひきこもり社会適応支援事業受託団体（特定非営利活動法人エブリイハート）
	ひきこもり社会適応支援事業受託団体（メンタルサポートの会）
	地域若者サポートステーション事業受託団体（特定非営利活動法人ワーカーズユース）
	特定非営利活動法人志塾フリースクール岡山
	特定非営利活動法人未来へ
特定非営利活動法人山村エンタープライズ	
調整機関	岡山県県民生活部男女共同参画青少年課

（令和4年3月31日現在）



## 各種法令等による子ども・若者の年齢区分(R4.4～)

法令等の名称	呼称等	年齢区分
少年法	少年	20歳未満の者
	特定少年	18歳、19歳の者
刑法	責任年齢	満14歳
児童福祉法	児童	満18歳未満の者
	乳児	満1歳未満の者
	幼児	満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者
児童手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
子ども・子育て支援法	子ども	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
	小学校就学前子ども	子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者
母子及び父子並びに寡婦福祉法	児童	20歳未満の者
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を終了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年者	18歳未満の者
労働基準法	年少者	18歳未満の者
	児童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	児童	18歳未満の者
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児童	18歳未満の者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者
岡山県青少年健全育成条例	青少年	18歳未満の者
岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例	青少年	18歳未満の者
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者
子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者	法律上は規定なし。子ども・若者の範囲は、0歳から30歳代の者を含むとしている。(内閣府)
子供・若者育成支援推進大綱	子供	乳幼児期、学童期及び思春期の者
	若者	思春期、青年期の者。施策によっては、ポスト青年期の者も対象とする。
	青少年	乳幼児期から青年期までの者
	乳幼児期	義務教育年齢に達するまでの者
	学童期	小学生の者
	思春期	中学生からおおむね18歳までの者
	青年期	おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者
	ポスト青年期	青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者

---

## 第3次岡山県子ども・若者育成支援計画

---

令和4(2022)年3月発行

---

岡山県 県民生活部 男女共同参画青少年課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6  
TEL 086-226-0557 FAX 086-225-2949  
URL <http://www.pref.okayama.jp>

岡山県 男女共同参画青少年課

検索

